

無電柱化対策に関する調査

結果報告書

平成 26 年 8 月

総務省九州管区行政評価局

目 次

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| 第1 | 調査の目的等 | 1 |
| 第2 | 調査結果 | 2 |
| 1 | 無電柱化の社会実態 | 2 |
| ア | 無電柱化に係る関係機関の組織体制等 | 2 |
| イ | 無電柱化の現況等 | 3 |
| ウ | 関係機関における無電柱化関係の各種取組の状況 | 6 |
| 2 | 無電柱化の推進体制の整備状況 | 28 |
| (1) | 地方ブロック無電柱化協議会等の活動状況 | 28 |
| (2) | 無電柱化推進計画の策定・進捗管理状況 | 43 |
| 3 | 個別事業の実施状況等 | 55 |
| (1) | 個別事業に係る関係者間の調整及び費用負担等 | 55 |
| (2) | 電線共同溝事業における本体工事後の進捗管理等の徹底 | 71 |

図表等目次

1 無電柱化の社会実態

| | | |
|--------|-------------------|---|
| 図表 1-① | 無電柱化に係る計画の変遷 | 8 |
| 図表 1-② | 無電柱化に係るガイドライン | 8 |
| 図表 1-③ | 無電柱化を取り巻く主な政府決定事項 | 9 |

ア 無電柱化に係る関係機関の組織体制等

| | | |
|----------|----------------------------------|----|
| 図表 1-ア-① | 九州地方整備局における無電柱化事業に係る組織体制 | 10 |
| 図表 1-ア-② | 福岡国道事務所における無電柱化事業に係る組織体制 | 10 |
| 図表 1-ア-③ | 福岡県における無電柱化事業に係る組織体制 | 11 |
| 図表 1-ア-④ | 福岡市における無電柱化事業に係る組織体制 | 11 |
| 図表 1-ア-⑤ | うきは市における無電柱化事業に係る組織体制 | 12 |
| 図表 1-ア-⑥ | 九州地方整備局における部内の他部署又は他の行政機関等との連携状況 | 13 |
| 図表 1-ア-⑦ | 福岡国道事務所における部内の他部署又は他の行政機関等との連携状況 | 13 |
| 図表 1-ア-⑧ | 福岡県における部内の他部署又は他の行政機関等との連携状況 | 14 |
| 図表 1-ア-⑨ | 福岡市における部内の他部署又は他の行政機関等との連携状況 | 14 |
| 図表 1-ア-⑩ | うきは市における部内の他部署又は他の行政機関等との連携状況 | 15 |
| 図表 1-ア-⑪ | 調査対象 5 機関における無電柱化の推進に係る方針、計画等 | 15 |
| 図表 1-ア-⑫ | 福岡県、福岡市及びうきは市における無電柱化対策の施策上の位置付け | 16 |

イ 無電柱化の現況等

| | | |
|----------|---|----|
| 図表 1-イ-① | 調査対象 5 機関における管内の電柱設置数の推移を把握していない理由等 | 17 |
| 図表 1-イ-② | 福岡市内における電柱設置数の推移(平成 21 年度～25 年度) | 17 |
| 図表 1-イ-③ | 九州電力管内における電柱の総数、撤去数及び新設数の推移(平成 21 年度～25 年度) | 18 |
| 図表 1-イ-④ | N T T 九州事業本部管内における電柱の総数、撤去数及び新設数の推移(平成 21 年度～25 年度) | 18 |
| 図表 1-イ-⑤ | 電線管理者 A 社管内における電柱の総数、撤去数及び新設数の推移(平成 21 年度～25 年度) | 19 |
| 図表 1-イ-⑥ | 調査対象 3 電線管理者管内における電柱設置数の推移について(主な要因) | 19 |

| | | |
|----------|--|----|
| 図表 1-イ-⑦ | 九州電力管内における電柱設置場所別の本数(平成 21 年度～25 年度) …………… | 20 |
| 図表 1-イ-⑧ | N T T九州事業本部管内における電柱設置場所別の本数(平成 21 年度～25 年度) …………… | 20 |
| 図表 1-イ-⑨ | 電線管理者 A社管内における電柱設置場所別の本数(平成 21 年度～25 年度) …………… | 21 |
| 図表 1-イ-⑩ | 沖縄県を除く九州地区の各県及び政令市における市街地等の幹線道路の無電柱化率(平成 24 年度末時点) …………… | 21 |
| 図表 1-イ-⑪ | 福岡県及び福岡市の管理道路全体における無電柱化率(平成 24 年度) …………… | 21 |
| 図表 1-イ-⑫ | 国土交通省道路局環境安全課が算出した管内の緊急輸送道路及びバリアフリー法特定道路における無電柱化率 …………… | 22 |
| 図表 1-イ-⑬ | 福岡県内の直轄国道に係る電線共同溝の指定道路における無電柱化率(平成 25 年度) …………… | 22 |
| 図表 1-イ-⑭ | 福岡県及び福岡市の管内における緊急輸送道路(第 1 次)の無電柱化率 …………… | 23 |
| 図表 1-イ-⑮ | 福岡県及び福岡市の管内におけるバリアフリー法特定道路の無電柱化率 …………… | 23 |
| 図表 1-イ-⑯ | 福岡県、福岡市及びうきは市の管内における電線共同溝の指定道路の無電柱化率 …………… | 23 |

ウ 関係機関における無電柱化関係の各種取組の状況

| | | |
|----------|--|----|
| 図表 1-ウ-① | 調査対象 5 機関における無電柱化事業に係る具体的な箇所等に対する住民や事業者のニーズ把握の実施状況 …………… | 24 |
| 図表 1-ウ-② | 福岡市市政アンケート結果における道路整備に対する重要度と満足度 …………… | 25 |
| 図表 1-ウ-③ | うきは市による町並みをよくする会総会における無電柱化事業の説明概要 …………… | 25 |
| 図表 1-ウ-④ | 調査対象 5 機関における無電柱化に係る広報の実施状況 …………… | 26 |
| 図表 1-ウ-⑤ | 福岡県、福岡市及びうきは市における電柱の新設抑制への取組状況 …………… | 26 |
| 図表 1-ウ-⑥ | 九州地方整備局、福岡県及び福岡市において改正道路法を踏まえた取組みを行っていない理由 …………… | 27 |
| 図表 1-ウ-⑦ | 調査対象 3 電線管理者における無電柱化への参画状況 …………… | 27 |

2 無電柱化の推進体制の整備状況

(1) 地方ブロック無電柱化協議会等の活動状況

| | | |
|------------|----------------------------------|----|
| 図表 2-(1)-① | 無電柱化に係るガイドライン …………… | 32 |
| 図表 2-(1)-② | 九州地区無電柱化協議会構成機関名及び職名 …………… | 33 |
| 図表 2-(1)-③ | 九州地区無電柱化協議会(幹事会)の構成機関名及び職名 …………… | 34 |
| 図表 2-(1)-④ | 無電柱化協議会の設置目的等 …………… | 35 |

| | | |
|----------------|--|----|
| 図表 2 - (1) - ⑤ | 各無電柱化協議会の規約における構成委員の役割に関する記述 | 35 |
| 図表 2 - (1) - ⑥ | 福岡県無電柱化協議会の構成機関名及び職名 | 36 |
| 図表 2 - (1) - ⑦ | 福岡市無電柱化協議会の構成機関名及び職名 | 37 |
| 図表 2 - (1) - ⑧ | 無電柱化協議会等に参加するメリット | 38 |
| 図表 2 - (1) - ⑨ | 調査対象 3 協議会等の開催状況等(平成 21 年度～25 年度) | 39 |
| 図表 2 - (1) - ⑩ | 九州地区無電柱化協議会(幹事会)で配布された資料が福岡県無電柱化協議会及び福岡市無電柱化協議会の構成機関に提供されていない等の例 | 41 |
| 図表 2 - (1) - ⑪ | 住民に対する無電柱化の普及啓発を行っていない理由等 | 42 |

(2) 無電柱化推進計画の策定・進捗管理状況

| | | |
|----------------|--|----|
| 図表 2 - (2) - ① | 福岡市無電柱化協議会における「無電柱化ガイドライン」(平成 22 年 5 月策定)の概要 | 47 |
| 図表 2 - (2) - ② | 各無電柱化協議会における第 6 期計画の目標の設定状況 | 47 |
| 図表 2 - (2) - ③ | 各無電柱化協議会における計画策定の手順等 | 48 |
| 図表 2 - (2) - ④ | 福岡県無電柱化協議会及び福岡市無電柱化協議会の第 6 期計画における路線選択の理由 | 48 |
| 図表 2 - (2) - ⑤ | 九州地区無電柱化協議会(幹事会)における無電柱化計画の変更・見直しの内容(福岡県内分)(平成 23～25 年度) | 49 |
| 図表 2 - (2) - ⑥ | 福岡県無電柱化協議会における無電柱化計画の変更・見直しの内容(平成 23～25 年度) | 50 |
| 図表 2 - (2) - ⑦ | 福岡市無電柱化協議会における無電柱化計画の変更・見直しの内容(平成 23～25 年度) | 50 |
| 図表 2 - (2) - ⑧ | 調査対象 3 協議会における計画に記載されている事項 | 50 |
| 図表 2 - (2) - ⑨ | 「福岡県地域防災計画(地震・津波対策編)(平成 24 年 5 月)」〈抜粋〉 | 51 |
| 図表 2 - (2) - ⑩ | 「福岡市道路整備アクションプラン 2016」〈抜粋〉 | 51 |
| 図表 2 - (2) - ⑪ | 「福岡市地域防災計画(風水害対策編)(平成 23 年 6 月)」〈抜粋〉 | 52 |
| 図表 2 - (2) - ⑫ | 福岡市地域防災計画(資料編)における無電柱化推進計画の記載内容 | 52 |
| 図表 2 - (2) - ⑬ | 調査対象 3 協議会における計画の進捗管理の状況及び構成委員に対するフィードバックの状況 | 52 |
| 図表 2 - (2) - ⑭ | 調査対象 3 協議会における計画の検証状況 | 53 |
| 図表 2 - (2) - ⑮ | 調査対象 3 協議会における計画の公表状況 | 54 |

3 個別事業の実施状況等

(1) 個別事業に係る関係者間の調整及び費用負担等

| | | |
|----------------|-------------------------|----|
| 図表 3 - (1) - ① | 電線共同溝の指定及び整備等に関する法令等 | 59 |
| 図表 3 - (1) - ② | 道路管理者による電線共同溝整備路線の指定の状況 | 60 |

| | | |
|----------------|---|----|
| 図表 3 - (1) - ③ | 道路管理者による事業者との事前調整等の状況 | 61 |
| 図表 3 - (1) - ④ | 道路管理者による住民説明会の開催状況 | 62 |
| 図表 3 - (1) - ⑤ | 調査対象 5 事業において事業に遅れが生じた理由の分類 | 63 |
| 図表 3 - (1) - ⑥ | 国道 202 号小田部地区電線共同溝(福岡国道事務所)において事業に遅れが生じた理由 | 63 |
| 図表 3 - (1) - ⑦ | 国道 202 号原(2)地区電線共同溝(福岡国道事務所)において事業に遅れが生じた理由 | 64 |
| 図表 3 - (1) - ⑧ | (都)長浜臨港線(市道長浜 1449 号線他 4 路線)電線共同溝(福岡市)において事業に遅れが生じた理由 | 64 |
| 図表 3 - (1) - ⑨ | 県道甘木吉井線電線共同溝(福岡県)において事業に遅れが生じた理由 | 66 |
| 図表 3 - (1) - ⑩ | 市道吉井福久線電線共同溝(うきは市)において事業に遅れが生じた理由 | 66 |
| 図表 3 - (1) - ⑪ | 道路管理者による電線共同溝整備計画の策定状況 | 67 |
| 図表 3 - (1) - ⑫ | 電線共同溝(本体工事)と各施工箇所との名称等及び費用負担の関係 | 68 |
| 図表 3 - (1) - ⑬ | 調査対象 5 事業における工期の状況 | 69 |
| 図表 3 - (1) - ⑭ | 電線共同溝本体工事と連系管路の同時施工に係る位置関係 | 70 |

(2) 電線共同溝事業における本体工事後の進捗管理等の徹底

| | | |
|----------------|------------------------------------|----|
| 図表 3 - (2) - ① | 電線共同溝の整備後の管理等に関する法令 | 73 |
| 図表 3 - (2) - ② | 福岡国道事務所の 2 事業における入溝、抜柱及び架空線等の残存の状況 | 74 |
| 図表 3 - (2) - ③ | 調査対象事業において架空線が残存している事例〔1〕 | 75 |
| 図表 3 - (2) - ④ | 調査対象事業において架空線が残存している事例〔2〕 | 77 |

第 1 調査の目的等

1 目的

我が国では、戦後、電力及び通信需要の急増に伴い、数多くの電柱が設置されてきた。しかし、歩行者等の通行の妨げとなること、良好な景観や観光振興の妨げとなること、災害時の倒壊により道路を閉塞させ、電線類などの切断により電力及び通信の安定供給が妨げられることなどから、電線類の地中化や軒下配線・裏配線などのいわゆる無電柱化が行われている。

無電柱化は、昭和 61 年度から平成 20 年度までは 5 期にわたる計画に基づき、また、21 年度以降は「無電柱化に係るガイドライン」に基づき、推進されてきた。その間の平成 7 年 6 月には、従来の方式よりもコンパクトであり、かつ、電力・通信事業者等の負担が軽減される電線共同溝の整備を促進するため、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）が施行されている。

また、政府は、「社会資本整備重点計画」（平成 24 年 8 月 31 日閣議決定）において、市街地等の幹線道路の無電柱化率を平成 23 年度末の 15% から 28 年度末には 18% とする目標を掲げ、無電柱化を推進することとしているほか、平成 25 年 9 月には、防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化の促進等のための所要の措置を講ずる道路法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 30 号）が施行されている。

しかし、福岡県における市街地等の幹線道路の無電柱化率は、国土交通省調べによると、平成 24 年度末で 15% であり、九州・沖縄 8 県では 5 番目となっている。また、電線共同溝についても整備後の適切な管理が求められている。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、無電柱化を推進し、住民等の安全の確保及び良好な景観や住環境の形成を図る観点から、無電柱化の社会実態、無電柱化の推進体制の整備状況、個別事業の実施状況及び電線共同溝の管理状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 調査対象

(1) 調査対象機関

九州地方整備局、九州管区警察局、九州総合通信局、九州経済産業局

(2) 関連調査等対象機関

福岡県、福岡市、うきは市、西日本電信電話（株）九州事業本部、関係団体等

3 担当部局

九州管区行政評価局

4 実施時期

平成 26 年 4 月～ 8 月

第2 調査結果

1 無電柱化の社会実態

| 実 態 | 説明図表番号 |
|---|--|
| <p>【制度の概要等】</p> <p>国土交通省は、昭和61年度から3期にわたる「電線類地中化計画」と「新電線類地中化計画」（平成11年度から15年度）、「無電柱化推進計画」（平成16年度から20年度）を定め、関係事業者等の協力の下、20年度までに全国で約7,700kmを整備（事業中を含む。）してきている。現在は、平成22年に策定した「無電柱化に係るガイドライン」（平成22年2月24日付け道路局地方道・環境課長通知）（以下「ガイドライン」という。）に沿って、市街地の幹線道路や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、歴史的街並みの保全、観光振興、地域文化の復興、地域活性化等に資する箇所を選定し、無電柱化を進めてきている。</p> <p>また、無電柱化については、これまで様々な閣議決定等において、その推進が明記されてきており、最近では、第三次社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）において、市街地等の幹線道路の無電柱化率を23年度末の15%から28年度末には18%とする目標を掲げているほか、経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）において、無電柱化などの景観や防災に配慮したまちづくりを推進すると明記されている。</p> <p>今回、当局が、九州地方整備局、福岡国道事務所、福岡県、福岡市及びうきは市（以下「調査対象5機関」という。）及び電線管理者（九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）西日本電信電話株式会社九州事業本部（以下「NTT」という。）、及び電線管理者A社（以下「調査対象3電線管理者」という。））において無電柱化に係る取組、無電柱化の社会実態等を調査したところ、次のような実態がみられた。</p> | <p>図表1-①</p> <p>図表1-②</p> <p>図表1-③</p> |
| <p>【調査結果】</p> <p>ア 無電柱化に係る関係機関の組織体制等</p> <p>(7) 無電柱化に係る関係機関の体制</p> <p>調査対象5機関のうち、i)九州地方整備局は、道路所管課において無電柱化に係る事業を実施し、街路事業や土地区画整理事業の所管課において、自治体が行う無電柱化に係る事業を支援しており、ii)福岡県及び福岡市では、道路所管課に加え街路事業や土地区画整理事業などの所管課においても、無電柱化に係る事業を実施している。また、福岡市では、博多港の埋め立てを行い、アイランドシティ整備事業に取り組んでおり、アイランドシティ地区内におけるまちづくりエリア内は全て無電柱化を行うこととしていることから、同事業所管課である港湾局アイランドシティ経営計画部計画調整課においても、無電柱化に係る事業を実施している。</p> | <p>図表1-ア-①～⑤</p> |

| | |
|--|---|
| <p>また、福岡国道事務所は、直轄国道の道路管理者として、道路の環境整備及び共同溝・電線共同溝の整備に関する事務を担当している。</p> <p>うきは市は、筑後吉井保存地区の景観対策の一つとして無電柱化事業を行っているため、文化財保護に関する業務を行う市教育委員会生涯学習課が、無電柱化事業を主体的に実施している。</p> <p>また、調査対象5機関における各所管課等は、無電柱化推進計画の策定、追加、変更（後述「2(1)地方ブロック無電柱化協議会等の活動状況」参照）等に関し、組織内の関係部署、他の行政機関等と連携しながら無電柱化事業及び支援等を行っている。</p> | <p>図表 1 - ア - ⑥～⑩</p> |
| <p>(イ) 無電柱化に係る方針、計画等</p> <p>調査対象5機関は、いずれも、ガイドラインに基づき計画を策定している等として、無電柱化の推進に特化した独自の方針、計画等は策定していない。</p> <p>なお、福岡県及び福岡市は道路整備等に係る方針の中に、うきは市は市総合計画の中に、それぞれ無電柱化事業の推進について明記している。</p> <p>また、福岡県、福岡市及びうきは市では、無電柱化事業を道路事業、街路事業等各種事業の中の1事業として捉えており、無電柱化事業を優先して実施する等の考えはないとしている。</p> | <p>図表 1 - ア - ⑪</p> <p>図表 1 - ア - ⑫</p> |
| <p>イ 無電柱化の現況等</p> | |
| <p>(7) 電柱の設置状況</p> <p>a 調査対象5機関は、いずれも管内の電柱設置数及びその経年推移については、特に把握は行っていない。</p> <p>今回、当局が、福岡市が管理する道路に設置されている電柱数(九州電力、N T T設置分)について、同市に依頼した上で把握したところ、平成21年度以降、8万3,500本から8万3,800本とほぼ横ばいの状態であった。</p> <p>b また、調査対象3電線管理者が九州管内において、平成21年度から25年度までの間に設置した電柱の数の推移をみると、i)九州電力は、住宅団地の新規開発やメガソーラーの新設等によるとして毎年おおむね1万1,000本程度増加しており、25年度には約243万7,000本、ii)N T Tは、23年度以降おおむね横ばい状況であり、25年度現在、約185万5,300本、iii)電線管理者A社は、21年度から24年度にかけては181本と同一であるが、25年度は23本増加し204本となっている状況である。</p> <p>c 調査対象3電線管理者が設置する電柱の設置場所をみると、九州電力及びN T Tは、道路(国道、都道府県道、市町村道)に設置している電柱数に比べて、道路以外の場所(私有地、国有地、その他公有地)に設置している電柱数が多くなっている。</p> <p>一方、電線管理者A社は、電柱は主として、道路に設置している状況となっている。</p> | <p>図表 1 - イ - ①</p> <p>図表 1 - イ - ②</p> <p>図表 1 - イ - ③～⑥</p> <p>図表 1 - イ - ⑦～⑨</p> |

(イ) 無電柱化の現況

a 国土交通省の無電柱化率

国土交通省は、同省の無電柱化データベースを基に都道府県及び政令市の無電柱化率の公表を行っている。

国土交通省は、公表している無電柱化率の算出の対象となる道路は「市街地等における幹線道路」(原則として、都市計画法における市街化区域の国道及び都道府県道)と定義し、平成24年度末時点における福岡県及び福岡市の無電柱化率は、それぞれ15%、16%と公表している。

国土交通省は、無電柱化データベースの更新について、同省本省から各地方整備局に対して更新作業の依頼を行っている。

依頼を受けた九州地方整備局は、管内の国道事務所、県及び政令市に対し、様式を示してデータベースの更新を依頼し、回報された様式をとりまとめて国土交通本省に報告している。九州地方整備局は、本省から依頼されたデータベースの更新用の様式を都道府県等にそのまま送付し、回報された様式をとりまとめて本省に送付しており、そのデータをもとに本省が無電柱化率を算出していることは承知しているが、本省がどのデータをどのように使って無電柱化率を算出しているのかについては承知していないとしている。

福岡県、福岡市及びうきは市は、依頼された無電柱化データベースの更新を行い、地方整備局へ回報しているものの、そのデータを使用して管内の道路の無電柱化率を算出する、あるいは、国土交通省が作成・公表する無電柱化率を施策の基礎データとするなどの活用は行っていないとしている。その理由として、福岡県及び福岡市は、当該データベースに搭載されているどのデータをどのように使って算出するのか、算出方法が不明であることを挙げている。また、うきは市は、国土交通省が公表している無電柱化率そのものを承知していないとしている。

b その他の無電柱化の指標

上記のとおり、福岡県及び福岡市では、国土交通省による無電柱化率の算出方法が不明であることから、当該数値の活用は行っていないとしていることから、今回、当局が、平成24年度末現在の福岡県及び福岡市が管理する全道路を対象に、無電柱化率(無電柱化済道路延長/全管理道路延長)を試算したところ、福岡県が管理する道路は0.17%、福岡市が管理する道路は2.12%であった。

また、今回、当局では、道路の種別ごとの無電柱化の指標について把握するため、①緊急輸送道路、②バリアフリー法に基づく特定道路、③電線共同溝の指定道路の3つの事項を選定し、九州地方整備局、福岡県、福岡市及びうきは市等に資料の作成を依頼し、把握した結果は、下記のとおりであった。

図表1-イ-
⑩

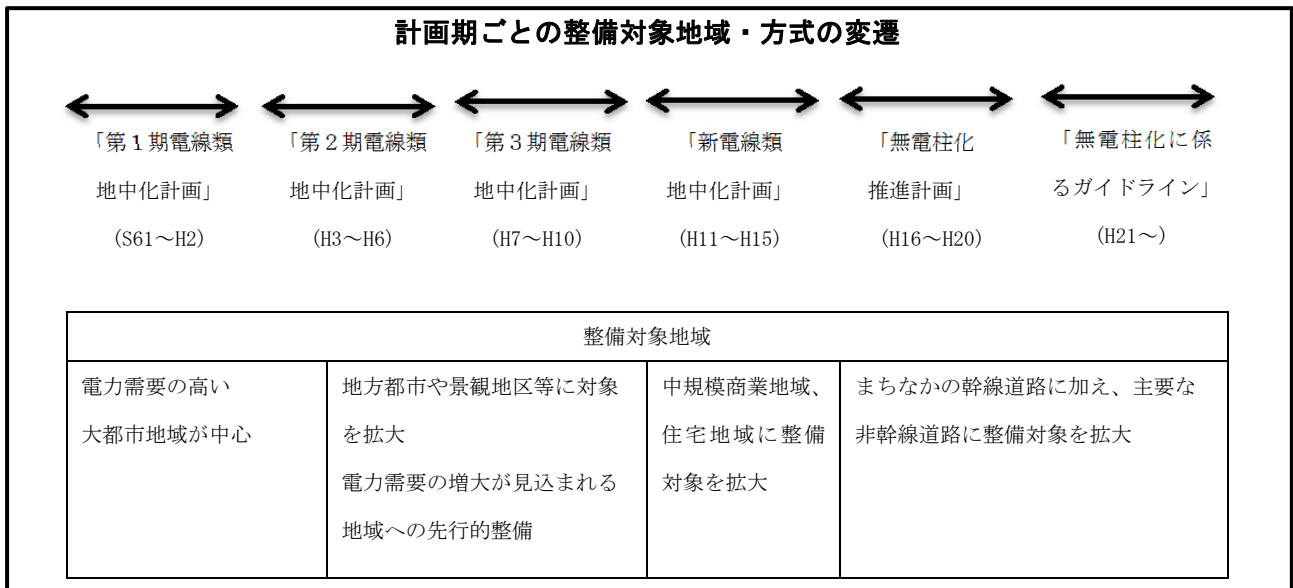
図表1-イ-
⑪

| | |
|---|----------------|
| <p>なお、当局が指標とした事項について、i) 福岡県及び福岡市は、これまで算定及び活用を検討したことはないとしており、ii) 九州地方整備局は、各県等によって指定の状況が異なるため、これまで算定したことはないとしている。</p> | |
| <p>a) 九州地方整備局管内の全ての道路における①緊急輸送道路に係る無電柱化率は、平成24年度、6.93%であり、②バリアフリー法に基づく特定道路については9.55%となっており、福岡県内ではそれぞれ10.55%、4.45%であった。</p> | <p>図表1-イ-⑫</p> |
| <p>また、福岡県内の直轄国道において③電線共同溝の指定道路に係る無電柱化率は、平成25年度、63.64%となっている。</p> | <p>図表1-イ-⑬</p> |
| <p>b) 福岡県が管理する道路で①緊急輸送道路(第1次)に指定されている道路の無電柱化率については、平成24年度、0.40%であったのに対し、福岡市が管理する道路は27.45%となっており、福岡市が管理する道路の方が無電柱化率が高くなっている。</p> | <p>図表1-イ-⑭</p> |
| <p>また、福岡県が管理する道路で②バリアフリー法に基づく特定道路に指定されている道路の無電柱化率については、平成24年度、9.34%であったのに対し、福岡市が管理する道路は44.21%となっており、福岡市が管理する道路の方が無電柱化率が高くなっている。なお、うきは市はこれらの道路指定等がない。</p> | <p>図表1-イ-⑮</p> |
| <p>これらについて、福岡県は、県が管理する道路は、福岡市に比べて道路延長が長く、また、電線管理者が応分負担を受け入れるだけの電力需要等が見込めない箇所が多く、要請者負担でなければ事業を実施できないところが多いため、実施率は低くなっているとしている。</p> | |
| <p>なお、福岡市は、無電柱化事業を実施する際には、原則応分負担により実施しているとしている。</p> | |
| <p>c) 福岡県、福岡市及びうきは市における③電線共同溝の指定道路に係る無電柱化率については、福岡県87.98%(平成25年度)、福岡市95%(24年度)、うきは市100%(26年度)であった。</p> | <p>図表1-イ-⑯</p> |
| <p>c) 無電柱化指標の設定状況</p> | |
| <p>福岡県、福岡市及びうきは市は、いずれも、「無電柱化率」という形での指標は特に設定していない。</p> | |
| <p>なお、福岡市は、無電柱化計画に基づく整備率(無電柱化の整備延長/これまでの計画延長)を、うきは市は、「街なみ環境整備電線地中化事業整備率」(整備路線数/計画路線数)を、それぞれ無電柱化事業の進捗状況を表す指標として有している。一方、福岡県は、これまで、無電柱化済みの道路の定義について検討したことがないとして、このような指標は有していない。</p> | |

| | |
|--|---------------------|
| <p>ウ 関係機関における無電柱化関係の各種取組の状況</p> | |
| <p>(7) 無電柱化に係るニーズの把握状況</p> | |
| <p>a 調査対象5機関は、住民及び事業者に対して、無電柱化を希望する箇所等について具体的、直接的なニーズの把握は特に行っていないものの、福岡市は、市政アンケート調査の中で、無電柱化の重要度等に係る住民意識を把握しており、うきは市は、事業実施箇所の住民団体からニーズ把握を行っている。</p> | <p>図表 1 - ウ - ①</p> |
| <p>b 福岡市では、同市の市長室広聴課が、市の施策や事業の推進の参考等のため、毎年、市民約 600 人を対象に市政アンケート調査を実施している。当該アンケート調査において、2年に1回、道路整備に係る調査事項が盛り込まれており、その調査事項の一つとして、道路の使いやすさを測定する8事項についての重要度及び満足度の程度を問うており、8事項の一つに「歩道上の電柱をなくす」が含まれている。平成24年度のアンケート調査結果では、「歩道上の電柱をなくす」重要度は8事項中、最下位となっている。</p> <p>福岡市は、アンケート調査の結果を市のホームページで公表しているとともに、道路計画課は、当該アンケートの結果を分析して、道路整備の方向性について検討を行っているとしている。</p> | <p>図表 1 - ウ - ②</p> |
| <p>c うきは市は、市民全体に対するニーズ把握は実施していないが、少なくとも平成21年度以降、筑後吉井保存地区内の住民で構成されている「町並みをよくする会」の総会において、毎年、無電柱化事業についての説明を行っており、その中で住民から質問や要望を受けているとしている。</p> | <p>図表 1 - ウ - ③</p> |
| <p>(4) 無電柱化に係る広報の実施状況</p> | |
| <p>調査対象5機関は、住民等全体に対する無電柱化の普及啓発に係る資料の配布はいずれも行っておらず、福岡国道事務所及び福岡市がホームページ等により無電柱化事業の業務概要等を紹介している。</p> | <p>図表 1 - ウ - ④</p> |
| <p>なお、うきは市は、市民全体に対するニーズ把握は実施していないが、平成4年の全国町並みゼミが同市で開催されたことをきっかけとして、筑後吉井保存地区内の住民で構成された「町並みをよくする会」（平成6年発足）の総会において、毎年（少なくとも平成21年度以降）無電柱化事業についての説明を行っており、その中で、住民から質問や要望を受けているとしている。</p> | |
| <p>(ウ) 電柱の新設抑制への取組状況</p> | |
| <p>福岡県、福岡市及びうきは市では、電柱の新設を抑制するための条例を策定するなどの取組は行っていない。</p> | <p>図表 1 - ウ - ⑤</p> |
| <p>また、平成25年9月から始まった道路の区域を指定して占用を禁止又は制限するといった取組(注)については、九州地方整備局、福岡県及び福岡市とも、改正法が施行されて間もない、電線管理者の反発が予想される</p> | <p>図表 1 - ウ - ⑥</p> |

| | |
|--|-------------------------|
| <p>等として、取り組んでいない状況である。</p> <p>(注) 平成 25 年 9 月、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条が改正され、防災上重要な道路について、道路管理者が道路の区域を指定して占用の禁止又は制限を行なうことができることとなり、国土交通省では、これにより、防災上重要な道路について無電柱化が推進するとしている。</p> <p>(I) 電線管理者等の無電柱化への参画状況</p> <p>無電柱化事業の実施に当たっては、電線管理者の協力が必要不可欠であることから、電線管理者における無電柱化事業への参画方針について調査したところ、調査対象 3 電線管理者は、いずれも予算、及び施工技術上で特に問題がなければ、基本的には、各無電柱化協議会において決定した計画に協力していく方針であるとしている。</p> <p>なお、九州電力及び N T T では、事業箇所について、電力需要密度が高いのか否か、事業の実施に要した費用が回収できる程度の需要があるのか否かについては無電柱化事業へ参画するか否かの判断材料にするとしている。</p> | <p>図表 1 - ウ - ⑦</p> |
|--|-------------------------|

図表 1-① 無電柱化に係る計画の変遷



(注) 国土交通省ホームページを基に、当局が作成した。

図表 1-② 無電柱化に係るガイドライン

○「無電柱化に係るガイドライン」(平成 22 年 2 月 24 日付け事務連絡道路局地方道・環境課長通知) (抜粋)

1. 無電柱化の対象について

無電柱化の実施にあたり、各道路管理者は、市街地の幹線道路や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、歴史的街並みの保全、観光振興、地域文化の復興、地域活性化等に資する箇所を選定しているところである。

これらは、景観法、バリアフリー新法(※1)、観光圏整備法(※2)、歴史まちづくり法(※3)等が施行されたことなどによって、安全・安心の社会づくり、観光振興等による活力の創造、景観形成による魅力向上等の観点から、無電柱化の要請は、地域や社会から、より一層強く求められているという背景がある。

無電柱化の事業の実施にあたっては、これらの地域の要請に応え、道路管理者と電線管理者は協議の上、地方公共団体と調整しつつ、また電力・通信需要にも配慮しつつ、無電柱化の必要性及び整備効果を踏まえ、整備及び費用負担の方式について調整を図りながら、引き続き無電柱化を進めるものとする。

※1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(H18 施行)

※2 観光圏の整備による観光旅客の来訪および滞在の促進に関する法律(H20 施行)

※3 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(H20 施行)

(注) 本表中の下線は、当局が付した。

図表1-③ 無電柱化を取り巻く主な政府決定事項

【平成10年度】

産業再生計画（平成11年1月29日閣議決定）

生活空間の拡大等のための電線類の地中化の推進

安全で快適な通行空間の拡大、都市景観の向上等を図るため、欧米の主要都市と比較して遅れている電線類の地中化を推進する。

【平成11年度】

経済新生対策（平成11年11月11日経済対策閣僚会議）

電線地中化3000kmプロジェクト、街灯設置5000基プロジェクト

都市景観の向上、都市災害の防止等の観点から、電線類地中化約3000kmを平成15年度までに実施する。

【平成12年度】

日本新生のための新発展政策（平成12年10月19日経済対策閣僚会議）

電線地中化、街灯の整備

安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上等のために、電線類の地中化については、平成15年度までに約3000kmを整備する目標の達成に向け、平成12年度までに約1300km整備するなど整備の加速化を図る。

【平成14年度】

電線類地中化の着実な推進に向けた基本方針（平成15年3月31日電線類地中化関係副大臣会合）

<基本的な推進方針>

- 1 まちなかの幹線道路については、引き続き重点的に整備を推進
- 2 都市景観に加え、防災対策（緊急輸送道路・避難路の確保）、バリアフリー化等の観点からも整備を推進
- 3 良好な都市環境・住環境の形成や歴史的街並みの保全等が特に必要な地区においては、主要な非幹線道路も含めた面的な整備を実施

<円滑かつ効率的な地中化推進のための検討>

- 1 さらに簡便でコスト削減が可能な地中化方式
- 2 非幹線道路を中心とした新たな整備手法、費用負担、支援制度のあり方

【平成15年度】

観光立国行動計画 ～「住んでよし、訪れてよしの国づくり」戦略行動計画～

（平成15年7月31日観光立国関係閣僚会議）

無電柱化による美しい街並み、快適な通行空間の形成

まちなかの幹線道路に加えて、歴史的街並みの保全等が特に必要な地区の主要な非幹線道路においても電線類地中化を推進するため、平成15年度中に、簡便でコスト削減が可能な地中化方式を検討するとともに、平成16年度から始まる新たな「電線類地中化計画」を策定する。（平成15年度より実施、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）

社会資本整備重点計画（平成15年10月10日閣議決定）

暮らしー生活の質の向上ー

幹線道路に加え、住居系地域や歴史的景観地区等の主要な非幹線道路の無電柱化を推進

・市街地の幹線道路の無電柱化率：7%（平成14年度）→15%（平成19年度）

【平成24年度】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）

市街地等の幹線道路の無電柱化率：15%（H23年度末）→18%（H28年度末）

【平成26年度】

経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）

コンパクトシティ、スマートシティ等の形成に向けて、民間の資金やノウハウを活かし、都市機能の集約を含めた都市再生や地域公共交通網の再構築、中心市街地の活性化を推進するとともに、子育てしやすく高齢者の暮らしやすい住宅・まちづくり、無電柱化などの景観や防災に配慮したまちづくり（中略）を推進する。

（注）1 国土交通省ホームページ等を基に、当局が作成した。

2 本表中の下線は、当局が付した。

図表 1-ア-① 九州地方整備局における無電柱化事業に係る組織体制

| 部署名 | 担当者数 | 無電柱化事業に係る主な業務内容 |
|--|--------------------|---|
| 道路部道路管理課（共同溝係） | 4人（課長含む。1人（係長）は専任） | <ul style="list-style-type: none"> 九州地区無電柱化協議会及び幹事会の事務局 共同溝の整備に関する事務 キャブシステムの実施の調整に関する事務 キャブシステムの実施設計、施工及び監督に関する業務 共同溝及びキャブシステム工事の予定価格調書の原案の作成に関する業務 |
| 道路部地域道路課（計画係） | 4人（課長含む。いずれも兼務） | <ul style="list-style-type: none"> 九州地区無電柱化協議会及び幹事会構成機関 指定区間外の一般国道、都道府県道及び市町村道の整備及び保全（除雪を含む。）に係る助成に関すること。 指定区間外の一般国道の新設及び改築の認可に関すること。 |
| 建政部都市・住宅整備課（街路係、市街地係、都市再生係、住宅事業係、市街地事業係） | 8人（課長含む。いずれも兼務） | <ul style="list-style-type: none"> 九州地区無電柱化協議会及び幹事会構成機関 都市計画事業（街路事業）に関する技術的事項及び助成…（街路係） 土地区画整理事業関係、市街地再開発事業の指導及び助成…（市街地係） まちづくりに関する総合的な事業（都市再生整備計画事業）の指導及び助成…（都市再生係） 住宅の供給等に関する事業（住宅市街地基盤整備事業）の指導及び助成…（住宅事業係） 住宅の供給等に関する事業（住宅市街地総合整備事業）の指導及び助成…（市街地事業係） |

(注) 1 当局の調査結果による。

2 本表は、九州地方整備局において無電柱化に係る主要な業務を行っている部署について記載したものである。

図表 1-ア-② 福岡国道事務所における無電柱化事業に係る組織体制

| 部署名 | 担当者数 | 無電柱化事業に係る主な業務内容 |
|------------|-----------------|--|
| 管理第二課（維持係） | 4人（課長含む。いずれも兼務） | <ul style="list-style-type: none"> 福岡県無電柱化協議会及び福岡市無電柱化協議会の構成機関 道路の環境整備及び共同溝・電線共同溝の整備に関する事務 |

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-ア-③ 福岡県における無電柱化事業に係る組織体制

| 部署名 | 担当者数 | 無電柱化事業に係る主な業務内容 |
|-------------------------------------|---|--|
| 県土整備 部道路維 持課（交 通 安 全 係） | 3人（課長1 人、係長1 人、主任技師 1人。いずれ も兼務） | <ul style="list-style-type: none"> 福岡県無電柱化協議会の事務局 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の規定に基づく交通安全施設等整備事業の技術に関すること。 福岡県福祉のまちづくり条例の施行に関する事務のうち、道路に関すること。 |
| 建築都市 部公園街 路課（街 路係） | 6人（課長1 人、係長1 人、担当4 人。いずれも 兼務） | <ul style="list-style-type: none"> 福岡県無電柱化協議会の構成機関 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定に基づく都市計画の決定がなされた道路に関すること。 都市計画法の規定に基づく都市計画事業のうち、交通施設に係るものの技術に関すること。 都市災害（街路）に関すること。 |
| 建築都市 部都市計 画課（市 街地整備 係） | 4人（課長1 人、係長1 人、担当2 人。いずれも 兼務） | <ul style="list-style-type: none"> 福岡県無電柱化協議会の構成機関 土地区画整理法の施行に関する事務のうち、技術に関すること。 流通業務市街地の整備に関する法律の施行に関する事務のうち、技術に関すること。 都市計画法の規定に基づく都市計画及び都市計画事業のうち、土地区画整理事業及び市街地再開発事業に係るものの技術に関すること。 都市再開発法の施行に関する事務のうち、技術に関すること。 都市再生特別措置法の施工に関する事務のうち、技術に関すること。 福岡県福祉のまちづくり条例の施行に関する事務のうち、住宅開発団地で土地区画整理事業により開発されるものに関すること。 |

(注) 1 当局の調査結果による。

2 本表は、福岡県において無電柱化に係る主要な業務を行っている部署について記載したものである。

図表 1-ア-④ 福岡市における無電柱化事業に係る組織体制

| 部署名 | 担当者数 | 無電柱化事業に係る主な業務内容 |
|--------------------------------------|-----------------------------------|---|
| 道路下水道局計画部 道路計画課（第1係） | 4人（課長1人、 係長1人、担当2 人。いずれも兼務） | <ul style="list-style-type: none"> 福岡市無電柱化協議会の事務局 道路整備の総合計画、無電柱化の計画・調整 |
| 住宅都市局総務部企 画課（企画係） | 5人（課長1人、 係長1人、担当3 人。いずれも兼務） | <ul style="list-style-type: none"> 福岡市無電柱化協議会の構成機関 局所管の国庫補助事業（都市再生整備計画事業、住宅市街地総合整備事業等）に係る国等との協議・連絡調整等 |
| 港湾局アイランドシ ティ経営計画部計画 調整課（まち基盤係） | 5人（課長1人、 係長1人、担当3 人。いずれも兼務） | <ul style="list-style-type: none"> 福岡市無電柱化協議会の構成機関 アイランドシティまちづくりエリアの土地利用計画及び基盤整備等の調整・推進に関すること。 |

(注) 1 当局の調査結果による。

2 本表は、福岡市において無電柱化に係る主要な業務を行っている部署について記載したものである。

図表 1-ア-⑤ うきは市における無電柱化事業に係る組織体制

| 部署名 | 担当者数 | 無電柱化事業に係る主な業務内容 |
|--|----------------------|--|
| 教育委員会生涯学習課(文化財保護係) | 2人(課長1人、係長1人。いずれも兼務) | <ul style="list-style-type: none"> ・うきは市無電柱化事業の実施に関する事。 ・文化財の保護に関する事。 ・伝統的建造物郡保存対策に関する事。 ・町並み保存対策に関する事。 ・文化的景観保護対策に関する事。 ・文化財施設の管理運営に関する事。 ・文化財専門委員等に関する事。 ・文化財保存関係団体の育成指導に関する事。 ・広報に関する事。 ・その他文化財に関する事。 |
| 住環境建設課(公共土木係) | 2人(課長1人、係長1人。いずれも兼務) | <ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁、河川等の土木施設の新設改良及び維持管理に関する事。 ・土木施設の用地買収、補償及び登記に関する事。 ・各種工事の設計及び工事に関する事。 ・道路、橋梁等の台帳の整備保管に関する事。 ・入札に関する事。 ・公共土木及び同災害復旧に関する事。 ・道路及び河川愛護に関する事。 ・交通安全施設に関する事。 ・国・県工事に関する事。 |
| 住環境建設課(建設管理係) | 2人(課長1人、係長1人。いずれも兼務) | <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に伴う収入、支出に関する事。 ・土木施設の占有許可及び副産物の採取に関する事。 ・市道、林道使用料に関する事。 ・公営住宅の使用及び維持管理に関する事。 ・公営住宅の使用料の徴収に関する事。 ・開発要綱に関する事。 ・水門・樋門等に関する事。 ・入札に関する事。 ・準都市計画に関する事。 |
| <p>うきは市は、筑後吉井保存地区の景観対策の一つとして無電柱化事業を行っているため、文化財保護に関する業務を行う市教育委員会生涯学習課文化財保護係が、無電柱化事業を含む、街なみ環境整備事業に係る国への交付金の申請等手続や、県・事業者等及び福岡県無電柱化協議会との調整を行っており、同市住環境建設課では、生涯学習課から依頼を受けて、無電柱化事業の設計から工事施工等の業務を担当するとともに、整備後の電線共同溝の管理を行うことにしている。</p> | | |

(注) 1 当局の調査結果による。

2 本表は、うきは市において無電柱化に係る主要な業務を行っている部署について記載したものである。

図表 1 - ア - ⑥ 九州地方整備局における部内の他部署又は他の行政機関等との連携状況

| 部署名 | 区分 | | |
|----------------------|-------------|-----------|--|
| 道路部道路管理課 | 部内の他部署との連携 | 連携先部署名 | 九州地区無電柱化協議会及び幹事会の構成機関 |
| | | 連携内容 | 九州地区内の無電柱化計画の策定、追加、変更等に係る業務について連携している。 |
| | 他の行政機関等との連携 | 連携先行政機関等名 | 九州内の各県、政令市等（九州地区無電柱化協議会及び幹事会の構成機関） |
| | | 連携内容 | 九州地区内の無電柱化計画の策定、追加、変更等に係る業務について連携している。 |
| 道路部地域道路課、建政部都市・住宅整備課 | 部内の他部署との連携 | 連携先部署名 | 道路部道路管理課 |
| | | 連携内容 | 九州地区内の無電柱化計画の策定、追加、変更等に係る業務について連携している。 |
| | 他の行政機関等との連携 | 連携先行政機関等名 | 特になし。 |
| | | 連携内容 | 特になし。 |

(注) 当局の調査結果による。

図表 1 - ア - ⑦ 福岡国道事務所における部内の他部署又は他の行政機関等との連携状況

| 部署名 | 区分 | | |
|------------|-------------|-----------|---|
| 管理第二課（維持係） | 部内の他部署との連携 | 連携先部署名 | 特になし。 |
| | | 連携内容 | 特になし。 |
| | 他の行政機関等との連携 | 連携先行政機関等名 | 福岡県（県土整備部道路維持課）、福岡市（道路下水道局計画部道路計画課） |
| | | 連携内容 | 福岡国道事務所管内の無電柱化計画の策定、追加及び変更等に係る業務について連携している。 |

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-ア-⑧ 福岡県における部内の他部署又は他の行政機関等との連携状況

| 部署名 | 区分 | | |
|--------------------------|-------------|-----------|--|
| 道路維持課（交通安全係） | 部内の他部署との連携 | 連携先部署名 | 福岡県協議会構成機関 |
| | | 連携内容 | 福岡県内の無電柱化計画の策定、追加、変更等に係る業務について連携している。 |
| | 他の行政機関等との連携 | 連携先行政機関等名 | 県庁組織以外の福岡県協議会構成機関、県内の政令市以外の市町村 |
| | | 連携内容 | 福岡県内の無電柱化計画の策定、追加、変更等に係る業務について連携している。 |
| 公園街路課（街路係）、都市計画課（市街地整備係） | 部内の他部署との連携 | 連携先部署名 | 県土整備部道路維持課 |
| | | 連携内容 | 福岡県内の無電柱化計画の策定、追加、変更等に係る業務について連携している。 |
| | 他の行政機関等との連携 | 連携先行政機関等名 | 県内の政令市以外の市町村 |
| | | 連携内容 | 街路事業又は土地区画整理事業における無電柱化計画の策定、追加、変更等に係る業務について連携している。 |

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-ア-⑨ 福岡市における部内の他部署又は他の行政機関等との連携状況

| 部署名 | 区分 | | |
|---|-------------|-----------|--|
| 道路下水道局計画部道路計画課（第1係） | 部内の他部署との連携 | 連携先部署名 | 福岡市協議会構成機関 |
| | | 連携内容 | 福岡市内の無電柱化計画の策定、追加及び変更等に係る業務について連携している。 |
| | 他の行政機関等との連携 | 連携先行政機関等名 | 市役所組織以外の福岡市協議会構成機関 |
| | | 連携内容 | 福岡市内の無電柱化計画の策定、追加及び変更等に係る業務について連携している。 |
| 住宅都市局総務部企画課（企画係）、港湾局アイランドシティ経営計画部計画調整課（まち基盤係） | 部内の他部署との連携 | 連携先部署名 | 道路下水道局計画部道路計画課 |
| | | 連携内容 | 福岡市内の無電柱化計画の策定、追加及び変更等に係る業務について連携している。 |
| | 他の行政機関等との連携 | 連携先行政機関等名 | 特になし。 |
| | | 連携内容 | 特になし。 |

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-ア-⑩ うきは市における部内の他部署又は他の行政機関等との連携状況

| 部署名 | 区分 | | |
|--------------------------------|-----------------|-----------|----------------------------------|
| 教育委員会 生涯学習課 (文化財保 護係) | 部内の他部署と の連携 | 連携先部署名 | 住環境建設課(公共土木係、建設管理係) |
| | | 連携内容 | 生涯学習課が住環境建設課に、無電柱化事業の設計や工事施工等を依頼 |
| | 他の行政機関等 との連携 | 連携先行政機関等名 | 特になし。 |
| | | 連携内容 | 特になし。 |

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-ア-⑪ 調査対象 5 機関における無電柱化の推進に係る方針、計画等

| 機関名 | 無電柱化の推進に係る方針等 |
|---------|---|
| 九州地方整備局 | 無電柱化に関する方針、計画等は、国土交通省本省が作成しているガイドラインのみであり、局独自の方針、計画等は策定していないとしている。 |
| 福岡国道事務所 | 無電柱化に関する方針、計画等は、国土交通省本省が作成しているガイドラインのみであり、事務所独自の方針、計画等は策定していないとしている。 |
| 福岡県 | <p>無電柱化に特化した方針、計画等は策定しておらず、無電柱化に関する方針については、福岡県総合計画において取り組むこととしている県民生活の「安定」「安全」「安心」の向上のため、交通関係者(県民、交通事業者、行政)が協働して快適な交通環境を構築するための交通施策の方向性を示すものとして、平成 23 年度策定の「福岡県交通ビジョン 2012」の中で記載しており、①道路交通の円滑化や沿道環境整備の改善、②災害に備えた複数の交通ネットワークの確保、③歩行空間や公共交通施設のユニバーサルデザイン化の推進の 3 つの観点から、無電柱化に係る事業を推進すると記載している。</p> <p>また、福岡県は、無電柱化に関する計画については、福岡県無電柱化協議会において策定していることから、別途、福岡県独自の計画は策定していないとしている。</p> |
| 福岡市 | <p>無電柱化に特化した方針、計画等は策定しておらず、無電柱化に関する方針については、市政の総合計画に基づき、道路分野における中期的な方向性や目標、優先的・重点的に取り組む事業を示すものとして、平成 25 年度策定の「福岡市道路整備アクションプラン 2016」の中で記載しており、「市民の安全・安心をささえる道づくり」というビジョンの中で、「災害に強い道づくり」の主要施策の一つに、災害時の電柱倒壊による道路遮断の防止及び電力・通信網の切断被害の軽減等を図るため、道路のバリアフリー化などと合わせて「無電柱化を進めます。」と記載している。</p> <p>また、福岡市は、無電柱化に関する計画については、福岡市無電柱化協議会において策定していることから、別途、福岡市独自の計画は策定していないとしている。</p> |
| うきは市 | <p>無電柱化に特化した方針、計画等は策定しておらず、「第 1 次うきは市総合計画」(平成 18 年度～27 年度)の「前期基本計画」(平成 18 年度～22 年度)及び「後期基本計画」(平成 23 年度～27 年度)において無電柱化事業の推進について記載している。</p> <p>「前期基本計画」では、第 3 章第 5 節「町並み保存、景観対策」において、「伝統的建造物の保存整備」として、「街なみ環境整備事業を活用し、電柱の地中化を実施」と記載している。「後期基本計画」では、「県道甘木吉井線並びに市道吉井福久線の電線地中化実現に向け、地中化事業を継続」と記載している。</p> <p>なお、基本計画は、平成 18 年 4 月策定の基本構想(計画期間：平成 18 年度～平成 27 年度)(うきは市が目指す将来像や基本目標を明確にしたもの)に従って、具体的な施策や事業を示したものである。</p> <p>また、うきは市は、無電柱化に関する計画については、重要伝統的建造物群保存地区である筑後吉井地区の景観対策の一つとして、無電柱化事業を行っており、他の地区については無電柱化事業を行うことは考えていないとして、別途、うきは市独自の計画は策定していないとしている。</p> |

(注) 当局の調査結果による。

図表 1 - ア - ⑫ 福岡県、福岡市及びうきは市における無電柱化対策の施策上の位置付け

| 機関名 | 無電柱化対策の施策上の位置付け |
|------|---|
| 福岡県 | <p>○ 福岡県は、無電柱化事業の重要性を考慮し、他事業と同様に実施するよう考えている、としている。</p> <p>福岡県（道路維持課）は、道路事業を行う際には、常に無電柱化の実施の可能性について検討しており、可能な限り取り組んでいきたいが、費用面から電線管理者との調整が進展しないことがあるとしている。</p> <p>○ 福岡県（公園街路課）は、街路事業を行う際には、特に小規模な市町村においては、無電柱化よりも車道及び歩道の整備の方が優先となることがあるとしている。</p> <p>○ 福岡県（都市計画課）は、市町村が土地区画整理事業と同時に無電柱化事業を行う際には、市町村からの要望に応じて、所掌事務の範囲で支援を行っているとしている。</p> |
| 福岡市 | <p>○ 福岡市（道路下水道局計画部道路計画課）は、昭和 61 年度より、国の地中化計画にあわせて、道路行政全般の中の 1 事業として取り組んでいるとしている。</p> <p>○ 福岡市（住宅都市局総務部企画課）は、無電柱化事業に特化した取組みは行っておらず、区画整理事業の中の 1 事業として取り組んでいるとしている。</p> <p>○ 福岡市（港湾局アイランドシティ経営計画部計画調整課）は、アイランドシティ地区内のまちづくりエリア内の路線については、全て無電柱化を行うこととしているが、無電柱化事業に特化した取組みは行っていないとしている。</p> |
| うきは市 | <p>○ うきは市は、重要伝統的建造物群保存地区である筑後吉井地区の景観対策の一つとして無電柱化事業を行っており、今後新たに無電柱化事業を行う予定はなく、市内で無電柱化対策を重点的、優先的に実施することにはしていないとしている。</p> |

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-イ-① 調査対象 5 機関における管内の電柱設置数の推移を把握していない理由等

| 機関名 | 管内の電柱設置数の推移を把握していない理由等 |
|---------|---|
| 九州地方整備局 | 九州地方整備局は、各国道事務所が管理する道路占有許可の資料により、管内の直轄国道における電柱設置数の推移を把握することは可能ではあるが、当該資料はデータベース化されておらず、設置数の把握及びその推移を把握するには大変な労力を要するため困難としている。 |
| 福岡国道事務所 | 福岡国道事務所は、i)道路占有許可の申請の状況をまとめた「道路占有物件処理簿」により管内の直轄国道の電柱設置数の推移を把握することは可能である、ii)しかし、当該処理簿は、路線、占有者名及び占有者の事業所ごとに作成しており、各年度に区切った管理は行っていないことから、年度全体の設置数及びその推移を把握するには大変な労力を要するため困難であるとしている。 |
| 福岡県 | 福岡県は、これまで、無電柱化済みとする道路の定義について検討したことがなく、そのような状況で電柱設置数の推移を把握してもデータを活用しづらいとしている。 |
| 福岡市 | 福岡市は、i)道路占有に係る占有料を算出するため、道路管理システムにより占有許可申請を管理しており、当該システムにより、電柱設置数の推移についても把握できる、ii)しかし、無電柱化の調整担当部局である道路計画課では、電柱設置数の推移状況は特に把握していないとしている。 |
| うきは市 | うきは市は、市道上の電柱について、道路占有許可申請書によって把握できるが、電柱の数の経年推移について、把握する必要がないとして、電柱の設置数を経年的には把握していないとしている。 |

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-イ-② 福岡市内における電柱設置数の推移（平成 21 年度～25 年度）

(単位：本)

| 年度 | 電柱設置数 | | |
|-------|---------------|----------------|---------------|
| | | 九州電力 | NTT |
| 平成 21 | 83,808 (100) | 42,050 (100) | 41,758 (100) |
| 22 | 83,731 (99.9) | 42,072 (100) | 41,659 (99.8) |
| 23 | 83,582 (99.7) | 41,998 (99.9) | 41,584 (99.6) |
| 24 | 83,542 (99.7) | 42,069 (100) | 41,473 (99.3) |
| 25 | 83,772 (100) | 42,371 (100.8) | 41,401 (99.1) |

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 () 内の数字は指数である。
 3 福岡市は、道路管理システム加入主体であり、正確なデータ管理がなされている代表的な 2 社について算出したとしている。なお、道路管理システム加入主体でなく、道路占有許可申請を紙媒体で行う上記 2 社以外が設置する電柱は、平成 25 年度末時点において 1,259 本あるとしている。

図表 1-イ-③ 九州電力管内における電柱の総数、撤去数及び新設数の推移
(平成 21 年度～25 年度)

(単位：千本)

| 年度 | 総数 | 撤去数 | | | 新設数 | | | | |
|-------|------------------------|--------|------|-----|------|---------|-----|----|---|
| | | 電力供給 | 移設要請 | その他 | 電力供給 | 移設要請 | その他 | | |
| 平成 21 | 2,386 (548) [100] | 25 (6) | 2 | 15 | 8 | 39 (10) | 15 | 15 | 9 |
| 22 | 2,400 (551) [100.6] | 23 (6) | 2 | 14 | 7 | 37 (9) | 15 | 15 | 7 |
| 23 | 2,410 (554) [101.0] | 24 (5) | 2 | 14 | 8 | 34 (8) | 14 | 15 | 5 |
| 24 | 2,421 (557) [101.5] | 18 (4) | 2 | 13 | 3 | 29 (7) | 13 | 14 | 2 |
| 25 | 2,437 (561) [102.1] | 17 (4) | 2 | 13 | 2 | 33 (8) | 18 | 13 | 2 |

- (注) 1 当局の調査結果による。
2 ()内の数値は福岡県内における数値であり、内数である。
3 []内の数字は指数である。

図表 1-イ-④ N T T九州事業本部管内における電柱の総数、撤去数及び新設数の推移
(平成 21 年度～25 年度)

(単位：本)

| 年度 | 総数 | 撤去数 | 新設数 |
|-------|-------------------------------|-----------------|-----------------|
| 平成 21 | 1,862,240 (436,070) [100] | 55,416 (15,318) | 53,969 (15,234) |
| 22 | 1,861,074 (436,993) [99.9] | 46,104 (10,898) | 44,938 (11,821) |
| 23 | 1,859,531 (436,903) [99.9] | 50,518 (13,744) | 48,975 (13,654) |
| 24 | 1,856,471 (435,769) [99.7] | 45,812 (13,476) | 42,752 (12,342) |
| 25 | 1,855,288 (435,515) [99.6] | 43,659 (12,355) | 42,476 (12,101) |

- (注) 1 当局の調査結果による。
2 電柱の数値はN T T九州事業本部管内のうち、沖縄県分を除いた数値である。
3 ()内の数値は福岡県内における数値であり、内数である。
4 []内の数値は指数である。

図表 1-イ-⑤ 電線管理者 A 社管内における電柱の総数、撤去数及び新設数の推移
(平成 21 年度～25 年度)

(単位：千本)

| 年度 | 総数 | 撤去数 | 新設数 |
|----|----------|-------|--------|
| 21 | 181 (65) | 0 (0) | 0 (0) |
| 22 | 181 (65) | 0 (0) | 0 (0) |
| 23 | 181 (65) | 0 (0) | 0 (0) |
| 24 | 181 (65) | 0 (0) | 0 (0) |
| 25 | 204 (65) | 0 (0) | 23 (0) |

(注) 1 当局の調査結果による。

2 () 内の数値は、福岡県内における数値であり、内数である。

図表 1-イ-⑥ 調査対象 3 電線管理者管内における電柱設置数の推移について (主な要因)

| 電線管理者名 | 主な要因 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|-------|----------|-------|-------|---------------|-------|---------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|---|-----|---|----|----|----|----|-------|-----|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 九州電力 | <p>九州電力は、電柱設置数が毎年おおむね 1 万 1,000 本程度で増加している主な要因について、団地の新規開発に加え、太陽光発電の需要が増加していることから、メガソーラーの新設が増加していること等としている。</p> <p>表 九州電力管内における太陽光発電連系契約件数の推移 (単位：千件、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>21 年度～25 年度平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約口数</td> <td>102</td> <td>135</td> <td>174</td> <td>224</td> <td>284</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>増減数</td> <td>—</td> <td>33</td> <td>39</td> <td>50</td> <td>60</td> <td>40.67</td> </tr> <tr> <td>増減率</td> <td>—</td> <td>32.35</td> <td>28.89</td> <td>28.74</td> <td>26.79</td> <td>29.98</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 九州電力の資料に基づき、当局が作成した。 2 「太陽光発電連系」とは、契約者の発電設備を、電力事業者の電力系統 (配電線) に電氣的に接続することをいう。</p> | 年度 | 平成 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 21 年度～25 年度平均 | 契約口数 | 102 | 135 | 174 | 224 | 284 | — | 増減数 | — | 33 | 39 | 50 | 60 | 40.67 | 増減率 | — | 32.35 | 28.89 | 28.74 | 26.79 | 29.98 |
| 年度 | 平成 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 21 年度～25 年度平均 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約口数 | 102 | 135 | 174 | 224 | 284 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 増減数 | — | 33 | 39 | 50 | 60 | 40.67 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 増減率 | — | 32.35 | 28.89 | 28.74 | 26.79 | 29.98 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| N T T | <p>N T T は、電柱設置数が平成 23 年度以降おおむね横ばいとなっていることについて、無電柱化による撤去を行う一方で、企業としては、団地の新規開発などにより今後の需要が見込める地域へのサービス提供を重視せざるを得ないためであるとしている。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電線管理者 A 社 | <p>電線管理者 A 社は、電柱設置数が平成 25 年度に 23 本増加していることについて、自治体における光ブロードバンド整備事業に伴う光ファイバケーブル新設の際、他の電柱管理者が保有する電柱が強度不足にて添架できなかつたため、新たに電柱を設置することとなった。今後も他の電柱管理者が保有する電柱が強度不足等により添架できない場合に限り、電柱を設置する、としている。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-イ-⑦ 九州電力管内における電柱設置場所別の本数（平成 21 年度～25 年度）

（単位：千本）

| 年度 | 総 数 | うち、道路に設置分（道路種類別） | | | | うち、道路以外に設置分 | | | |
|----|----------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|--------------------|------------------|--------------------|--------------------|
| | | 国道 | 都道府県道 | 市町村道 | 計 | 私有地 | 国有地 | 其他公有地 | 計 |
| | | 平成 21 | 2,386 (548) | 約 15 (約 4) | 約 118 (約 25) | 約 567 (約 216) | 約 700 (約 245) | 約 1,533 (約 266) | 約 16 (約 3) |
| 22 | 2,400 (551) | 約 14 (約 4) | 約 119 (約 25) | 約 571 (約 217) | 約 704 (約 246) | 約 1,540 (約 267) | 約 16 (約 3) | 約 140 (約 35) | 約 1,696 (約 305) |
| 23 | 2,410 (554) | 約 14 (約 3) | 約 120 (約 26) | 約 574 (約 218) | 約 708 (約 247) | 約 1,543 (約 268) | 約 16 (約 3) | 約 143 (約 36) | 約 1,702 (約 307) |
| 24 | 2,421 (557) | 約 14 (約 3) | 約 121 (約 26) | 約 576 (約 219) | 約 711 (約 248) | 約 1,549 (約 269) | 約 16 (約 3) | 約 145 (約 37) | 約 1,710 (約 309) |
| 25 | 2,437 (561) | 約 13 (約 3) | 約 122 (約 26) | 約 580 (約 221) | 約 715 (約 250) | 約 1,560 (約 271) | 約 16 (約 3) | 約 146 (約 37) | 約 1,722 (約 311) |

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 本表は、九州電力に依頼して得た数値を記載している。
 3 「国道」は、直轄国道及び補助国道を示す。
 4 () 内の数値は福岡県内における数値であり、内数である。

図表 1-イ-⑧ N T T九州事業本部管内における電柱設置場所別の本数（平成 21 年度～25 年度）

（単位：本）

| 年度 | 総 数 | うち、道路に設置分（道路種類別） | | | | うち、道路以外に設置分 | | |
|----|------------------------|------------------|----------------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|
| | | 国道 | 都道府県道 | 市町村道 | 計 | 私有地 | 国有地 | 其他公有地 |
| | | 平成 21 | 1862240 (436,070) | (2,282) | (28,947) | (173,199) | (204,428) | (231,642) |
| 22 | 1,861,074 (436,993) | (2,174) | (29,244) | (178,049) | (209,467) | (227,526) | | |
| 23 | 1,859,531 (436,903) | (2,292) | (29,669) | (170,985) | (202,946) | (233,957) | | |
| 24 | 1,856,471 (435,769) | (2,342) | (27,944) | (172,138) | (202,474) | (233,295) | | |
| 25 | 1,855,288 (435,515) | — | — | — | — | — | | |

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 () 内の数値は福岡県内における数値であり、内数である。

図表 1-イ-⑨ 電線管理者 A 社管内における電柱設置場所別の本数（平成 21 年度～25 年度）

（単位：本）

| 年度 | 総数 | うち、道路に設置分（道路種別別） | | | | | うち、道路以外に設置分 | | | |
|----|----------|------------------|----------|-------|------|------|-------------|------|--------|-----|
| | | 直轄国道 | 補助国道 | 都道府県道 | 市町村道 | 計 | 私有地 | 国有地 | その他公有地 | 計 |
| | | 平成 21 | 181 (65) | (1) | (0) | (8) | (51) | (60) | (5) | (0) |
| 22 | 181 (65) | (1) | (0) | (8) | (51) | (60) | (5) | (0) | (0) | (5) |
| 23 | 181 (65) | (1) | (0) | (8) | (51) | (60) | (5) | (0) | (0) | (5) |
| 24 | 181 (65) | (1) | (0) | (8) | (51) | (60) | (5) | (0) | (0) | (5) |
| 25 | 204 (65) | (1) | (0) | (8) | (51) | (60) | (5) | (0) | (0) | (5) |

（注） 1 当局の調査結果による。

2 () 内の数値は福岡県内における数値であり、内数である。

図表 1-イ-⑩ 沖縄県を除く九州地区の各県及び政令市における市街地等の幹線道路の無電柱化率（平成 24 年度末時点）

（単位：％）

| 県名・政令指定都市名 | 福岡県 | 佐賀県 | 長崎県 | 熊本県 | 大分県 | 宮崎県 | 鹿児島県 | 北九州市 | 福岡市 | 熊本市 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|
| 無電柱化率 | 15 | 13 | 11 | 28 | 14 | 28 | 25 | 13 | 16 | 30 |

（注） 1 国土交通省の資料を基に、当局が作成した。

2 国土交通省は、「市街地」を「都市計画法における市街化区域」及び人口 10 万人以上の都市の「用途地域」、「幹線道路」を「国道及び都道府県道」と定義している。

図表 1-イ-⑪ 福岡県及び福岡市の管理道路全体における無電柱化率（平成 24 年度）

（単位：km、％）

| 機関名 | 福岡県 | 福岡市 |
|------------------|---------|---------|
| 無電柱化済み道路延長 (A) | 6.15 | 81.4 |
| うち国道(指定区間外) | 0.89 | 2.8 |
| うち県道(主要地方道、一般県道) | 5.26 | 16.3 |
| うち市道 | — | 62.3 |
| 無電柱化対象道路延長 (B) | 3,523.1 | 3,830.9 |
| うち国道(指定区間外) | 513.2 | 30.8 |
| うち県道(主要地方道、一般県道) | 3,009.9 | 255.8 |
| うち市道 | — | 3,544.3 |
| 無電柱化率 (A/B) | 0.17 | 2.12 |
| うち国道(指定区間外) | 0.17 | 9.09 |
| うち県道(主要地方道、一般県道) | 0.17 | 6.37 |
| うち市道 | — | 1.76 |

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-イ-⑫ 国土交通省道路局環境安全課が算出した管内の緊急輸送道路及びバリアフリー法特定道路における無電柱化率

(単位：km、%)

| 区分 | | 九州管内 | | | 福岡県 | | | 福岡市 | | |
|-------------|------------------|----------|----------|--------|--------|--------|--------|-----|----|-------|
| 年度 | | 22 | 23 | 24 | 22 | 23 | 24 | 22 | 23 | 24 |
| 緊急輸送道路 | 無電柱化整備道路延長(分子) a | 1,344.70 | 1,644.98 | 1,704 | 272.42 | 411.60 | 460 | — | — | — |
| | 緊急輸送道路延長(分母) b | 24,106 | 24,106 | 24,586 | 4,192 | 4,192 | 4,362 | — | — | — |
| | 無電柱化率(a/b) | 5.58 | 6.82 | 6.93 | 6.50 | 9.82 | 10.55 | — | — | — |
| バリアフリー法特定道路 | 無電柱化整備道路延長(分子) c | — | 34.32 | 36 | — | 11.75 | 11.70 | — | — | 11 |
| | 特定道路延長(分母) d | — | 377.32 | 377 | — | 263.08 | 263.10 | — | — | 22 |
| | 無電柱化率(c/d) | — | 9.10 | 9.55 | — | 4.47 | 4.45 | — | — | 50.00 |

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 本表は、国土交通省道路局環境安全課に依頼して得た数値を記載している。
 3 緊急輸送道路について、緊急輸送道路延長は、国道、都道府県道及び市道等の全道路種別に係る部分である。
 4 バリアフリー法特定道路について、特定道路延長は、国道、都道府県道及び市道等の全道路種別に係る部分である。
 5 表中の「—」は、国土交通省環境安全課では算出していないため数値を記載できなかったものである。

図表 1-イ-⑬ 福岡県内の直轄国道に係る電線共同溝の指定道路における無電柱化率(平成 25 年度)

(単位：km、%)

| 区分 | | 福岡県内全体(福岡国道事務所管内) | |
|------------|---------------------|-------------------|---------|
| 電線共同溝の指定道路 | 電線共同溝完了済み道路延長(分子) e | 21 | (15) |
| | 電線共同溝の指定道路延長(分母) f | 33 | (25) |
| | 無電柱化率(e/f) | 63.64 | (60.00) |

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 電線共同溝の指定道路延長は、福岡県内における直轄国道に係る部分である。また、()内は福岡国道事務所管内の数値であり、内数である。

図表 1-イ-⑭ 福岡県及び福岡市の管内における緊急輸送道路（第1次）の無電柱化率

(単位：km、%)

| 機関名 | 福岡県 | | | | | | 福岡市 | | | | | |
|--------------------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 無電柱化整備道路 延長 (a) | 1.76 | 1.76 | 1.76 | 1.76 | 1.76 | 1.76 | 28.6 | 28.6 | 28.6 | 28.6 | 28.6 | — |
| 緊急輸送道路延長 (b) | 444 | 444 | 444 | 444 | 444 | 444 | 104.2 | 104.2 | 104.2 | 104.2 | 104.2 | — |
| 無電柱化率 (a/b) | 0.40 | 0.40 | 0.40 | 0.40 | 0.40 | 0.40 | 27.45 | 27.45 | 27.45 | 27.45 | 27.45 | — |

(注) 1 当局の調査結果による。なお、うきは市には該当する道路はない。

2 福岡県の緊急輸送道路延長は、福岡県が管理する国道（指定区間外）、都道府県道に係る部分である。また、福岡市の緊急輸送道路延長は、福岡市が管理する国道（指定区間外）、都道府県道、市道に係る部分である。

3 福岡市は、平成25年度の数値は集計中であるため算出できないとしている。

図表 1-イ-⑮ 福岡県及び福岡市の管内におけるバリアフリー法特定道路の無電柱化率

(単位：km、%)

| 機関名 | 福岡県 | | | | | | 福岡市 | | | | | |
|--------------------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 無電柱化整備道路 延長 (a) | 4.23 | 4.23 | 4.23 | 4.23 | 4.23 | 4.23 | 4.2 | 4.2 | 4.2 | 4.2 | 4.2 | — |
| 特定道路延長 (b) | 45.3 | 45.3 | 45.3 | 45.3 | 45.3 | 45.3 | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 9.5 | — |
| 無電柱化率 (a/b) | 9.34 | 9.34 | 9.34 | 9.34 | 9.34 | 9.34 | 44.21 | 44.21 | 44.21 | 44.21 | 44.21 | — |

(注) 1 当局の調査結果による。なお、うきは市には該当する道路はない。

2 福岡県の特定道路延長は、国道（指定区間外）、都道府県道に係る部分である。また、福岡市の特定道路延長は、福岡市が管理する国道（指定区間外）、都道府県道、市道に係る部分である。

3 福岡市は、平成25年度の数値は集計中であるため算出できないとしている。

図表 1-イ-⑯ 福岡県、福岡市及びうきは市の管内における電線共同溝の指定道路の無電柱化率

(単位：km、%)

| 機関名 | 福岡県 (平成25年度) | 福岡市 (24年度) | うきは市 (26年度) |
|-----------------------|-----------------|---------------|----------------|
| 電線共同溝完了済み 道路延長 (a) | 6.15 | 38.1 | 0.35 |
| 電線共同溝の指定道 路延長 (b) | 6.99 | 40.3 | 0.35 |
| 無電柱化率 (a/b) | 87.98 | 95 | 100 |

(注) 1 当局の調査結果による。

2 福岡県の電線共同溝の指定道路延長は、福岡県が管理する国道、都道府県道に係る部分である。また、福岡市の指定道路延長は、福岡市が管理する国道、都道府県道、市道に係る部分である。

図表 1-ウ-① 調査対象 5 機関における無電柱化事業に係る具体的な箇所等に対する住民や事業者のニーズ把握の実施状況

| 機関名 | ニーズ把握の実施状況 |
|---------|--|
| 九州地方整備局 | 九州地方整備局は、無電柱化事業に係る住民や事業者のニーズについては、各自治体を通じて把握しているため、直接的なニーズ把握は特に行っていないが、事業者のニーズについては、平成 25 年 5 月、次期推進計画を想定した候補予定箇所の抽出に際して、県・政令市の無電柱化協議会事務局に対し、電線管理者からの提案箇所があれば、抽出に反映するよう依頼しているとしている。 |
| 福岡国道事務所 | 福岡国道事務所は、無電柱化事業に係る住民や事業者に対する具体的、直接的なニーズ把握は特に行っていないが、事業者のニーズについては、上記のとおり、九州地方整備局において把握する仕組みがあるとしている。 |
| 福岡県 | 福岡県は、無電柱化事業は、行政だけでなく、事業者等の協力を得ながら行うものであり、県がニーズを把握したとしてもすぐに事業が開始できるものではないため、住民や事業者のニーズ把握は特に行っていないとしている。 |
| 福岡市 | 福岡市は、住民及び事業者に対して、無電柱化事業に係る個別具体的な路線に対するニーズ把握は特に行っていないものの、同市（市長室広聴課）では、市の施策や事業の推進の参考等のため、毎年、市政アンケート調査を実施しており、道路計画課は、当該アンケート調査を活用して、2年に1回、道路整備に係る調査を行っており、その調査事項の一つとして、「歩道上の電柱をなくす」が含まれている。 |
| うきは市 | うきは市は、無電柱化事業は、筑後吉井保存地区についてのみ、景観対策の一つとして実施することとしていることから、当該地区の住民団体から無電柱化に係る意見、要望を把握しているが、市全体の住民から無電柱化に関する新たなニーズの把握は行っていないとしている。 |

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-ウー② 福岡市市政アンケート結果における道路整備に対する重要度と満足度

(単位：%)

| 道路の使いやすさについての事項 | 重要度（「重要」及び「どちらかといえば重要」） | | 満足度（「満足」及び「どちらかといえば満足」） | |
|------------------|-------------------------|-------|-------------------------|-------|
| | 平成 24 年度 | 22 年度 | 24 年度 | 22 年度 |
| 歩くときの車に対する安全性 | 95.8 | 94.9 | 40.7 | 30.7 |
| 歩くときの自転車に対する安全性 | 94.1 | 92.3 | 17.7 | 14.9 |
| 車のときの安全性・快適性 | 92.5 | 88.2 | 55.1 | 45.2 |
| 夜道の明るさ | 92.3 | 91.0 | 43.9 | 37.4 |
| 歩くときの快適性（段差や幅など） | 91.1 | 91.6 | 36.8 | 29.3 |
| 自転車のときの安全性・快適性 | 84.9 | 87.2 | 24.3 | 21.3 |
| 歩道上の駐輪施設の整備 | 79.7 | 80.4 | 22.3 | 22.1 |
| 歩道上の電柱をなくす | 62.9 | 64.0 | 29.5 | 27.7 |

(注) 1 本表は、福岡市市政アンケート調査報告（概要版）により当局が作成したものである。

2 アンケートは、8 事項について、各々、i)重要度については、「重要」、「どちらかといえば重要」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば重要でない」、「重要でない」、ii)満足度については、「満足」、「どちらかといえば満足」、「どちらでもない」、「どちらかといえば不満」、「不満」の中から選択する方法により問われている。

図表 1-ウー③ うきは市による町並みをよくする会総会における無電柱化事業の説明概要

| 年月日 | 説明内容 |
|---------------------|--|
| 平成 21 年 6 月 29 日 | ・福岡県無電柱化協議会における地中化路線(国道 210 号、県道甘木吉井線)の決定を報告 ・国道 210 号の標準的な仕様を説明(車道・路側帯の幅、縁石の高さ等) |
| 22 年 6 月 24 日 | ・国道 210 号における無電柱化による変化(トランスボックスの設置、歩道の拡張等) ・計画を進めている、県道甘木吉井線及び市道吉井福久線における、トランスボックスの用地、外灯設置場所の提供依頼 |
| 23 年 6 月 28 日 | ・上記平成 22 年と同様の土地の提供依頼 |
| 24 年 6 月 25 日 | ・上記平成 23 年と同様 |
| 25 年 6 月 28 日 | ・県道甘木吉井線及び市道吉井福久線の工事の進捗状況と今後の予定 |

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「町並みをよくする会」は平成 6 年に発足し、筑後吉井保存地区の 174 世帯で構成(発足当時)しており、年に 1 度総会、3 か月に 1 度理事会を開催している。同会は、吉井町で平成 4 年に、全国町並保存連盟が主催する「全国町並みゼミ」が開催されたことにより、その後住民と行政が一体となって吉井町の町並み保存に取り組むようになったことで、発足した経緯がある。

図表 1-ウ-④ 調査対象 5 機関における無電柱化に係る広報の実施状況

| 機関名 | 無電柱化に係る広報の実施状況 |
|---------|--|
| 九州地方整備局 | 九州地方整備局は、一般住民へ配布する機会がないとして、無電柱化の普及啓発に係る資料の作成、配布について、実施していないとしている。 なお、同局は、第 5 期計画以前には、国土交通省本省から無電柱化に関するパンフレットが送付された際、当該資料を関係機関への事業紹介に活用していたことがあるとしている。 |
| 福岡国道事務所 | 福岡国道事務所は、一般住民へ配布する機会がないとして、無電柱化の普及啓発に係る資料の作成、配布について、実施していないとしている。 なお、同事務所は、業務概要の紹介を目的として、業務説明用の冊子及びホームページにおいて無電柱化事業の事業概要を掲載している。 |
| 福岡県 | 福岡県は、無電柱化に係る広報等は特に行っておらず、個別事業についても、事業に着手後は、県土整備事務所のホームページにおいて事業概要を周知する場合はあるが、計画策定段階での広報は特に実施していないとしている。 |
| 福岡市 | 福岡市は、市のホームページにおいて、道路事業の紹介として無電柱化事業の概要を掲載しており、内容は、無電柱化の目的、整備手法及び電線共同溝の概要となっている。 |
| うきは市 | うきは市は、「町並みをよくする会」の総会において、筑後吉井地区の住民に対し、会場内のスクリーンに資料を表示しながら、毎年、無電柱化事業の説明を行っている。住民に対する説明の概要は、事業の進捗状況の報告と土地等提供の依頼であり、無電柱化の普及に係る広報を行っているものではなく、特に資料の配布等を行っていない。 また、うきは市は、国道 210 号の無電柱化事業の完了に合わせて「白壁の町 吉井 国道電線地中化完成記念祝賀行事」(平成 22 年 8 月 22 日)を開催し、祝賀式典やパレード等を行い、無電柱化した概況を市民等に紹介している。 |

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-ウ-⑤ 福岡県、福岡市及びうきは市における電柱の新設抑制への取組状況

| 機関名 | 電柱の新設抑制への取組状況 |
|------|---|
| 福岡県 | 福岡県は、条例の制定等による電柱の新設抑制の取組について、これまで特に検討したことはなく、実施したこともないとしている。 |
| 福岡市 | 福岡市は、条例の制定等による電柱の新設抑制の取組について、これまで検討及び実施はしていないとしている。 |
| うきは市 | うきは市は、今後新たに無電柱化事業を行うことにしていないこともあり、条例の制定等による電柱の新設を抑制する取組は行っていない。 |

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-ウ-⑥ 九州地方整備局、福岡県及び福岡市において改正道路法を踏まえた取組みを行っていない理由

| 機関名 | 理由 |
|---------|--|
| 九州地方整備局 | 九州地方整備局は、当該制度について、改正法が施行されて間もないこともあり、特に取組は行っていないとしている。 |
| 福岡県 | 福岡県は、開始間もない制度であることから、現在は特に取組は行っていないとしている。 |
| 福岡市 | 福岡市は、これまで認めてきた占用を突然禁止することは、電線管理者からの大きな反発が予想されるため、現在は特に取組みは行っていないとしている。 |

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-ウ-⑦ 調査対象 3 電線管理者における無電柱化への参画状況

| 電線管理者名 | 無電柱化への参画状況 |
|----------|---|
| 九州電力 | 九州電力は、無電柱化事業は、道路管理者、電線管理者及び住民が三位一体となって推進する事業であると考えており、予算上及び施工技術上特に問題がなければ、基本的には、各協議会において決定した計画に協力していく方針であるとしている。 一方、同社は、事業箇所について、無電柱化による便益者は多い方がよいので、電力需要密度が高い箇所の優先順位は高くなるとしている。 |
| NTT | NTTは、通信設備の信頼性の向上等社会要請を踏まえ、予算上及び施工技術上特に問題がなければ、基本的には各協議会において決定した計画に協力していく方針であるとしている。 一方、同社は、事業箇所について、事業の実施に要した費用が回収できる程度の需要があるかどうかについては考慮するとしている。 |
| 電線管理者 A社 | 電線管理者 A社は、予算上及び施工技術上特に問題がなければ、基本的には、各協議会において決定した計画に協力していく方針であるとしている。 なお、同社は、今後、自社の電柱設置数が増加した場合、費用負担が多く生じることになるとしている。 |

(注) 当局の調査結果による。

2 無電柱化の推進体制の整備状況

(1) 地方ブロック無電柱化協議会等の活動状況

| 実 態 | 説明図表番号 |
|---|--|
| <p>【制度の概要等】</p> <p>国土交通省は、ガイドラインにおいて、無電柱化の整備を進めるに当たっての体制として、i) 全国10ブロックごとの道路管理者、電線管理者、地方公共団体等の関係者で構成される地方ブロック無電柱化協議会において、構成員の意見を十分反映した協議により、実施予定箇所の計画をとりまとめ、円滑に進めるものとする、ii) 同協議会においては、都道府県単位などの地方部会の意見を反映するものとする、iii) 具体の無電柱化箇所における事業実施に当たっては、道路管理者、電線管理者及び地元関係者の各々が果たすべき役割と責任を踏まえ、連絡会議の設置や住民参加型の計画策定に対する支援を活用すること等により円滑に推進するものとする、ことを明記している。</p> <p>今回、調査対象3協議会（九州地区無電柱化協議会、福岡県無電柱化協議会及び福岡市無電柱化協議会）における無電柱化協議会の活動状況等について調査したところ、次のような実態がみられた。</p> <p>【調査結果】</p> <p>ア 無電柱化協議会の設置状況</p> <p>(7) 地方ブロック無電柱化協議会</p> <p>a 九州地区においては、地方ブロック無電柱化協議会として九州地区無電柱化協議会（以下「九州地区協議会」という。）及びその下部組織として幹事会（以下「九州地区幹事会」という。）が設置されており、いずれの事務局も九州地方整備局道路部道路管理課（以下「道路管理課」という。）が担当している。</p> <p>九州地区協議会及び九州地区幹事会の構成機関は、いずれも九州地方整備局の内部部局のほか、九州経済産業局、九州総合通信局及び九州管区警察局並びに九州各県及び政令市並びに電線管理者で構成されており、協議会は各機関の部長クラス、幹事会は課長クラスと構成委員の職名が異なっている。</p> <p>b 九州地区協議会の設置目的をみると、九州地区無電柱化協議会規約（昭和60年12月19日施行）において、無電柱化を促進するための方策を広い視野で検討調整し、今後の無電柱化の計画的かつ円滑な推進に資するとされている。</p> <p>c また、九州地区協議会及び九州地区幹事会における構成委員の役割についてみると、上記規約では、会長、副会長及び幹事長を指定することについての記載並びに会長及び副会長の職務についての記載はあるものの、その他の構成委員の役割については、特段の記載はない。</p> | <p>図表2-(1)-①</p> <p>図表2-(1)-②</p> <p>図表2-(1)-③</p> <p>図表2-(1)-④</p> <p>図表2-(1)-⑤</p> |

| | |
|---|----------------------|
| <p>事務局である道路管理課は、実務上は、構成機関となっている各県及び政令市が、それぞれの地方部会において合意された無電柱化推進計画を事務局に報告し、事務局においてこれらの計画をとりまとめて九州地区協議会又は九州地区幹事会に付議し、構成委員の合意を得た上で、九州地区の全体計画として決定あるいは、計画変更の決定を行っているとしている。</p> | |
| <p>(イ) 地方部会</p> | |
| <p>九州地区においては、地方部会に当たる九州各県及び政令市単位の無電柱化協議会が設置されている。今回、当局が調査対象とした福岡県無電柱化協議会及び福岡市無電柱化協議会の設置状況は、次のとおりである。</p> | |
| <p>a 福岡県無電柱化協議会</p> | |
| <p>(a) 福岡県無電柱化協議会（以下「福岡県協議会」という。）の事務局は、福岡県県土整備部道路維持課（以下「県道路維持課」という。）が担当しており、同協議会の構成機関は、県内部部局のほか、福岡県警察本部、県内の2国道事務所及び電線管理者となっている。</p> | <p>図表2-(1)-⑥</p> |
| <p>(b) 福岡県協議会の設置目的をみると、福岡県無電柱化協議会規約（昭和61年7月25日施行）において、無電柱化を促進するための方策を広い視野で検討調整し、無電柱化の計画的かつ円滑な推進に資すると記載されている。</p> | <p>図表2-(1)-④(再掲)</p> |
| <p>(c) 福岡県協議会における構成委員の役割についてみると、上記規約では、会長及び会長代行者を指定することについての記載はあるが、構成委員の役割については、特段の記載はない。</p> | <p>図表2-(1)-⑤(再掲)</p> |
| <p>事務局である県道路維持課は、実務上は、構成機関となっている都市計画課及び公園街路課等の協力を得て、市町村（政令市を除く。以下同様。）が行う管内の無電柱化予定箇所を把握し、事務局において、これらを一括して費用負担方法等について電線管理者と調整を行い、おおむね調整が終了した箇所を計画案として協議会に付議し、構成委員の合意を得た上で、政令市を除く福岡県の全体計画として決定あるいは、計画変更の決定を行っているとしている。</p> | |
| <p>b 福岡市無電柱化協議会</p> | |
| <p>(a) 福岡市無電柱化協議会（以下「福岡市協議会」という。）の事務局は、福岡市道路下水道局計画部道路計画課（以下「市道路計画課」という。）が担当しており、同協議会の構成機関は、福岡市内部部局のほか、福岡県警察本部、福岡国道事務所及び電線管理者となっている。</p> | <p>図表2-(1)-⑦</p> |
| <p>(b) 福岡市協議会の設置目的をみると、福岡市無電柱化協議会規約（昭和60年4月2日実施）において、無電柱化計画の策定に関し、必要な資料の整備及び実施計画の作成を行うこととされている。</p> | <p>図表2-(1)-④(再掲)</p> |
| <p>(c) 福岡市協議会における構成委員の役割についてみると、上記規約で</p> | <p>図表2-(1)-</p> |

| | |
|---|------------------|
| <p>は、議長を指定することについての記載はあるが、構成委員の役割については、特段の記載はない。</p> <p>事務局である市道路計画課は、実務上は、構成機関となっている住宅都市局及び港湾局等の協力を得て、市内の無電柱化予定箇所を把握し、事務局において、これらを一括して費用負担方法等について電線管理者と調整を行い、おおむね調整が終了した箇所を計画案として協議会に付議し、構成委員の合意を得た上で、福岡市の全体計画として決定あるいは計画変更の決定を行っているとしている。</p> | <p>⑤(再掲)</p> |
| <p>また、調査対象3協議会の構成機関に対して、協議会等に参加するメリット等について聴取したところ、i)事業の実施に必要な手続を統一できること(電線管理者)、ii)計画がまとめて分かるため今後の見通しが立てやすくなること(電線管理者)等が挙げられているが、協議会の開催方法、回数等については、聴取した構成機関は、現状で特に支障はないとしている。</p> <p>なお、いずれの協議会等の事務局及び構成機関においても、これまでに無電柱化に係る事業が近隣で複数同時期に実施された例がないため、各事業における連携、調整、支援等の必要が生じたことはないとしている。</p> | <p>図表2-(1)-⑧</p> |
| <p>イ 無電柱化協議会の開催状況</p> <p>九州地区協議会は、協議会を構成する各機関の幹部が参集する協議会は、当初の無電柱化推進計画の策定に係る場合に、その後は原則として毎年度、各機関の実務担当者(課長クラス)による幹事会を開催するとしている。平成21年度から25年度までの5年間における開催状況をみると、協議会の開催はなく、幹事会のみ4回開催されている(協議会は平成20年度に開催済)。</p> <p>また、福岡県協議会及び福岡市協議会は、推進計画の策定及び計画の変更・見直しが必要となった場合に開催するとしており、平成21年度からの5年間では、福岡県協議会が4回、福岡市協議会が3回となっている。なお、両協議会の事務局は、5か年計画である無電柱化推進計画の後半は計画変更等が余りないため、協議会を開催しない年があるとしている。</p> <p>なお、協議会の開催方法についてみると、構成委員を一定の場所に招集することなく、メール等による資料送付によって開催に代えているものが九州地区幹事会及び福岡市協議会で各1回みられた。</p> <p>さらに、構成委員の協議会への出席状況についてみると、平成23年度及び24年度に開催された福岡県協議会において、構成委員の出席率が16.7%(18委員中3委員)、33.3%(18委員中6委員)と低いものとなっている例がみられた。これについて、事務局(県道路維持課)は、協議会の開催時期が年度末であったため、構成委員の都合がつかなかったことによるとしている。</p> | <p>図表2-(1)-⑨</p> |

| | |
|---|-----------------------|
| <p>ウ 無電柱化協議会の活動状況</p> <p>(7) 協議会における調整状況</p> <p>九州地区協議会の場合、事務局は、九州地区協議会に提示している計画案は既に県や政令市の無電柱化協議会において合意を得ているものであることから、同協議会の場では個別箇所の整備手法や費用負担方法等については特段の調整はなく、追加合意に向けた課題や取り組み方針など計画全般について協議後、計画案は同意されており、幹事会においてもほぼ同様であるとしている。</p> <p>また、福岡県協議会及び福岡市協議会の場合、各々の事務局は、道路事業、街路事業、土地区画整理事業等の担当部署から報告された計画予定箇所について、一括して事務局が電線管理者と費用負担方法等を含めて調整を行い、調整が終了した箇所を協議会に計画案として提示しており、協議会開催前に実質的な調整を終えているため、協議会の場では個別計画の整備手法や費用負担方法等について、議論はほとんど行われず計画案は同意されているとしている。</p> <p>(イ) 九州地区協議会における情報の周知状況</p> <p>九州地区協議会及び九州地区幹事会の構成機関であると同時に、自らも福岡県協議会又は福岡市協議会の事務局となっている福岡県及び福岡市において、九州地区幹事会で配布した資料のうち、無電柱化の推進のため、自らの協議会の構成機関に対しても提供すべきと思われる資料が提供されていない等の例がみられた。</p> <p>(ウ) 防災部局との連携状況</p> <p>ガイドラインにおいて、無電柱化の選定対象の一つとして「災害の防止」が挙げられているが、福岡県協議会及び福岡市協議会の構成機関の中には、いずれの防災担当部局も含まれておらず、また、構成委員に配布している資料の配布先にも含まれていない。このことについて、いずれの協議会事務局も、構成機関は事業実施部局としており、情報共有や連携については、同じ庁内の組織であることから、通常業務の中で行っているとしている。</p> | <p>図表 2 - (1) - ⑩</p> |
| <p>エ 無電柱化協議会による無電柱化の普及啓発状況</p> <p>調査対象 3 協議会の各事務局は、協議会では主に無電柱化に係る基本構想に関することや電線共同溝方式に係る技術的事項の検討等を行っている等として、資料の作成、周知等による住民に対する無電柱化の普及啓発はいずれも実施していないとしている。</p> <p>なお、九州地区幹事会において、構成機関への啓発として、平成 20 年 9 月 5 日開催の九州地区幹事会において、「無電柱化事業好事例」を資料配布し、構成機関に対する無電柱化事業の理解促進を図っている例がみられた。</p> | <p>図表 2 - (1) - ⑪</p> |

図表 2 - (1) - ① 無電柱化に係るガイドライン

○「無電柱化に係るガイドライン」(平成 22 年 2 月 24 日付け事務連絡道路局地方道・環境課長通知) (抜粋)

2. 無電柱化の進め方について

1) 効率的な無電柱化の推進

(略)

2) 整備手法

(略)

3) 整備を進めるにあたっての体制

① 全国 10 ブロック毎の道路管理者、電線管理者、地方公共団体等の関係者からなる地方ブロック無電柱化協議会において、構成員の意見を十分反映した協議により、実施予定箇所計画をとりまとめ、円滑に進めるものとする。

② 同協議会においては、都道府県単位などの地方部会の意見を反映するものとする。

③ 具体の無電柱化箇所における事業実施にあたっては、道路管理者、電線管理者及び地元関係者の各々が果たすべき役割と責任を踏まえ、連絡会議の設置や住民参加型の計画策定に対する支援を活用すること等により円滑に推進するものとする。

(注) 本表中の下線は、当局が付した。

図表 2 - (1) - ② 九州地区無電柱化協議会構成機関名及び職名

| 役職等 | 機関名 | 職名 |
|-----|---------------------|---------------|
| 会 長 | 九州地方整備局 | 道路部長 |
| 副会長 | 九州経済産業局 | 資源エネルギー環境部長 |
| 副会長 | 九州総合通信局 | 情報通信部長 |
| | 九州総合通信局 | 放送部長 |
| | 九州管区警察局 | 広域調整第二課長 |
| | 九州地方整備局 | 道路調査官 |
| | 九州地方整備局 | 道路情報管理官 |
| | 九州地方整備局 | 地域道路調整官 |
| | 九州地方整備局 | 都市調整官 |
| | 福岡県 | 県土整備部次長 |
| | 佐賀県 | 県土づくり本部副本部長 |
| | 長崎県 | 土木部次長 |
| | 熊本県 | 土木部次長 |
| | 大分県 | 土木建築部審議監 |
| | 宮崎県 | 県土整備部次長 |
| | 鹿児島県 | 土木部次長 |
| | 北九州市 | 建設局道路部長 |
| | 福岡市 | 道路下水道局計画部長 |
| | 熊本市 | 都市建設局次長 |
| | 福岡市消防局 | 警防部長 |
| | 九州電力(株) | 配電部長 |
| | 西日本電信電話(株) | 基盤設備担当部長 |
| | (社)日本ケーブルテレビ連盟 九州支部 | 支部長 |
| | 九州通信ネットワーク(株) | アクセス設備部長 |
| | KDDI(株) | 光インフラ建設部長 |
| | ソフトバンクテレコム(株) | 九州ネットワークセンター長 |

(注) 九州地区無電柱化協議会規約（平成 24 年 8 月 24 日改正）に基づき、当局が作成した。

図表 2 - (1) - ③ 九州地区無電柱化協議会（幹事会）の構成機関名及び職名

| 役職等 | 機関名 | 職名 |
|------|---------------------|--------------------|
| 幹事長 | 九州地方整備局 | 道路情報管理官 |
| 副幹事長 | 九州経済産業局 | 電力事業課長 |
| 副幹事長 | 九州総合通信局 | 電気通信事業課長 |
| | 九州総合通信局 | 有線放送課長 |
| | 九州管区警察局 | 広域調整第二課長補佐 |
| | 九州地方整備局 | 道路計画第一課長 |
| | 九州地方整備局 | 路政課長 |
| | 九州地方整備局 | 道路管理課長 |
| | 九州地方整備局 | 交通対策課長 |
| | 九州地方整備局 | 地域道路課長 |
| | 九州地方整備局 | 都市・住宅整備課長 |
| | 福岡県 | 道路維持課長 |
| | 佐賀県 | 道路課長 |
| | 長崎県 | 道路維持課長 |
| | 熊本県 | 道路保全課長 |
| | 大分県 | 道路保全整備室長 |
| | 宮崎県 | 道路保全課長 |
| | 鹿児島県 | 道路維持課長 |
| | 北九州市 | 道路計画課長 |
| | 福岡市 | 道路計画課長 |
| | 熊本市 | 道路整備課長 |
| | 福岡市消防局 | 警防課長 |
| | 九州電力(株) | 配電設備建設グループ長 |
| | 西日本電信電話(株) | 環境デザイン室長 |
| | (社)日本ケーブルテレビ連盟 九州支部 | 事務局長 |
| | 九州通信ネットワーク(株) | アクセス設備部長 |
| | KDDI(株) | 福岡テクニカルセンター長 |
| | ソフトバンクテレコム(株) | 九州ネットワークセンター保全管理課長 |

(注) 九州地区無電柱化協議会規約（平成 24 年 8 月 24 日改正）に基づき、当局が作成した。

図表 2 - (1) - ④ 無電柱化協議会の設置目的等

| 協議会等名称 | 設置目的等 |
|-------------|---|
| ガイドライン | (地方ブロック無電柱化協議会) <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員の意見を十分反映した協議により、実施予定箇所の計画をとりまとめ、円滑に進めるものとする。 ・ 都道府県単位などの地方部会の意見を反映するものとする。 |
| 九州地区無電柱化協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、都市景観の向上並びに電気及び電気通信事業等の健全な発展の観点 ・ <u>道路の無電柱化を促進するための方策を広い視野で検討調整し、今後の無電柱化の計画的かつ円滑な推進に資する。</u> |
| 福岡県無電柱化協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、都市景観の向上並びに電気及び電気通信事業等の健全な発展の観点 ・ <u>無電柱化を促進するための方策を広い視野で検討調整し、無電柱化の計画的かつ円滑な推進に資する。</u> |
| 福岡市無電柱化協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 快適な歩行者空間を確保し、防災活動並びに都市美観の向上などを図る(観点)。 ・ <u>無電柱化計画の策定に関し、必要な資料の整備及び実施計画の作成を行うことを目的</u> |

(注) 各協議会の規約等に基づき当局が作成したものであり、下線は当局が付したものである。

図表 2 - (1) - ⑤ 各無電柱化協議会の規約における構成委員の役割に関する記述

| 協議会等名称 | 内容(抜粋) |
|-----------------|---|
| 九州地区無電柱化協議会、幹事会 | <p>第3条 協議会は、別表-1に掲げる委員で構成し、協議会の下部組織として幹事会を設け、別表-2に掲げる幹事で構成する。</p> <p>2 <u>協議会の会長は、九州地方整備局道路部長をもってあてる。</u></p> <p>3 <u>協議会の副会長は、九州経済産業局資源エネルギー環境部長、九州総合通信局情報通信部長をもってあてる。</u></p> <p>4 <u>会長は、協議会の会務を総理し、副会長は会長に事故のあるときは会務を代行するものとする。</u></p> <p>第5条 <u>幹事会には幹事長を置き、九州地方整備局道路部道路情報管理官をもってあてる。</u></p> <p>2 幹事会は、本協議会から委託された事項について検討し、その結果を本協議会に報告するものとする。</p> |
| 福岡県無電柱化協議会 | <p>第4条 協議会は別表-1に掲げる委員で構成する。</p> <p>2 <u>協議会の会長は福岡県県土整備部道路維持課長をもってあてる。</u></p> <p>3 <u>会長は協議会の会務を総理し、会長に事故のある時は福岡県県土整備部道路建設課長が会務を代行するものとする。</u></p> <p>4 委員に支障がある場合は、代理出席を認めることができる。</p> |
| 福岡市無電柱化協議会 | <p>第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>2 <u>協議会の議長は、福岡市道路下水道局計画部道路計画課長をもってあてる。</u></p> |

(注) 各協議会の規約に基づき当局が作成したものであり、下線は当局が付したものである。

図表 2 - (1) - ⑥ 福岡県無電柱化協議会の構成機関名及び職名

| 役職等 | 機関名 | 職名 |
|-----|---------------------|---------------------|
| 会長 | 福岡県 | 道路維持課長 |
| | 福岡県 | 道路建設課長 |
| | 福岡県警察本部 | 交通規制課長 |
| | 福岡国道事務所 | 技術副所長 |
| | 北九州国道事務所 | 技術副所長 |
| | 福岡県 | 都市計画課長 |
| | 福岡県 | 公園街路課長 |
| | 九州電力(株) 福岡お客様センター | 配電設備グループ長 |
| | 九州電力(株) 北九州お客様センター | 配電設備グループ長 |
| | 西日本電信電話(株) 福岡支店 | 設備部長 |
| | 九州通信ネットワーク(株) | アクセス設備部 線路保守グループ長 |
| | (株)NTT ドコモ 九州支社 | ネットワーク部 リンク計画担当課長 |
| | KDDI(株) | 太宰府ネットワークセンター 課長補佐 |
| | ソフトバンクテレコム(株) | 九州ネットワークセンター 保全管理課長 |
| | (社)日本ケーブルテレビ連盟 九州支部 | 事務局長 |
| | (株)UCOM | 線路管理課長 |
| | (株)USEN | 統括センター長 |
| | キャンシステム(株) | 福岡営業所長 |

(注)福岡県無電柱化協議会規約（平成 24 年 8 月 17 日一部改正）に基づき、当局が作成した。

図表 2 - (1) - ⑦ 福岡市無電柱化協議会の構成機関名及び職名

| 役職等 | 機関名 | 職名 |
|-----|---------------------|-------------------------|
| 議長 | 福岡市 | 道路下水道局計画部道路計画課長 |
| | 福岡国道事務所 | 環境整備課長 |
| | 福岡県警察本部 | 交通規制課 管理官 |
| | 九州電力(株) 福岡お客さまセンター | 配電設備グループ長 |
| | 西日本電信電話(株) 福岡支店 | 設備部長 |
| | KDDI(株) | 福岡テクニカルセンター センター長 |
| | ソフトバンクテレコム(株) | 九州ネットワークセンター 保全管理課長 |
| | 九州通信ネットワーク(株) | アクセス設備部 線路保守グループ長 |
| | (財)福岡ケーブルビジョン | 技術課長 |
| | (社)日本ケーブルテレビ連盟 九州支部 | 事務局長 |
| | (株)UCOM | インフラルートデザイン部 線路管理課(部長) |
| | キャンシステム(株) | 福岡営業所長 |
| | (株)USEN | 技術本部北九州統括センター長 |
| | (株)NTT ドコモ九州支社 | ネットワーク部 リンク計画担当課長 |
| | 福岡市 | 消防局警防部警防課長 |
| | 福岡市 | 道路下水道局管理部路政課長 |
| | 福岡市 | 道路下水道局管理部道路維持課長 |
| | 福岡市 | 道路下水道局建設部建設調整課長 |
| | 福岡市 | 道路下水道局建設部東部道路課長 |
| | 福岡市 | 道路下水道局建設部中部道路課長 |
| | 福岡市 | 道路下水道局建設部西部道路課長 |
| | 福岡市 | 区役所地域整備課長会会長(東区 地域整備課長) |
| | 福岡市 | 区役所維持管理課長会会長(東区 維持管理課長) |
| | 福岡市 | 住宅都市局総務部企画・耐震推進課長 |
| | 福岡市 | 港湾局アイランドシティ事業推進部事業調整課長 |
| | 福岡市 | 港湾局建設部港湾土木第2課長 |

(注) 福岡市無電柱化協議会規約（平成 24 年 3 月 19 日改正）に基づき、当局が作成した。

図表 2 - (1) - ⑧ 無電柱化協議会等に参加するメリット

| 構成機関名 | メリット |
|-------------|---|
| 九州電力 | 九州電力は、無電柱化協議会等があることにより、道路管理者との合意形成が図られるとともに、開催に合わせて事業計画の調整が行えることがメリットであるとしている。 |
| N T T | <p>N T Tは、無電柱化協議会等があることにより、電線管理者として事業の全体像が把握できるとともに、事業の実施に当たり、道路管理者との合意形成を図ることができるとしている。</p> <p>また、同社は、九州地区協議会があることにより、事業の実施に必要な手続を九州各県又は政令市の協議会で統一することができるとしている。</p> |
| 電線管理者 A社 | 電線管理者A社は、無電柱化に係る工事は長期間にわたるため、自社において工事費及び対応体制を計画的に確保する必要があり、協議会等に参加することにより、各道路管理者等における無電柱化事業がまとめて分かることから、今後の見通しが立てやすくなるとしている。 |

(注)当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ⑨ 調査対象 3 協議会等の開催状況等（平成 21 年度～25 年度）

（議題）

| | | 九州地区協議会 | 九州地区幹事会 | 福岡県協議会 | | 福岡市協議会 | |
|--------------------------------------|----------------------|---------|---------|--------|------|--------|---|
| 区分 | ブロック協議会 | ○ | | | | | |
| | ブロック幹事会 | | ○ | | | | |
| | 県・政令市 | | | ○ | | ○ | |
| | 協議会 | | | | | | |
| | その他 | | | | | | |
| 開催年月日 (メール、文書送付のみによる開催の場合は、()書き) | 21 年度 | - | - | - | | - | |
| | 22 年度 | - | 6/8 | 5/28 | | 5/31 | |
| | 23 年度 | - | 9/2 | 2/22 | | 3/19 | |
| | 24 年度 | - | 8/24 | 8/17 | 3/29 | (5/25) | |
| | 25 年度 | - | (3/27) | - | | | |
| 議題 | 計画 策定 (方針含む) | 21 年度 | - | - | - | - | |
| | | 22 年度 | - | ○ | ○ | ○ | |
| | | 23 年度 | - | | | | |
| | | 24 年度 | - | | | | |
| | | 25 年度 | - | ○ | - | | - |
| | 計画 変更 (方針含む) | 21 年度 | - | - | - | | - |
| | | 22 年度 | - | | | | |
| | | 23 年度 | - | ○ | ○ | | ○ |
| | | 24 年度 | - | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 25 年度 | - | ○ | - | | - |
| | 進捗 状況 (整備状況) | 21 年度 | - | - | - | | - |
| | | 22 年度 | - | ○ | ○ | | ○ |
| | | 23 年度 | - | ○ | ○ | | |
| | | 24 年度 | - | ○ | | | |
| | | 25 年度 | - | ○ | - | | - |
| | 規約 改正 | 21 年度 | - | - | - | | - |
| | | 22 年度 | - | ○ | ○ | | ○ |
| | | 23 年度 | - | ○ | ○ | | ○ |
| | | 24 年度 | - | ○ | ○ | | |
| | | 25 年度 | - | | - | | - |
| | その他 (規程類の 作成等) | 21 年度 | | | | | |
| | | 22 年度 | | | | | |
| | | 23 年度 | | | | | |
| | | 24 年度 | | ○ | | | |
| | | 25 年度 | | ○ | | | |
| その他 | 21 年度 | | | | | | |
| | 22 年度 | | | | | | |
| | 23 年度 | | | | | | |
| | 24 年度 | | | | | | |
| | 25 年度 | | | | | | |

(出席状況)

| | | 九州地区協議会 | 九州地区幹事会 | 福岡県協議会 | | 福岡市協議会 | |
|-----------------------|-------|---------|---------|--------|------|--------|-----|
| 出席 状況 (人、 %) | 21 年度 | 出席委員等数 | - | - | - | - | |
| | | 構成委員等数 | - | - | - | - | |
| | | 出席率 | - | - | - | - | |
| | 22 年度 | 出席委員等数 | - | 23 | 15 | 26 | |
| | | 構成委員等数 | - | 27 | 18 | 26 | |
| | | 出席率 | - | 85.2 | 83.3 | 100 | |
| | 23 年度 | 出席委員等数 | - | 25 | 3 | 22 | |
| | | 構成委員等数 | - | 27 | 18 | 26 | |
| | | 出席率 | - | 92.6 | 16.7 | 84.6 | |
| | 24 年度 | 出席委員等数 | - | 24 | 12 | 6 | 26 |
| | | 構成委員等数 | - | 28 | 18 | 18 | 26 |
| | | 出席率 | - | 85.7 | 66.7 | 33.3 | 100 |
| | 25 年度 | 出席委員等数 | - | 23 | - | - | - |
| | | 構成委員等数 | - | 28 | - | - | - |
| | | 出席率 | - | 82.1 | - | - | - |

(注) 1 当局の調査結果による。

2 九州地区無電柱化協議会は、平成 20 年度に開催実績（平成 21 年 1 月 23 日）がある。

3 平成 25 年度にメール送付により開催した九州地区無電柱化協議会幹事会は、九州地方整備局以外の全構成機関に対してメールが送付されている。

4 平成 24 年度の福岡市協議会は、継続協議路線を合意路線として位置付けを変更することについて、24 年 5 月 8 日に構成委員に対する意見照会を文書で行い、5 月 25 日に合意路線に位置付けられたことについて書面により構成委員に対して通知されている。

図表 2 - (1) - ⑩ 九州地区無電柱化協議会（幹事会）で配布された資料が福岡県無電柱化協議会及び福岡市無電柱化協議会の構成機関に提供されていない等の例

九州地区無電柱化協議会（幹事会）で配布された資料のうち、同幹事会の構成機関となっている福岡県協議会及び福岡市協議会の事務局が自らの協議会の構成機関に対しても提供して情報共有することが望ましいと思われる次の4資料について、福岡県無電柱化協議会及び福岡市無電柱化協議会の各事務局に対し、それぞれ所管する協議会の構成機関への情報提供の状況について調査を行った。

【提供することが望ましいと思われる資料】

| 番号 | 九州地区無電柱化協議会（幹事会）における情報提供年月日 | 提供元機関等名 | 提供した資料（情報）の内容 |
|----|-----------------------------|------------|--|
| ① | 平成 24 年 8 月 24 日 | 九州総合通信局 | 「電線共同溝等の導入促進に向けた取組について」（電線の地中化が津波対策等の観点から有効） |
| ② | 平成 24 年 8 月 24 日 | 九州地区幹事会事務局 | 「同時整備に関する運用」 |
| ③ | 平成 26 年 3 月 27 日 | 九州地区幹事会事務局 | 「九州地区における合意路線追加及び合意延長変更の事務手続き」 |
| ④ | 平成 26 年 3 月 27 日 | 九州地区幹事会事務局 | 「九州地区における民間等の宅地開発に伴う電線共同溝整備の事務手続き」 |

福岡県無電柱化協議会事務局は、これらの資料について、県庁内構成機関に対しては九州地区幹事会の開催後、資料を複写して渡しているはずであるとしている。しかし、周知等を行っている資料は見当たらず、また、福岡県無電柱化協議会の開催時に配布している資料の中にもこれら4種類の資料は確認できなかった。その根拠及び構成機関となっている電線管理者への周知状況についても確認できなかった。

また、福岡市無電柱化協議会では、上記①及び②についてはメールで配布していることが確認できたが、③及び④の資料については調査日（平成 26 年 7 月 4 日）現在、提供していなかった。福岡市無電柱化協議会事務局は、③及び④の資料については、電線管理者と個別の調整を行う際に既に情報を流しており、近日中に、全構成機関に次期計画の策定に係る意見照会を行うこととしていることから、その際に、併せて当該資料についても周知を行う予定であるとしている。

（注）当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ⑪ 住民に対する無電柱化の普及啓発を行っていない理由等

| 協議会名 | 理由等 |
|-------------|---|
| 九州地区無電柱化協議会 | 事務局は、協議会では主に無電柱化に係る基本構想に関することや電線共同溝方式に係る技術的事項の検討等を行っているため、無電柱化の広報について特に検討したことはないとしている。 |
| 福岡県無電柱化協議会 | 事務局は、個別事業の着手後、地元住民に対して事業説明により理解を求めるとはありますが、一般的な公共事業で行われている説明と同様であり、無電柱化に特化した説明は行っていないとしている。 |
| 福岡市無電柱化協議会 | 事務局は、協議会は、無電柱化計画を策定することを目的としており、無電柱化事業の普及啓発については、福岡市（行政）として行うべきものであると考えており、福岡市としては、ホームページにて、無電柱化事業を紹介しているとしている。 |

(注) 当局の調査結果による。

(2) 無電柱化推進計画の策定・進捗管理状況

| 実 態 | 説明図表番号 |
|---|--|
| <p>ア 無電柱化推進計画の策定状況等</p> <p>(7) 無電柱化推進計画の策定状況</p> <p>a 計画策定に当たっての基本的方針、目標の策定状況</p> <p>調査対象3協議会における計画策定に当たっての基本的方針の策定状況についてみると、九州地区協議会及び福岡県協議会は、ガイドライン以外に独自の方針は策定していないとしているが、福岡市協議会は、平成22年5月に独自の「無電柱化ガイドライン」（基本的方針、箇所選定の考え方等を明記）を作成している。</p> <p>また、調査対象3協議会における第6期計画策定に当たっての目標の設定状況についてみると、福岡県協議会及び福岡市協議会は、協議会としての独自の目標は設定していないとしているが、九州地区協議会においては、第6期の計画における協議対象延長（合意目標）を定めている。ただし、九州地区協議会事務局は、当該数値は、達成すべき目標という側面よりも、あくまで協議対象延長として位置付けているとしている。</p> <p>なお、調査対象3協議会とも、計画策定に当たって地域住民、及び電線管理者等からの具体的、直接的なニーズ把握は特に行っていない。</p> <p>b 計画策定の手順</p> <p>計画策定の手順についてみると、i) 福岡県協議会事務局は、県内市町村（政令市を除く。）から無電柱化を希望する箇所を計画予定候補としてとりまとめるとともに、県自らが実施する無電柱化事業は、予算的な観点から、道路事業、区画整理事業等との同時整備を基本としており、無電柱化事業の目的に合致し、かつ、同時整備が可能な箇所を計画予定候補として選定している。ii) 福岡市協議会事務局は、市自らが実施する無電柱化事業は、予算的な観点から、道路事業、区画整理事業等との同時整備を基本としており、無電柱化事業の目的に合致し、かつ、同時整備が可能な箇所を計画予定候補として選定している。iii) 両協議会の事務局は、計画予定候補として選定した箇所について、協議会事務局が電線管理者と調整を行い、調整が終了した箇所を推進計画案として協議会に付議し、構成委員の合意が得られた段階で推進計画が確定するとしている。</p> <p>また、九州地区協議会事務局では、i) 九州各県及び政令市の協議会から報告された計画をとりまとめて、九州地区全体の計画を策定しており、ii) その際、追加合意に向けた課題や取り組み方針など計画全般についても協議を行っているとしている。</p> <p>このため、いずれの協議会においても、計画の策定に当たり、協議会の場で個別の計画に関する構成委員同士の議論は特に行われていないとしている。</p> | <p>図表2-(2)-①</p> <p>図表2-(2)-②</p> <p>図表2-(2)-③</p> |

| | |
|---|-------------------------------------|
| <p>c 無電柱化推進計画における各事業の選択理由</p> <p>福岡県協議会及び福岡市協議会の第6期計画に盛り込まれている路線について、当該路線を選択した理由について調査したところ、福岡県協議会では、「安全で快適な通行空間の確保」を理由とした事業が最も多く選択されており、福岡市協議会では、「都市景観の向上」を理由とした事業が最も多く選択されている。一方、災害の防止を理由とした事業は、福岡県協議会は8事業（直轄国道3事業を除く。）中0事業、福岡市協議会は41事業中1事業であった。</p> <p>福岡市協議会事務局は、緊急輸送道路の路線を計画予定候補として複数選択していたが、電線管理者からの応分負担の合意が得られず、推進計画への掲上を断念したこともあるとしている。</p> <p>(イ) 計画の変更・見直し状況</p> <p>推進計画の変更・見直しは、福岡県協議会及び福岡市協議会ともに、定期的に協議会を開催して行うのではなく、事業担当部署から計画変更等の必要があるとして開催要請があった場合に協議会を開催し、計画変更等の合意を得ているとしている。</p> <p>また、九州地区協議会の場合、原則、毎年開催している幹事会において、県・政令市の協議会から変更案として提案されたものを集約して付議し、合意を得ているとしている。</p> <p>また、福岡県協議会及び福岡市協議会の各事務局はいずれも、計画の変更・見直しは、協議会等に付議する前に、事務局と電線管理者との間で事前調整を行っているため、協議会の場では、個別の計画についての議論は特段行われていないとしている。</p> <p>なお、九州地区幹事会、福岡県協議会及び福岡市協議会の平成23年度から25年度における計画の変更・見直しは、それぞれ23件（福岡県内分のみ）、5件、4件となっている。</p> | <p>図表2-(2)-④</p> <p>図表2-(2)-⑤～⑦</p> |
| <p>イ 無電柱化推進計画の計画内容等</p> <p>(7) 無電柱化推進計画の計画内容</p> <p>調査対象3協議会はいずれも、管内の無電柱化事業について、道路種別（国道、都道府県道及び市区町村道の別）、路線名、整備箇所、整備延長等について一覧にまとめた推進計画を作成している。当該計画の記載項目については、協議会により多少の違いがみられた。</p> <p>(イ) 他法令との整合状況</p> <p>無電柱化推進計画と他の法令に基づき自治体が策定する計画（地域防災計画等）との整合性の確保について、福岡県協議会事務局は、他の法令に基づき県が策定する計画には、無電柱化に係る具体的な記述はなく、地域防災計画に数行記載している程度であるため、協議会としての整合性の確保は図ら</p> | <p>図表2-(2)-⑧</p> <p>図表2-(2)-⑨</p> |

れているものとしている。

また、福岡市協議会事務局は、平成 25 年に福岡市が策定する道路整備アクションプランにおいて、無電柱化を災害対策の主要施策の一つに位置付け、無電柱化を行う路線等（8 路線及び 1 事業）を記載し、当該路線等についてはいずれも第 6 期推進計画の中に含まれている。福岡市地域防災計画についても平成 23 年度以降の地域防災計画の資料編に、第 6 期推進計画の一覧表を掲載している（福岡市協議会事務局は、平成 13 年度以降、地域防災計画に無電柱化に係る推進計画を掲載しているとしている。）。

図表 2 - (2) -
⑩

図表 2 - (2) -
⑪、⑫

ウ 無電柱化推進計画の進捗状況の把握等

(7) 無電柱化推進計画の進捗状況の把握

調査対象 3 協議会における無電柱化推進計画の進捗状況の把握状況を調査した結果、以下のとおり、九州地区協議会及び福岡県協議会については、計画の進捗状況を把握の上、資料としてとりまとめ、構成委員に報告を行っている。

図表 2 - (2) -
⑬

九州地区協議会においては、事務局が、原則毎年度、構成機関から報告された計画の進捗状況をとりまとめ、九州地区全体の無電柱化推進計画の進捗状況を確認できる資料として協議会又は幹事会に提出し、構成委員にフィードバックして事業箇所の追加等の協議に活用しているとしている。

福岡県協議会においては、福岡県全体の無電柱化計画の進捗状況については、計画の節目で行い、事業箇所の追加等の協議に活用しているとしているが、定期的にとりまとめて構成委員にフィードバックするということには行っていない。ちなみに、福岡県協議会は、第 6 期計画期間内の平成 22 年度から 25 年度までの間に 4 回開催されているが、無電柱化計画の進捗状況に係る資料を構成委員にフィードバックしているのは 2 回である。

一方、福岡市協議会は、進捗状況を資料としてとりまとめて構成機関にフィードバックするということには行っていない。

このことについて、福岡市協議会の事務局（市道路計画課）は、i) 市の無電柱化事業の調整担当課である当課において、毎年度、予算時期と決算時期の 2 回、無電柱化計画（事業）の進捗状況や遅延理由は把握しているため、ii) 協議会を構成する機関は、庁内の事業実施機関であり、自ら実施している事業の進捗状況は把握しているためであるとしている。

(4) 協議会構成機関における意見等

福岡県協議会及び福岡市協議会の構成機関（庁内の事業担当部署及び調査対象電線管理者）に対して、無電柱化推進計画の進捗状況のフィードバックの必要性について聴取したところ、いずれの構成機関も、自ら行う事業の進捗状況は把握できており、所管外の事業の進捗状況を把握しなかったことによる支障はこれまでに生じたことがないことから、他の構成機関

| | |
|--|---------------------------------------|
| <p>等が行う事業の進捗状況を把握する必要性を感じたことは特になくしている。</p> <p>一方、NTTは、着工済み事業の進捗状況は自ら把握しているが、未着工の事業については、着工予定時期などの情報がないので、工事の事前準備を期間に余裕を持って行うため、他の未着工の事業に関する進捗情報を提供してほしいとしている。</p> | |
| <p>エ 無電柱化推進計画の検証状況</p> <p>これまで無電柱化推進計画等を定めて、6期にわたって無電柱化を推進してきているが、各計画、例えば第5期の推進計画について、効果の検証、進捗状況の検証、検証結果に基づく改善方策の検討など計画の検証を実施しているか否か、調査対象の3協議会の事務局を調査したところ、i)九州地区協議会の事務局は、今後も推進する無電柱化について、これまでの推進計画を総括した資料（前記計画のフォローアップ結果及び事業未着手理由の分析結果等）を作成し、平成22年6月8日に開催した幹事会において構成委員に配付して説明済みとしている。ii)福岡県協議会及び福岡市協議会の事務局は、事業が完了していない箇所及び完了していない理由については把握しているため、分析を行いその結果を第5期計画が終了した時点で説明していると思うとしているが、資料等は確認できなかった。</p> | <p>図表2-(2)-⑭</p> |
| <p>オ 無電柱化推進計画の公表状況</p> <p>調査対象3協議会のうち、無電柱化推進計画の公表を行っているのは、福岡市協議会のみである。福岡市協議会は、第6期計画については、平成22年に市議会第5委員会に報告しているとともに、同計画策定後に公表した福岡市地域防災計画の資料編に計画内容を反映するという形で公表している。なお、福岡市協議会事務局は、計画を公表していることによる事業の遅延等の支障は特になかったとしている。</p> <p>九州地区協議会及び福岡県協議会は、無電柱化推進計画を公表していないが、その理由について、i)九州地区協議会の事務局は、当協議会において策定する計画の中には地元住民の合意が得られていないものも含まれており、それが公表されると地方公共団体が実施する事業に支障が生じるおそれがあるため、ii)福岡県協議会の事務局は、計画の時点では、地元調整や予算化が図られておらず、それを公表すると不要な混乱が生じるおそれがあるため、としている。</p> | <p>図表2-(2)-⑮</p> <p>図表2-(2)-⑯（再掲）</p> |

図表 2 - (2) - ① 福岡市無電柱化協議会における「無電柱化ガイドライン」(平成 22 年 5 月策定)の概要

| 項目 | 内容 |
|-----------|--|
| 基本の方針 | 「無電柱化の目的」、「推進方策」、「第 4 期および第 5 期の計画路線の取り扱いについて」の各事項について記載されている。 |
| 箇所選定の考え方 | ①市街地の幹線道路や安全で快適な通行空間の確保、②良好な景観・住環境の形成、③災害の防止、④地域の活性化等に資する箇所を対象とすると記載されている。 |
| コスト縮減について | 無電柱化の実施にあたっては、道路整備事業など関連事業と合わせて実施すると記載されている。 |
| 採用する整備手法 | 新設の幹線道路については、裏配線等を検討し、無電柱化を推進するものとする旨記載されている。 |
| その他 | 「無電柱化(電線地中化)の状況」、「国の「無電柱化に係るガイドライン」について」、「無電柱化候補路線」について記載されている。 |

(注) 1 福岡市無電柱化協議会の「無電柱化ガイドライン」に基づき、当局が作成した。
 2 「無電柱化ガイドライン」に記載のある事項のうち、主なものについて記載している。

図表 2 - (2) - ② 各無電柱化協議会における第 6 期計画の目標の設定状況

| 協議会名 | 目標の設定状況 |
|-------------|---|
| 九州地区無電柱化協議会 | 九州地区無電柱化協議会では、平成 22 年 6 月 8 日開催の九州地区幹事会における九州地区の協議対象延長(389 km)を第 6 期の協議対象延長(合意目標)と設定している。しかし、事務局は、当該数値は、達成すべき目標という側面よりも、あくまで協議対象延長として位置付けているとしている。 |
| 福岡県無電柱化協議会 | 事務局は、目標は特に定めていないとしている。 |
| 福岡市無電柱化協議会 | 事務局は、協議会としての目標は特に定めていないとしている。 なお、福岡市が平成 25 年度に策定した「福岡市道路整備アクションプラン 2016」において、無電柱化計画に基づく整備率(無電柱化の整備延長/これまでの計画延長)を、平成 24 年 4 月 1 日時点の 84%から、28 年度までに 91%にすると明記されている。 |

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (2) - ③ 各無電柱化協議会における計画策定の手順等

| 協議会名 | 計画策定の流れ |
|-------------|---|
| 九州地区無電柱化協議会 | 事務局は、九州地区無電柱化協議会の構成機関となっている県及び政令市の協議会の事務局に対して、県及び政令市の無電柱化推進計画を策定し、報告するよう依頼し、事務局において、報告された計画をとりまとめ、九州地区無電柱化協議会に付議し、構成委員の合意をもって、計画を策定しているとしている。 |
| 福岡県無電柱化協議会 | 事務局（道路維持課）は、県内各市町村の道路担当部署に対して、事務局が作成する独自の調査様式を送付して、無電柱化を希望する箇所について、市区町村名、道路種別、路線名、延べ延長、道路延長、無電柱化方式等について回答するよう依頼しているとしている。 また、協議会の構成機関である公園街路課及び都市計画課は、県内市町村の街路事業又は土地区画整理事業担当部署に、上記調査の実施について連絡し、街路事業又は区画整理事業についても、無電柱化を行う事業があれば、併せて当該様式に記入して報告するよう依頼しているとしている。 さらに、県の道路事業等担当部署自らが実施する無電柱化事業は、予算的な観点から、道路事業、区画整理事業等との同時整備を基本としており、無電柱化事業の目的に合致し、かつ、同時整備が可能な箇所を計画予定候補として選定している。 事務局は、これらの計画予定候補をとりまとめて電線管理者との調整を行った後、福岡県無電柱化協議会に付議し、構成委員の合意をもって、計画を策定しているとしている。 |
| 福岡市無電柱化協議会 | 事務局（道路計画課）は、協議会構成機関となっている各部署に対し、無電柱化の候補路線について照会している。 各部署では、自らが実施する無電柱化事業は、予算的な観点から、道路事業、区画整理事業等との同時整備を基本としており、無電柱化事業の目的に合致し、かつ、同時整備が可能な箇所を計画予定候補として選定している。 事務局は、これらの路線をとりまとめるとともに、候補路線について、費用負担方法、物理的な工事の可否等について、事務局が電線管理者と打ち合わせを行い、調整がついた路線について計画案に盛り込み、その後、構成委員の合意をもって、計画を策定しているとしている。 |

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (2) - ④ 福岡県無電柱化協議会及び福岡市無電柱化協議会の第 6 期計画における路線選択の理由

(単位：か所)

| 選 択 理 由 | 福岡県 | 福岡市 |
|-------------------|-----|-----|
| 安全で快適な通行空間の確保 | 6 | 5 |
| 都市景観の向上 | 2 | 27 |
| 災害の防止 | 0 | 1 |
| 情報通信ネットワークの信頼性の向上 | 0 | 0 |
| 地域活性化 | 0 | 8 |
| 計 | 8 | 41 |

- (注) 1 当局の調査結果による。
2 福岡県の合意路線 8 か所には、直轄国道分 3 か所は含まれていない。
3 福岡市の合意路線 41 か所には、直轄国道分は含まれていない。

図表 2 - (2) - ⑤ 九州地区無電柱化協議会（幹事会）における無電柱化計画の変更・見直しの内容
（福岡県内分）（平成 23～25 年度）

| 年度 | 合意を得た幹事会の開催日 | 申出者 | 路線名（所在市町村） | 道路種別 | 内容 |
|------------|-----------------|------|----------------------------|------|-----------|
| 平成 23 | 平成 23 年 9 月 2 日 | 北九州市 | 黒崎岸の浦 1 号線 | 市道 | 路線追加 |
| | | | 国道 199 号（都）室町大門線 | 補助国道 | |
| 24 | 24 年 8 月 24 日 | 福岡県 | 福岡駅前線（福津市） | 県道 | 路線追加 |
| | | | 吉井福久線（うきは市） | 市道 | 延長の変更 |
| | | | 下百町線（柳川市） | 市道 | 費用負担方法の変更 |
| | | 福岡市 | 長浜博多駅 1 号線 | 市道 | 路線追加 |
| | | | 未定 | | |
| | | | 徳永 1 号線 | 市道 | 延長変更 |
| | | | 大原周船寺停車場線 | 県道 | |
| 未定 | 市道 | | | | |
| 25 | 26 年 3 月 27 日 | 福岡県 | 国道 208 号 | 直轄国道 | 延長の変更 |
| | | | （仮称）町道 861 号東高跡地 1 号線（上毛町） | 町道 | 路線追加 |
| | | 北九州市 | 国道 199 号（砂津バイパス） | 補助国道 | 延長の変更 |
| | | | 三郎丸片野新町 1 号線 | 市道 | |
| | | | 片野新町 15 号 | | |
| | | | 片野新町 16 号母 | | |
| | | | 東城野町 3 号線 | | |
| | | | 東城野町 2 号線 | | |
| | | | 城野団地 2 号線 | | |
| | | | 城野団地 1 号線 | | |
| | | | 城野団地 3 号線 | | |
| | | | 片野新町 19 号線 | | |
| 片野新町 17 号線 | | | | | |

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 九州各県又は政令市における第 6 期無電柱化計画の変更・見直しのうち、福岡県内分（2 政令市分を含む。）の内容について記載。
 3 平成 24 年 8 月 24 日の幹事会において延長変更となっている福岡市の市道（路線名未定）について、福岡市無電柱化協議会事務局は、当該路線は 22 年 8 月 12 日時点で構成委員への書面連絡により修正しているが、22 年度の九州地区協議会における無電柱化推進計画への反映には間に合わず、23 年度の同計画では記載漏れとなっていたため、24 年度に改めて報告したとしている。
 4 平成 26 年 3 月 27 日に延長変更となっている国道 208 号について、福岡県無電柱化協議会事務局は、当該路線は 24 年 8 月 17 日の福岡県協議会で合意されているが、電線管理者の内部手続が 8 月 24 日開催の九州地区幹事会に間に合わなかったため、26 年 3 月 27 日の幹事会で合意されたものとしている。

図表 2-(2)-⑥ 福岡県無電柱化協議会における無電柱化計画の変更・見直しの内容
(平成 23~25 年度)

| 年度 | 合意を得た協議会の開催日 | 申出者 | 路線名 | 道路種別 | 内容 |
|-------|------------------|---------|-------------|------|---------|
| 平成 23 | 平成 24 年 2 月 22 日 | うきは市 | 吉井福久線 | 市道 | 延長の変更 |
| | | 柳川市 | 下百町線 | 市道 | 整備手法の変更 |
| 24 | 24 年 8 月 17 日 | 福岡県 | 福岡駅前線 | 県道 | 路線追加 |
| | | 福岡国道事務所 | 国道 208 号 | 直轄国道 | 延長の変更 |
| | 25 年 3 月 29 日 | 上毛町 | 町道東高跡地 1 号線 | 町道 | 路線追加 |
| 25 | 開催なし | — | — | — | — |

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑦ 福岡市無電柱化協議会における無電柱化計画の変更・見直しの内容
(平成 23~25 年度)

| 年度 | 合意を得た協議会の開催日 | 路線名 | 道路種別 | 内容 |
|----|------------------|------------|------|-------|
| 23 | 平成 24 年 3 月 19 日 | 長浜博多駅 1 号線 | 市道 | 路線追加 |
| | | 徳永 1 号線 | 市道 | 延長の変更 |
| | | 大原周船寺停車場線 | 県道 | 延長の変更 |
| 24 | 24 年 5 月 25 日 | 未定 (注 2) | 市道 | 路線追加 |
| 25 | 開催なし | — | — | — |

(注) 1 当局の調査結果による。

2 24 年 5 月 25 日の協議会は、同年 5 月 8 日に事務連絡にて事務局から全委員に対して意見照会が行われ、5 月 25 日に書面により合意が通知されている。

3 路線名が「未定」となっている箇所は、アイランドシティ区域内の路線であり、路線自体を新設するものである。

図表 2-(2)-⑧ 調査対象 3 協議会における計画に記載されている事項

| 項目 | 協議会名等 | | 福岡県無電柱化協議会 | | 福岡市無電柱化協議会 | |
|-------------------------|-------------|---|------------|-------|------------|-------|
| | 九州地区無電柱化協議会 | | 第 5 期 | 第 6 期 | 第 5 期 | 第 6 期 |
| 市区町村名 | 有 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 |
| 事業主体 (国、都道府県、市区町村) | 無 | 有 | 無 | 有 | 有 | 有 |
| 道路種別 (国道、都道府県道、市区町村道の別) | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 路線名 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 整備箇所 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 道路延長 | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 整備延長 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 同時施工事業の有無に関する記載 | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

(注) 1 各協議会の 5 期及び 6 期計画を基に、当局が作成した。

2 各協議会における計画に記載されている項目のうち、主なものについて記載している。

図表 2 - (2) - ⑨ 「福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）（平成 24 年 5 月）」〈抜粋〉

| |
|---|
| <p>第 2 編 災害予防計画</p> <p>第 2 章 防災基盤の強化</p> <p>第 5 共同溝・電線共同溝事業の推進（道路維持課・公園街路課）</p> <p>1 計画方針</p> <p>共同溝 <u>共同溝・電線共同溝の整備を実施</u>し、ライフラインの安全性・信頼性の向上を図ると共に、都市災害の防止及び防災活動の空間を確保する。</p> <p>2 対策</p> <p><u>災害に強いライフライン共同収容施設を整備することにより、電柱・架線等の防災活動に支障を及ぼす物件を排除</u>し、都市施設の整備と防災都市作りを図る。</p> |
|---|

(注) 1 「福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）（平成 24 年 5 月）」を基に、当局が作成した。
 2 下線は当局が付したものである。

図表 2 - (2) - ⑩ 「福岡市道路整備アクションプラン 2016」〈抜粋〉

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------------|------------|-----|----|---|----------------|-------|----|---|-----------|----|----|----|-----------|----|----|----|---------------|-------|----|----|-----------|----|----|----|------------|--|----|----|--------------|--|----|----|------------|----|----|
| <p>7-1. 主要施策</p> <p>福岡市の道路整備の基本的な考え方の「3つのビジョンと10の柱」を実現するための主要施策は以下の通りです。</p> <p>ビジョン3 市民の安全・安心をささえる道づくり</p> <p>8 災害に強い道づくり</p> <p>災害時においても必要な「人・物・情報」のネットワークを確保し、市民の安全・安心を保つために、緊急輸送道路の拡幅整備や橋梁の耐震化、無電柱化、密集市街地における狭あい道路の改善などを進めます。</p> <p>【主要施策】</p> <p>●無電柱化</p> <p>地震や台風などの災害時に、電柱倒壊による道路遮断の防止や、電力・通信網の切断被害の軽減などを図るため、無電柱化計画に基づき、地域特性に応じた手法を検討しながら、道路のバリアフリー化などと合わせて無電柱化を進めます。</p> <p>7-2. 計画期間に整備する幹線道路</p> <p>ビジョン3 市民の安全・安心をささえる道づくり</p> <p>災害に強い道づくり</p> <p>緊急輸送道路の整備（略）</p> <p>無電柱化</p> <table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>一般国道 495 号</td> <td>和白丘</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>(都) 博多箱崎線外 1 線</td> <td>千代・馬出</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>(市) 大楠平和線</td> <td>大楠</td> <td>完成</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>(県) 桧原比恵線</td> <td>平尾</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>(県) 大原周船寺停車場線</td> <td>周船寺駅前</td> <td>完成</td> </tr> <tr> <td>39</td> <td>(都) 長浜臨港線</td> <td>長浜</td> <td>完成</td> </tr> <tr> <td>48</td> <td>アイランドシティ事業</td> <td></td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>(都) 香椎アイランド線</td> <td></td> <td>完成</td> </tr> <tr> <td>53</td> <td>(都) 渡辺通春吉線</td> <td>春吉</td> <td>完成</td> </tr> </table> | 1 | 一般国道 495 号 | 和白丘 | 継続 | 6 | (都) 博多箱崎線外 1 線 | 千代・馬出 | 継続 | 9 | (市) 大楠平和線 | 大楠 | 完成 | 10 | (県) 桧原比恵線 | 平尾 | 継続 | 16 | (県) 大原周船寺停車場線 | 周船寺駅前 | 完成 | 39 | (都) 長浜臨港線 | 長浜 | 完成 | 48 | アイランドシティ事業 | | 継続 | 50 | (都) 香椎アイランド線 | | 完成 | 53 | (都) 渡辺通春吉線 | 春吉 | 完成 |
| 1 | 一般国道 495 号 | 和白丘 | 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | (都) 博多箱崎線外 1 線 | 千代・馬出 | 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | (市) 大楠平和線 | 大楠 | 完成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | (県) 桧原比恵線 | 平尾 | 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | (県) 大原周船寺停車場線 | 周船寺駅前 | 完成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 39 | (都) 長浜臨港線 | 長浜 | 完成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 48 | アイランドシティ事業 | | 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50 | (都) 香椎アイランド線 | | 完成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 53 | (都) 渡辺通春吉線 | 春吉 | 完成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(注) 1 平成 25 年 6 月策定「福岡市道路整備アクションプラン 2016」に基づき、当局が作成した。
 2 路線名の先頭にある () について、(都) は都市計画道路（都市計画法第 11 条第 1 項により規定されている道路（平成 25 年 1 月 1 日現在で都市計画決定されたもの）、(県) は一般県道、(市) は市道をそれぞれ表す。
 3 路線名の末尾にある「完成」は、平成 28 年度までに当該箇所が全て完成するもの、「継続」は、既に事業に着手しており、平成 29 年度以降に完成するものをそれぞれ表す。

図表 2 - (2) - ⑪ 「福岡市地域防災計画（風水害対策編）（平成 23 年 6 月）」〈抜粋〉

| |
|---|
| <p>第 4 公共土木構造物の対策</p> <p>2 道路整備計画</p> <p>(3) 無電柱化事業</p> <p>地震発生時の電柱の倒壊及び電線の切断等が人命、家屋等に直接的な被害及ぼすのを防ぐとともに、電柱の倒壊及び切断された電線が路上に垂れ下がり、緊急車両その他の交通に支障が生ずることを防ぐため、無電柱化の整備を進める。</p> |
|---|

(注) 1 福岡市地域防災計画（風水害対策編）（平成 23 年 6 月）を基に、当局が作成した。
2 下線は当局が付したものである。

図表 2 - (2) - ⑫ 福岡市地域防災計画（資料編）における無電柱化推進計画の記載内容

平成 23 年 6 月策定の福岡市地域防災計画（資料編）において、第 6 期無電柱化推進計画について、各路線別に、「道路種別」、「路線名」、「都市計画道路名」、「区間」、「道路延長（m）」、「整備延長（m）」を一覧表にして掲載している。

(注) 福岡市地域防災計画に基づき、当局が作成した。

図表 2 - (2) - ⑬ 調査対象 3 協議会における計画の進捗管理の状況及び構成委員に対するフィードバックの状況

| 内容 協議会名 | 進捗状況の把握有無 | | | |
|-----------------|-----------|----------|---|---------------|
| | 有 | 把握している場合 | | |
| | | 把握の頻度 | 把握している内容 | 構成委員へのフィードバック |
| 九州地区無電柱化協議会、幹事会 | 有 | 原則毎年度 | 各県又は政令市の道路種別（直轄国道、補助国道、都道府県道、市町村道）ごとに、無電柱化計画に係る協議対象延長、未合意延長、合意延長（未着手延長、事業中延長、完了延長） | 有 |
| 福岡県無電柱化協議会 | 有 | 不定期 | 平成 22 年度協議会：平成 20 年度末時点におけるこれまでの無電柱化計画の事業完了路線（道路管理者、路線名、箇所名、道路延長、整備延長【述べ延長】、掲載されている計画）及び実績延長（道路管理者別の道路延長、延べ延長） 平成 23 年度協議会：第 6 期計画に掲載している事業ごとに、平成 21 年度から 27 年度までの計画工程（地元調整、設計、工事、抜柱、竣工の別） | 有 |
| 福岡市無電柱化協議会 | 有 | 毎年度 2 回 | 本体工事着手年月日、本体工事完了年月日、抜柱完了年月日、現在の状況（設計中、電溝整備中、整備済等） | 無 |

(注) 1 当局の調査結果による。
2 福岡県無電柱化協議会の「把握している内容」について、同協議会事務局は、第 6 期計画期間内の平成 22 年度から 25 年度にかけて協議会を 4 回開催しているが、このうち、進捗状況を協議会資料として提供している 22 年度及び 23 年度の 2 回である。事務局は、「把握の頻度」については、不定期であり、把握する時期について明確にはなっていないとしている。

図表 2 - (2) - ⑭ 調査対象 3 協議会における計画の検証状況

| 協議会等名 | 検証状況 |
|-----------------|---|
| 九州地区無電柱化協議会、幹事会 | <p>平成 22 年 6 月 8 日開催の幹事会において、これまでの計画について総括した「九州地区における「無電柱化推進計画」の状況報告」を作成している。当該資料の中で、①全国におけるこれまでの無電柱化の取組、②九州地区におけるこれまでの無電柱化の取組、③無電柱化推進計画(第 5 期)のフォローアップ、④無電柱化推進計画(第 5 期)のフォローアップ(道路種別・各県政令市別)、⑤未着手理由について(【第 5 期】無電柱化推進計画)の各事項について記載している。事務局は、当該資料により構成委員に対し、検証説明を行っているとしている。</p> |
| 福岡県無電柱化協議会 | <p>福岡県無電柱化協議会の事務局は、事業が完了していない箇所及び完了していない理由は把握しているので、前期の推進計画の終了時には、協議会の場において推進計画を総括した内容について説明を行っていると思うとしている。しかし、検証内容等が把握できる資料等は確認できなかった。</p> <p>なお、同事務局は、平成 18 年 10 月 18 日に、事務局と電線管理者が個別に協議を行った記録があり、その中で、事務局から、合意路線のうち、構造的、財政的に着手未定の路線が多く、第 5 期のノルマが達成できそうにないとする発言があるとしている。</p> |
| 福岡市無電柱化協議会 | <p>福岡市無電柱化協議会事務局は、事業が完了していない箇所及び完了していない理由は把握しているので、推進計画の終了時には、協議会の場において推進計画を総括した内容について説明していると思うとしている。しかし、検証内容等を把握できる資料等は確認できなかった。</p> <p>なお、事務局は、第 4 期及び第 5 期の計画で整備率が 100%に満たなかった事業については、「無電柱化ガイドライン」において、i) 着手済みの路線については現行計画のまま整備を行うこと、ii) 平成 21 年度から 25 年度にかけて着手する路線については第 6 期の候補路線として取り扱うこと、iii) 25 年度までに着手できない路線については計画延期とすることとして、その取扱いを定めているとしている。</p> |

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (2) - ⑮ 調査対象 3 協議会における計画の公表状況

| 協議会名 | 公表有無 | 公表している内容又は公表していない理由等 |
|-------------|------|--|
| 九州地区無電柱化協議会 | 無 | 事務局は、計画は、国が行う事業だけでなく、自治体が行う事業も盛り込まれているため、地元住民の合意が得られていない段階で公表することにより、自治体が行う事業の実施に支障が生じるおそれがあるとしている。 また、事務局は、協議会としての計画の公表は行っていないが、各自治体が自ら行う事業に係る計画を公表することについては、特に支障はないとしている。 |
| 福岡県無電柱化協議会 | 無 | 事務局は、計画の時点では、地元調整や予算化が図られていないため、公表することにより不要な混乱が生じるおそれがあるとしている。 |
| 福岡市無電柱化協議会 | 有 | 事務局は、平成 22 年 8 月 23 日、これまでの無電柱化事業の流れ及び対象路線の選定方針等の概要をまとめた資料と第 6 期無電柱化計画の路線図を併せて市議会第 5 委員会に報告しており、これらの資料は市のホームページでも掲載している。 また、第 6 期無電柱化計画は、平成 23 年度以降の地域防災計画の資料編に各路線別の一覧表を掲載している。同事務局は、平成 13 年度以降、地域防災計画に無電柱化計画を掲載しているとしている。当該地域防災計画は、市のホームページで閲覧することが可能となっている。 |

(注) 当局の調査結果による。

3 個別事業の実施状況等

(1) 個別事業に係る関係者間の調整及び費用負担等

| 実 態 | 説明図表番号 |
|--|--------------------------|
| <p>道路管理者は、「無電柱化に係るガイドライン」(平成 22 年 2 月 24 日付け事務連絡道路局地方道・環境課長通知)に基づき、電線管理者と協議し、電力、通信需要に配慮しつつ、無電柱化の必要性及び整備効果を踏まえ、整備及び費用負担の方式について調整を図りながら、無電柱化を進めている。</p> <p>なお、無電柱化の推進に当たっては、まず、全国 10 ブロックごとの道路管理者、電線管理者、地方公共団体等関係者から構成されるブロック協議会に構成員の意見を反映した事業計画のとりまとめが行われることとなっている。このブロック協議会には、都道府県等単位の地方協議会の合意を必要としている。</p> <p>また、道路管理者は、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備のため、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況等を踏まえ、電線類の地中化が必要とされる道路区間について、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成 7 年法律第 39 号。以下「電共法」という。)第 3 条第 2 項に基づき、あらかじめ都道府県公安委員会、市町村、その沿道を供給区域とする一般電気事業者や認定電気通信事業者の意見を聞いた上で、同条第 1 項に基づき電線共同溝整備道路として指定することができることとなっている。</p> | <p>図表 3 - (1) -①</p> |
| <p>今回、当局が、福岡国道事務所の国道 202 号小田部地区、国道 202 号原(2)地区、福岡市の(都)長浜臨港線(市道長浜 1449 号線他 4 路線)、福岡県の県道甘木吉井線及びうきは市の市道吉井福久線における電線共同溝事業(以下「調査対象 5 事業」という。)について、関係者間の調整及び費用負担等の状況を調査したところ、次のような実態がみられた。</p> | <p>図表 3 - (1) -②</p> |
| <p>ア 事前協議</p> <p>調査対象とした福岡国道事務所、福岡県、福岡市及びうきは市(以下「調査対象道路管理者」という。)は、福岡県無電柱化協議会又は福岡市無電柱化協議会において電線共同溝の整備路線としての合意を得る前に、当該路線において電柱等を占有している九州電力及び N T T 等の電線管理者と、無電柱化手法、費用負担方法等について協議しており、合意後も電線管理者等と具体的な配線計画や工程等についての協議を繰り返し実施している。</p> | <p>図表 3 - (1) -③</p> |
| <p>また、調査対象道路管理者は、九州地区無電柱化協議会における合意前後から、電線共同溝本体工事前に電線共同溝事業実施路線の沿線住民に対して、電線共同溝の必要性、施工スケジュール等、電線共同溝事業の計画全体に係る住民説明会を開催している。しかしながら、民有地の用地買収や電線共同溝から各世帯への引込設備の施工方法など個別具体的な説明については、調査対象道路管理者又は電線管理者若しくは設計担当事業者が、各世帯に対して直接行っている。</p> | <p>図表 3 - (1) -④</p> |

| | |
|---|-------------------------|
| <p>当局が、調査対象5事業において、変更契約書を基に事業の進捗状況をみた結果、全ての事業において、実事業工期が、当初契約時の工期に比して遅れが生じている。その理由について変更契約書を基に分類してみたところ、i)住民からの要望に対応するためのもの6件、ii)電線管理者からの要望に対応するためのもの2件、iii)交通管理者との協議等に係るもの8件、iv)技術的な問題に係るもの10件となっている。(注)一つの変更契約書に複数理由がある場合、両方を計上した。</p> <p>このうち、うきは市の場合、工期中に電線管理者からの要望(確認)により、電線共同溝の施工事業者が入溝前の張力試験等を行ったことにより、工期が53日延長されている。しかし、九州地区電線共同溝マニュアル(平成19年11月九州地方整備局作成)によると、これらの試験等は、本来、電線共同溝の施工事業者が実施することとなっているものの、当該施工事業者が同マニュアルの内容を十分に承知しておらず、うきは市と施工事業者との事前協議が十分に行われていなかったものと考えられる。</p> | <p>図表3-(1) -⑤~⑩</p> |
| <p>イ 費用負担方法</p> <p>上記アのとおり、調査対象道路管理者は、福岡県無電柱化協議会又は福岡市無電柱化協議会において電線共同溝の整備路線としての合意を得る前に、電線管理者と費用負担方法についてあらかじめ協議を行っている。この協議の結果、調査対象5事業のうち、福岡市内の国道202号小田部地区、国道202号原(2)地区及び(都)長浜臨港線(市道長浜1449号線他4路線)の3事業については応分負担、残りのうきは市内の県道甘木吉井線及び市道吉井福久線の2事業については要請者負担となっている。</p> <p>なお、九州電力及びNTTは、基本的には、電線管理者として費用負担に見合う需要が見込まれる地区に関しては応分負担、それ以外の地区に関しては要請者負担として電線共同溝事業の実施に応じているとしている。</p> | <p>図表3-(1) -②再掲</p> |
| <p>ウ 事務手続</p> <p>調査対象道路管理者は、調査対象5事業について電共法第3条第1項に基づき電線共同溝の整備対象路線としての指定及び公示を実施している、しかしながら、調査対象5事業のうち、福岡市の(都)長浜臨港線(市道長浜1449号線他4路線)については、指定日(公示日)以前に着工している。この理由について、福岡市は、本来、工事発注を見越して公示をすべきであったが、i)最初に着工した区間以外についても公示に必要な延長割や指定区域を把握する必要があったこと、ii)計画平面図の確認等が整った区間から着工したことよるとしている。</p> <p>また、道路管理者は、電共法第5条第4項に基づき、電線共同溝整備計画(以下「整備計画」という。)を定めた場合、同計画に基づき電線共同溝の建設を行わなければならないとしているが、調査対象5事業はいずれも整備計画の策定</p> | <p>図表3-(1) -⑪</p> |

| | |
|---|---|
| <p>前に電線共同溝の工事に着工している。この理由について、i)福岡国道事務所は、電線共同溝の設計計画に基づき実施していた各占用予定者との整備計画書のとりまとめに時間を要したため、ii)福岡県は、低圧分岐装置の設置位置について、地権者との協議に時間を要したため、iii)福岡市及びうきは市は、不明としている。</p> <p>なお、調査対象道路管理者は、指定に係る事務手続に煩雑な点はなく、国の補助制度についての意見も特になくとしている。</p> <p>エ 地上機器の設置</p> <p>調査対象5事業のうち3事業(国道202号小田部地区、国道202号原(2)地区及び(都)長浜臨港線(市道長浜1449号線他4路線))における地上機器は、いずれも歩道敷地内に設置されている。</p> <p>一方、県道甘木吉井線及び市道吉井福久線の2事業については、道路幅員がともに狭いことから、当該路線に交差する市道に設置されている電柱に柱上トランスを設置している。そして、地上機器のうち、低圧分岐装置については、両路線共に、当初は、うきは市が設置場所の用地交渉及び買収を行った上で、道路沿いの私有地等の目立たない場所に設置することとしていたが、市道吉井福久線については私有地の用地交渉が難航し、買収ができなかった。このため、うきは市は、当初計画では低圧分岐装置をLB(地上設置型)2基、LHH(埋設型)4基としていたところ、LHH(埋設型)7基に計画を変更している。ちなみに、うきは市が低圧分岐装置の費用について試算(設置経費込み)したところ、LB(地上設置型)は1基16万6,800円であるのに対して、LHH(埋設型)は128万4,500円となり、費用は当初計画よりも約350万円増額となっている。</p> <p>また、県道甘木吉井線については、上記ウのとおり、うきは市による低圧分岐装置(LB)を設置するための私有地の用地買収が難航したことが、福岡県による整備計画の策定の遅れにつながっている。</p> <p>なお、調査対象道路管理者及び電線管理者は、地上機器を設置する場所等に関して、他法令等の制約を受けたことはないとしている。</p> | |
| <p>オ 掘り返し</p> <p>電線共同溝事業では、当該路線において、道路管理者による電線共同溝本体工事、九州電力による管路工事(連系管路、連系設備、引込管路及び引込設備)及びN T Tによる同様の管路工事と、通常少なくとも3事業者による路面の掘り返しが行われることとなる。そのため、調査対象道路管理者、九州電力及びN T Tは、できるだけ工期等を調整して掘り返しが少なくなるように努めているとしている。</p> <p>当局が、調査対象5事業において、電線共同溝の本体工事と電線管理者による管路工事の施工期間を確認したところ、県道甘木吉井線のみ本体工事と管路</p> | <p>図表3-(1) -⑫</p> <p>図表3-(1) -⑬</p> |

| | |
|---|-----------------------|
| <p>工事が異なる時期に行われており、施工期間が重なっていない。この理由について、福岡県は、当該路線は幅員が狭い上、通行を確保するために埋め戻し作業を行いながらの施工であったことから、電線管理者との同時施工は難しかったためであるとしている。</p> <p>また、調査対象5事業において、九州電力とNTTの管路工事の期間を確認したところ、期間は全て重なっており、各戸への引込管路や引込設備の経路等が同じであれば、同時施工が可能な状況となっている。これは、掘り返しを少なくするための調整が的確に行われた結果と考えられる。ただし、九州電力及びNTTは、各戸への個別の引込設備の施工については、既設の引込口が異なることから引込経路も異なることが多く、引込設備の同時施工は難しいことが多いとしている。</p> <p>なお、調査対象5事業のうち、うきは市の市道吉井福久線において、当初は本体工事と電線管理者が行う管路工事の施工時期が異なっていたが、施工中に地元住民の要望に基づき、変更契約を結んだ上で電線共同溝本体工事と連系管路の工事を同時施工により行っている例がみられた。</p> | <p>図表3-(1) -⑭</p> |
|---|-----------------------|

図表 3 - (1) - ①

電線共同溝の指定及び整備等に関する法令等

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年 3 月 23 日法律第 39 号）（抜粋）

第二章 電線共同溝の建設

（定義）

第二条 この法律において「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。

2 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

3 この法律において「電線共同溝」とは、電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいう。

（電線共同溝を整備すべき道路の指定）

第三条 道路管理者は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況等を勘案して、その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため、電線をその地下に埋設し、その地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去又は設置の制限をすることが特に必要であると認められる道路又は道路の部分について、区間を定めて、電線共同溝を整備すべき道路として指定することができる。

2 道路管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県公安委員会、市町村（当該指定に係る道路の道路管理者が市町村である場合の当該市町村及び次項の規定による要請をした市町村を除く。）、当該道路の沿道がその供給区域又は供給地点に該当する電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は同項第六号に規定する特定電気事業者及び当該道路の沿道がその業務区域に該当する電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業者（政令で定める者を除く。）の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 市町村は、当該市町村の区域内に存する道路の道路管理者に対し、第一項の規定による指定を行うよう要請することができる。

4 道路管理者は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（電線共同溝の建設）

第五条 道路管理者は、電線共同溝整備道路について、この章に定めるところにより、電線共同溝を建設するものとする。

2 道路管理者は、前条第一項の規定による申請をした者（同条第四項の規定により却下された者を除く。以下「電線共同溝の占用予定者」という。）の意見を聴いて、電線共同溝整備計画を定めることができる。

3 道路管理者は、前項の規定により電線共同溝整備計画を定める場合において、電線による道路の占用の動向を勘案してその構造の保全その他道路の管理上必要と認められるときは、当該計画において電線共同溝の占用予定者以外の者の占用のための電線共同溝の部分を決めることができ

る。

- 4 道路管理者は、第二項の規定により電線共同溝整備計画を定めた場合においては、当該電線共同溝整備計画に基づき電線共同溝の建設を行わなければならない。
- 5 道路管理者がこの法律の規定に基づき電線共同溝として建設する施設については、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）の規定は、適用しない。

○「無電柱化に係るガイドライン」（平成 22 年 2 月 24 日付け事務連絡 道路局地方道・環境課長通知）
（抜粋）

無電柱化の事業の実施にあたっては、これらの地域の要請に応え、道路管理者と電線管理者は協議の上、地方公共団体と調整しつつ、また電力・通信需要にも配慮しつつ、無電柱化の必要性及び整備効果を踏まえ、整備及び費用負担の方式について調整を図りながら、引き続き無電柱化を進めるものとする。

（注）本表中の下線は、当局が付した。

図表 3 - (1) - ②

道路管理者による電線共同溝整備路線の指定の状況

| 道路管理者 | 福岡国道事務所 | 福岡国道事務所 | 福岡市 | 福岡県 | うきは市 |
|-------------------|---|---|--|-----------------------------|----------------------|
| 事業名 | 国道 202 号 小田部地区 電線共同溝 | 国道 202 号 原(2)地区 電線共同溝 | (都)長浜臨港線 (市道長浜 1449 号線他 4 路線) 電線共同溝 | 県道 甘木吉井線 電線共同溝 | 市道 吉井福久線 電線共同溝 |
| 無電柱化推進 計画採択期 | 第五期 | 第五期 | 第五期 | 第五期(合意) 第六期(継続) | 第六期 |
| 無電柱化推進計画 合意年月日 | H16. 3. 23 | H16. 3. 23 | H16. 3. 23 | H16. 3. 23(当初) H22. 6. 8 | H22. 6. 8 |
| 事業者への意 見照会年月日 | H19. 3. 2 | H19. 3. 2 | H19. 7. 2 | H22. 11. 2 | H24. 3. 30 |
| 整備路線 指定年月日 | H19. 6. 1 | H19. 6. 1 | H20. 3. 27 | H23. 1. 17 | H24. 6. 28 |
| 無電柱化方式 | 電線共同溝方式 | 電線共同溝方式 | 電線共同溝方式 | 電線共同溝方式 | 電線共同溝方式 |
| 費用負担方式 | 応分負担 | 応分負担 | 応分負担 | 要請者負担 | 要請者負担 |
| 整備延長 | 2. 08km | 1. 46km | 1. 04km | 0. 32km | 0. 35km |
| 事業目的 | 安全で快適な歩 行空間の確保、都 市景観及び都市 機能防災の向上 | 安全で快適な歩 行空間の確保、都 市景観及び都市 機能防災の向上 | 安全で快適な歩 行空間の確保 | 歴史的街なみの 景観向上 | 歴史的街なみの 景観向上 |

（注）当局の調査結果による。

図表 3 - (1) - ③

道路管理者による事業者との事前調整等の状況

| 道路管理者 | 福岡国道事務所 | 福岡国道事務所 | 福岡市 | 福岡県 | うきは市 |
|---------------------|--|-----------------------------|--|---|----------------------|
| 事業名 | 国道 202 号 小田部地区 電線共同溝 | 国道 202 号 原(2)地区 電線共同溝 | (都)長浜臨港線 (市道長浜 1449 号線他 4 路線) 電線共同溝 | 県道 甘木吉井線 電線共同溝 | 市道 吉井福久線 電線共同溝 |
| 無電中化推進計画 合意年月日 | H16.3.23 | H16.3.23 | H16.3.23 | H16.3.23(合意) H22.6.8(継続) | H22.6.8 |
| 費用負担方法 | 応分負担 | 応分負担 | 応分負担 | 要請者負担方式 | 要請者負担方式 |
| 事業者との事前調整の実施 状況等 | <p>福岡国道事務所は、福岡市無電柱化協議会で合意を得る前に、当該路線に係る全ての占有予定者(ガス、上下水道を含む。)及び設計コンサルタント業者をメンバーとした「電線共同溝調整会議」を開催して、費用負担方法、無電柱化方式について協議している。</p> <p>また、福岡市無電柱化協議会で合意した後は、占有予定者等と地中化に係る経路等の調整を行っている。</p> | | <p>福岡市は、同市において無電柱化に係る事業のとりまとめを行っている道路計画課が、同事業に係わる他部局に対して無電柱化に係る事業の実施予定を照会している。同課は、照会結果をとりまとめ、各路線について無電柱化方式や費用負担方法等を九州電力及びNTTと協議した後、福岡市無電柱化協議会に図っている。</p> | <p>福岡県及びうきは市は、県道甘木吉井線と市道吉井福久線が交差していることもあり、九州電力及びNTTと、費用負担方法及び無電柱化方式等について、同時に協議している。</p> <p>なお、県道甘木吉井線は、第五期無電柱化推進計画で合意しているが、費用負担方法が決まっていなかったことから、事業が進捗せず、第六期で再度合意となっている。</p> | |

(注) 当局の調査結果による。

図表 3 - (1) - ④

道路管理者による住民説明会の開催状況

| 道路管理者 | 福岡国道 事務所 | 福岡国道 事務所 | 福岡市 | 福岡県 | うきは市 |
|-------------------|---|-----------------------------|--|---------------------------------------|---|
| 事業名 | 国道 202 号 小田部地区 電線共同溝 | 国道 202 号 原(2)地区 電線共同溝 | (都)長浜臨港線 (市道長浜 1449 号線他 4 路線) 電線共同溝 | 県道 甘木吉井線 電線共同溝 | 市道 吉井福久線 電線共同溝 |
| 無電中化推進計画 合意年月日 | H16. 3. 23 | H16. 3. 23 | H16. 3. 23 | H16. 3. 23(合意) H22. 6. 8(継続) | H22. 6. 8 |
| 電線共同溝 本体工事着工日 | H19. 8. 31 | H19. 8. 30 | H19. 11. 13 | H25. 2. 6 | H24. 10. 2 |
| 住民説明会 実施年月日 | H19. 7 月 ～8 月 | | H16. 10. 19 H17. 1. 31 H17. 8. 18 | H22. 10. 26 | H. 21. 6. 29 H22. 6. 24 H24. 6. 25 H25. 6. 28 |
| 説明内容等 | 原(2)地区及び小田部地区の 6 自治会に対して、電線共同溝の工事、電線管理者による引込管の工事、入溝及び抜柱などについて説明 | | 事業概要(電線管理者の事業を含む。)、用地測量のお願い、用地補償の進め方などを説明 | 事業概要、下記の各年度の事業スケジュール(電線管理者の事業を含む。)を説明 | 市民で組織されている「町並みをよくする会」(平成 6 年 12 月発足。174 世帯)の総会において説明会を開催し、施工前後の状況、災害に強いこと、伝統的な曳山の祭の復活が望まれることなどを説明 |

(注) 当局の調査結果による。

図表 3 - (1) - ⑤

調査対象 5 事業において事業に遅れが生じた理由の分類

| 路線等名 | 住民からの 要望への対応 | 事業者からの 要望への対応 | 交通管理者との 協議等 | 技術的な問題 | 計 |
|--|-----------------|------------------|----------------|---------|------|
| 国道 202 小田部地区 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 2 件(1) | 2 件 |
| 国道 202 原(2)地区 | 0 件 | 0 件 | 1 件(1) | 1 件(1) | 2 件 |
| (都)長浜臨港 線(市道長浜 1449 号線他 4 路線) | 2 件(1) | 1 件(1) | 4 件(1) | 5 件(1) | 12 件 |
| 県道 甘木吉井線 | 2 件(1) | 0 件 | 2 件(1) | 0 件 | 4 件 |
| 市道 吉井福久線 | 2 件(1) | 1 件(1) | 0 件 | 0 件 | 4 件 |
| 計 | 6 件(3) | 2 件(2) | 8 件(3) | 10 件(3) | 27 件 |

(注) 1 当局の調査結果による。

2 各事業の変更契約書に基づき事業が遅れた理由を計上したことから、一つの変更契約書に複数理由がある場合、両方を計上しており、延べ件数である。

なお、()内は当該理由の実事業数である。

図表 3 - (1) - ⑥

国道 202 号小田部地区電線共同溝(福岡国道事務所)において事業に遅れが生じた理由

| 工期延長 | 工 期 | | 工期延長の原因者等 | 工期延長理由 (福岡国道事務所) |
|---------------------------|------------|------------------------|---|---|
| | 自 | 至 | | |
| 当初契約 | H21. 3. 26 | H22. 2. 28 | — | — |
| 6 工区 第 1 回 工期延 長 | | H22. 3. 31 (31 日延長) | <input type="checkbox"/> 住 民 から 要 望 <input type="checkbox"/> 事 業 者 から の 要 望 <input type="checkbox"/> 交 通 管 理 者 と の 協 議 等 <input checked="" type="checkbox"/> 技 術 的 な 問 題 | 試掘調査の結果、ケーブルに支障が生じることが判明し、設計を見直すこととなった。 |
| | | H22. 5. 31 (92 日延長) | <input type="checkbox"/> 住 民 から 要 望 <input type="checkbox"/> 事 業 者 から の 要 望 <input type="checkbox"/> 交 通 管 理 者 と の 協 議 等 <input checked="" type="checkbox"/> 技 術 的 な 問 題 | 同上 |
| 当初契約 | H22. 7. 17 | H23. 2. 28 | — | — |
| 9 工区 第 1 回 工期延 長 | | H23. 3. 25 (25 日延長) | <input type="checkbox"/> 住 民 から 要 望 <input type="checkbox"/> 事 業 者 から の 要 望 <input type="checkbox"/> 交 通 管 理 者 と の 協 議 等 <input checked="" type="checkbox"/> 技 術 的 な 問 題 | 現地調査の結果、設計変更が生じ検討に時間を要した。また、市道部施工に係る通行止めに関して、地元協議に時間を要した。 |

(注) 1 当局の調査結果による。

2 国道 202 号小田部地区は、1 工区から 9 工区まで区分されており、6 工区及び 9 工区のみ変更契約が行われている。

図表 3 - (1) - ⑦

国道 202 号原 (2) 地区電線共同溝 (福岡国道事務所) において事業に遅れが生じた理由

| 工期延長 | | 工 期 | | 工期延長の原因者等 | 工期延長理由 (福岡国道事務所) |
|-------------|-------------------|------------|-------------------------|---|---|
| | | 自 | 至 | | |
| 当初契約 | | H19. 9. 4 | H21. 2. 28 | — | — |
| 2 工 区 | 第 1 回 工期延 長 | H19. 9. 4 | H21. 3. 31 (31 日延長) | <input type="checkbox"/> 住 民 から 要 望 <input type="checkbox"/> 事 業 者 から の 要 望 <input checked="" type="checkbox"/> 交 通 管 理 者 と の 協 議 等 <input type="checkbox"/> 技 術 的 な 問 題 | 交差点について、交通管理者と協議した結果、設計を見直すこととなった。 |
| | 第 2 回 工期延 長 | | H21. 7. 31 (153 日延長) | <input type="checkbox"/> 住 民 から 要 望 <input type="checkbox"/> 事 業 者 から の 要 望 <input checked="" type="checkbox"/> 交 通 管 理 者 と の 協 議 等 <input type="checkbox"/> 技 術 的 な 問 題 | 夜間交通規制について交通管理者と協議した結果、工法を変更することとなり、協議、設計及び施工に時間を要した。 |
| 当初契約 | | H21. 3. 25 | H22. 2. 28 | — | — |
| 4 工 区 | 第 1 回 工期延 長 | H21. 3. 25 | H22. 3. 31 (31 日延長) | <input type="checkbox"/> 住 民 から 要 望 <input type="checkbox"/> 事 業 者 から の 要 望 <input type="checkbox"/> 交 通 管 理 者 と の 協 議 等 <input checked="" type="checkbox"/> 技 術 的 な 問 題 | 送電線が損傷したことから、復旧工事を実施することとなった。 |
| | 第 2 回 工期延 長 | | H22. 7. 30 (152 日延長) | <input type="checkbox"/> 住 民 から 要 望 <input type="checkbox"/> 事 業 者 から の 要 望 <input type="checkbox"/> 交 通 管 理 者 と の 協 議 等 <input checked="" type="checkbox"/> 技 術 的 な 問 題 | 同上 |

(注) 1 当局の調査結果による。

2 国道 202 号原(2)地区は、1 工区から 5 工区まで区分されており、2 工区及び 4 工区のみ変更契約が行われている。

図表 3 - (1) - ⑧

(都) 長浜臨港線 (市道長浜 1449 号線他 4 路線) 電線共同溝 (福岡市) において事業に遅れが生じた理由

| 工期延長 | | 工 期 | | 工期延長の原因者等 | 工期延長理由 (福岡市) |
|-------------|-------------------|-------------|--------------------------|---|--|
| | | 自 | 至 | | |
| 当初契約 | | H19. 11. 13 | H20. 3. 15 | — | — |
| 1 工 区 | 第 1 回 工期 延長 | H19. 11. 13 | H20. 7. 15 (122 日延長) | <input type="checkbox"/> 住 民 から 要 望 <input checked="" type="checkbox"/> 事 業 者 から の 要 望 <input type="checkbox"/> 交 通 管 理 者 と の 協 議 等 <input checked="" type="checkbox"/> 技 術 的 な 問 題 | 一部の電線管理者から急きよ、配線条数及び特殊部の一部変更申出があったことから、当該部分の変更作業を行った。 |
| | 第 2 回 工期 延長 | | H20. 11. 30 (260 日延長) | <input checked="" type="checkbox"/> 住 民 から 要 望 <input type="checkbox"/> 事 業 者 から の 要 望 <input checked="" type="checkbox"/> 交 通 管 理 者 と の 協 議 等 <input checked="" type="checkbox"/> 技 術 的 な 問 題 | 第 1 回の工期延長の作業を行った結果、さらに、施工について協議の必要が生じ、一部仮設工法の変更等の検討等を行った。 また、特殊部設置位置の試掘を行った結果、付近の店舗や交通管理者から粉塵対策及び右折車両の渋滞への対応について検討の申出を受けた。 |
| | 第 3 回 | | H21. 3. 15 | <input type="checkbox"/> 住 民 から 要 望 <input type="checkbox"/> 事 業 者 から の 要 望 | 迂回路が車両開放された段階から、既存車道部分と南側の拡幅部分を 2 |

| | | | | | |
|---|-------------|----------|-----------------------|---|--|
| | 工期延長 | | (365日延長) | <input checked="" type="checkbox"/> 交通管理者との協議等 <input type="checkbox"/> 技術的な問題 | 班体制により同時施工とする計画であったが、交通管理者との協議に時間を要した。 |
| | 当初契約 | H20.8.27 | H21.3.13. | — | — |
| 3 | 第1回 工期延長 | | H21.3.25 (12日延長) | <input type="checkbox"/> 住民からの要望 <input type="checkbox"/> 事業者からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 交通管理者との協議等 <input type="checkbox"/> 技術的な問題 | 夜間工事の検討をしたが、本工事に近接して夜間工事を行っている工区において近隣の店舗等より騒音・振動に係る苦情があったため、交通管理者等と協議した結果、現況車道の切り廻しを行って、夜間工事を昼間工事に変更することとなり、その協議及び切り廻し道路の施工に日時を要した。 |
| | 当初契約 | H22.5.21 | H23.1.15 | — | — |
| 5 | 第1回 工期延長 | | H23.3.15 (59日延長) | <input type="checkbox"/> 住民からの要望 <input type="checkbox"/> 事業者からの要望 <input type="checkbox"/> 交通管理者との協議等 <input checked="" type="checkbox"/> 技術的な問題 | 当初特殊部掘削に際しては、軟弱土層に対する鋼矢板圧入工法により施工を行っていたが、転石と思われる支障物に当たり、圧入が困難となった。問題解決のため協議、調整を行った後、施工に多大な日数を要した。 |
| | 当初契約 | H23.3.26 | H23.8.22 | — | — |
| 6 | 第1回 工期延長 | | H23.10.31 (70日延長) | <input checked="" type="checkbox"/> 住民からの要望 <input type="checkbox"/> 事業者からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 交通管理者との協議等 <input type="checkbox"/> 技術的な問題 | 当初は現道を切り替え、施工ヤードを確保しつつ施工を行う予定だったが、再度交通管理者と協議を行い片側交互通行による施工で工程を調整した。 さらに隣接する住民から施工時間帯等の調整申し立てがあり、これらに対し関係機関と施工時期及び施工法等の協議・調整を行った。 |
| | 第2回 工期延長 | | H23.12.13 (113日延長) | <input type="checkbox"/> 住民からの要望 <input type="checkbox"/> 事業者からの要望 <input type="checkbox"/> 交通管理者との協議等 <input checked="" type="checkbox"/> 技術的な問題 | 本工事と併設する形で水道管撤去・新設工事が計画されており、工事に際し試掘を行ったところ、水道管計画法線上に不明工作物が埋設されている事が判明し、これに対し協議検討を行ったところ、水道管の計画法線変更が必要となった。 |
| | 当初契約 | H23.7.2 | H24.2.26 | — | — |
| 8 | 第1回 工期延長 | | H24.3.25 (28日延長) | <input type="checkbox"/> 住民からの要望 <input type="checkbox"/> 事業者からの要望 <input type="checkbox"/> 交通管理者との協議等 <input checked="" type="checkbox"/> 技術的な問題 | 当初特殊部掘削に際しては、軟弱土層に対する鋼矢板圧入工法により施工を行っていたが、転石と思われる支障物に当たり、圧入が困難となった。問題解決のため協議、調整を行った後、施工に多大な日数を要した。 |

(注) 1 当局の調査結果による。

2 (都)長浜臨港線(市道長浜 1449 号線他 4 路線)は、1 工区から 9 工区まで区分されており、表中の 5 箇所の工区のみ変更契約が行われている。

図表 3 - (1) - ⑨

県道甘木吉井線電線共同溝(福岡県)において事業に遅れが生じた理由

| 工期延長 | | 工 期 | | 工期延長の原因者等 | 具体的な工期延長理由 (福岡県) |
|------|----------------------|-----------|------------------------|--|--|
| | | 自 | 至 | | |
| 当初契約 | | H25. 2. 6 | H25. 3. 25 | — | — |
| 1 | 第1回 工期 区 延長 | H25. 2. 6 | H25. 8. 30 (158日延長) | <input checked="" type="checkbox"/> 住民から要望 <input type="checkbox"/> 事業者からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 交通管理者との協議等 <input type="checkbox"/> 技術的な問題 | 現場付近では、2月から4月にかけて、観光イベントが開催され、多くの観光客が訪れるため、施工時期について、地元と協議し調整を行った。また、道路幅員が狭い中で、歩行者の通行を確保した上、夜間は車両の通行を開放する必要があるため、1日の施工規模が限られ、施工に日数を要した。 |
| 当初契約 | | | H25. 2. 6 | H25. 3. 25 | — |
| 2 | 第1回 工期 区 延長 | H25. 2. 6 | H25. 8. 30 (158日延長) | <input checked="" type="checkbox"/> 住民から要望 <input type="checkbox"/> 事業者からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 道路管理者との協議等 <input type="checkbox"/> 技術的な問題 | 同上 |

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 県道甘木吉井線は、2工区で施工されている。

図表 3 - (1) - ⑩

市道吉井福久線電線共同溝(うきは市)において事業に遅れが生じた理由

| 工期延長 | | 工 期 | | 工期延長の原因者等 | 工期延長理由 (うきは市) |
|-------------|--|-------------|-----------------------|---|--|
| | | 自 | 至 | | |
| 当初契約 | | H24. 10. 11 | H25. 1. 31 | — | — |
| 第1回 工期延長 | | H24. 10. 11 | | <input checked="" type="checkbox"/> 住民から要望 <input type="checkbox"/> 事業者からの要望 <input type="checkbox"/> 交通管理者との協議等 <input type="checkbox"/> 技術的な問題 | 地元商店から年末年始の施工を避けてほしいとの申出があり、作業工程及び迂回路等について見直し、協議に時間を要した。 |
| 第2回 工期延長 | | | | <input checked="" type="checkbox"/> 住民から要望 <input type="checkbox"/> 事業者からの要望 <input type="checkbox"/> 交通管理者との協議等 <input type="checkbox"/> 技術的な問題 | 当初計画では、最終人孔から電柱までは電線管理者への委託で施工予定としていたが、本工事着手後、地元住民から電線地中化埋設工と同時施工の要望を受けた。交通規制や工事工程等の調整により同一工事とすることで施工の円滑化を図った。 |
| 第3回 工期延長 | | | H25. 3. 25 (53日延長) | <input type="checkbox"/> 住民から要望 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者からの要望 <input type="checkbox"/> 交通管理者との協議等 <input type="checkbox"/> 技術的な問題 | 電線管理者から平成25年度に実施予定の電力管への入線が確実にを行うことができるように、事前の張力試験及び側圧試験の実施の要望を受けた。当該試験を実施し、舗装復旧後の再埋設管敷設替え防止を図った。 |

- (注) 当局の調査結果による。

図表 3 - (1) - ⑩

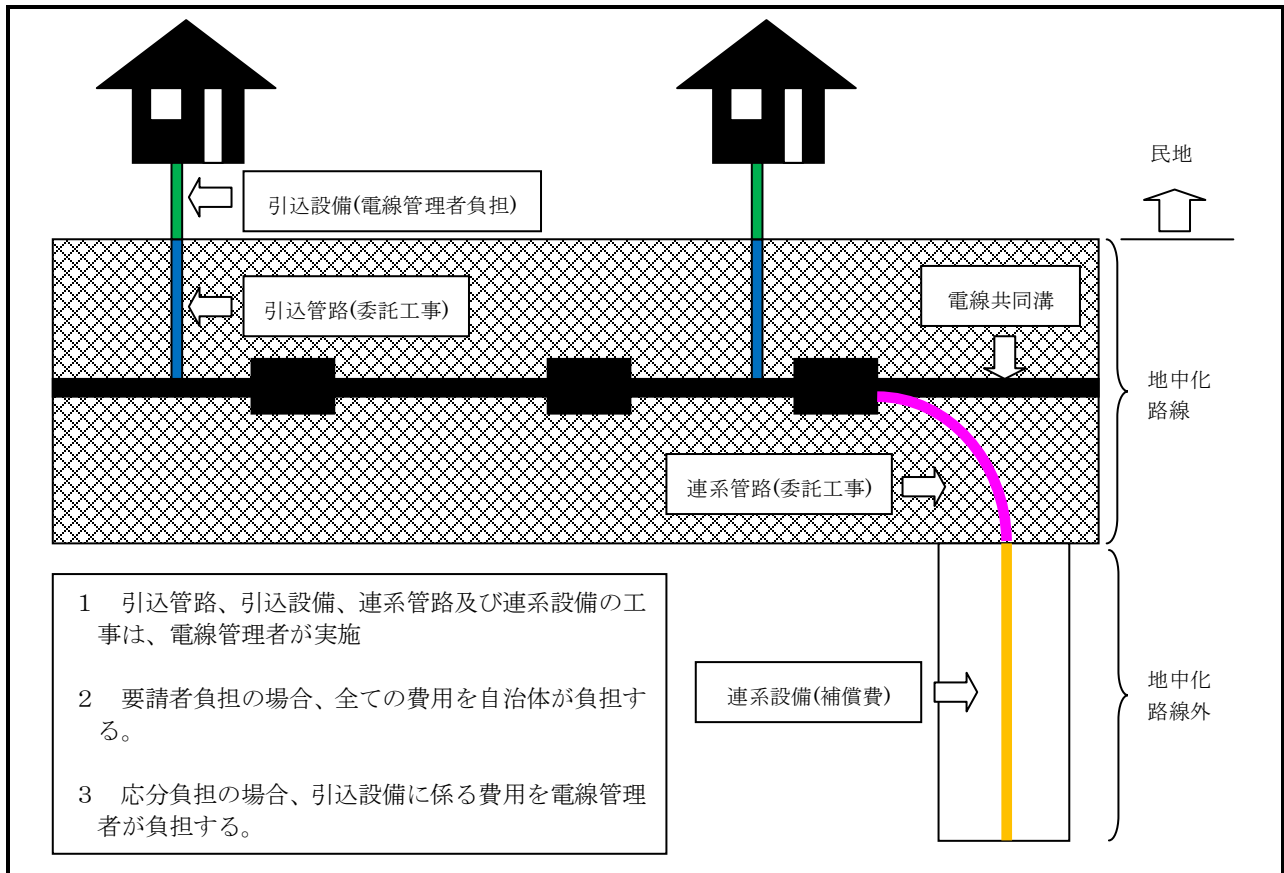
道路管理者による電線共同溝整備計画の策定状況

| 道路管理者 | 福岡国道事務所 | 福岡国道事務所 | 福岡市 | 福岡県 | うきは市 |
|-------------------------|---|-----------------------------|---|---|----------------------|
| 事業名 | 国道 202 号 小田部地区 電線共同溝 | 国道 202 号 原(2)地区 電線共同溝 | (都)長浜臨港線 (市道長浜 1449 号線他 4 路線) 電線共同溝 | 県道 甘木吉井線 電線共同溝 | 市道 吉井福久線 電線共同溝 |
| 無電柱化推進計画 合意年月日 | H16. 3. 23 | H16. 3. 23 | H16. 3. 23 | H16. 3. 23(合意) H22. 6. 8(継続) | H22. 6. 8 |
| 整備路線 指定年月日 | H19. 6. 1 | H19. 6. 1 | H20. 3. 27 | H23. 1. 17 | H24. 6. 28 |
| 電線共同溝 本体工事着工日 | H19. 8. 31 | H19. 8. 30 | H19. 11. 13 | H25. 2. 6 | H24. 10. 2 |
| 電線共同溝 本体工事完了日 | H23. 3. 25 | H22. 8. 30 | H25. 3. 15 | H25. 8. 30 | H25. 3. 25 |
| 電線共同溝整備 計画策定日 | H20. 5. 12 | H20. 5. 12 | H21. 3. 31 | 未作成 (作成準備中) | H25. 6 月 |
| 整備路線指定日 より着工日が早い理由 | — | — | 公示に必要な延長割や指定区域を把握する必要があることから、H19.11.13に着工している工事区間以外についても計画平面図を確認する必要があり、整備路線指定に時間を要した。(福岡市) | — | — |
| 着工よりも電線共同溝整備計画の策定が遅い理由等 | 電線共同溝の設計計画に基づき実施していた、各占用予定者と整備計画書のとりまとめに時間を要したことから、電線共同溝整備計画の策定が遅れた。(福岡国道事務所) | | 不明 | LB の設置位置について、地権者との協議が整わず、電線共同溝整備計画の策定が遅れた。(福岡県) | 不明 |

(注) 当局の調査結果による。

図表 3 - (1) - ⑫

電線共同溝(本体工事)と各施工箇所の名称等及び費用負担の関係



(注) 当局の調査結果による。

図表 3 - (1) - ⑬

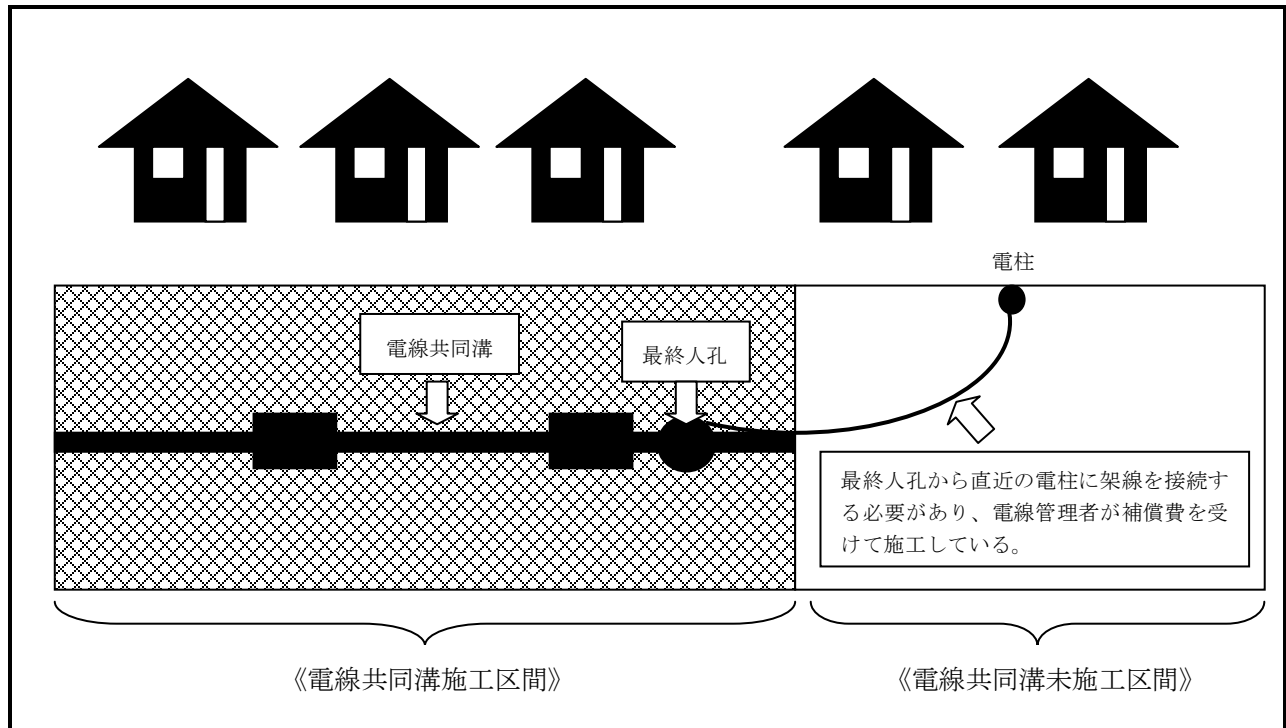
調査対象 5 事業における工期の状況

| 路線名 | 工事区分 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | |
|--|------------------|--------------------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
| 国道 202号 小田部 地区 | 本体工事 | H19.8.31~H23.3.25 | | | | | | | | | | | |
| | 管路 工事 | 九電 | H22.6.16~H23.3.14 | | | | | | | | | | |
| | | NTT | H22.4.12~H23.2.28 | | | | | | | | | | |
| | ケーブル ル工事 等 | 九電 | H23.5.25~H25.3.12 | | | | | | | | | | |
| | | NTT | H22.12.10~H25.3.8 | | | | | | | | | | |
| 国道 202号 原(2) 地区 | 本体工事 | H19.8.30~H22.8.30 | | | | | | | | | | | |
| | 管路 工事 | 九電 | H22.4.12~H23.3.4 | | | | | | | | | | |
| | | NTT | H22.4.12~H23.2.28 | | | | | | | | | | |
| | ケーブル ル工事 等 | 九電 | H23.4.4~H25.3.12 | | | | | | | | | | |
| | | NTT | H22.12.10~H25.3.8 | | | | | | | | | | |
| (都)長浜 臨港線(市 道長浜 1449号線 他4路線) | 本体工事 | H19.11.13~H25.3.15 | | | | | | | | | | | |
| | 管路 工事 | 九電 | H23.2.28~(H26年度) | | | | | | | | | | |
| | | NTT | H22.12.2~H26年度 | | | | | | | | | | |
| | ケーブル ル工事 等 | 九電 | (H27~H28年度) | | | | | | | | | | |
| | | NTT | (H27年度) | | | | | | | | | | |
| 県道 甘木吉井 線 | 本体工事 | H25.2.6~H25.8.30 | | | | | | | | | | | |
| | 管路 工事 | 九電 | H25.10.21~H26.3.24 | | | | | | | | | | |
| | | NTT | H25.10.10~H26.3.25 | | | | | | | | | | |
| | ケーブル ル工事 等 | 九電 | H26.3.10~(未定) | | | | | | | | | | |
| | | NTT | 未着手~(H26.9) | | | | | | | | | | |
| 市道 吉井福久 線 | 本体工事 | H24.10.2~H25.3.25 | | | | | | | | | | | |
| | 管路 工事 | 九電 | H25.4.15~H26.2.12 | | | | | | | | | | |
| | | NTT | H25.2.21~H26.3.20 | | | | | | | | | | |
| | ケーブル ル工事 等 | 九電 | H25.9.17~H26.3.20 | | | | | | | | | | |
| | | NTT | H25.9.25~H26.5.20 | | | | | | | | | | |

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 ケーブル工事等には、入溝及び抜柱等も含まれる。
 3 ■ は工期を表す。

図表 3 - (1) - ⑭

電線共同溝本体工事と連系管路の同時施工に係る位置関係



(注) 当局の調査結果による。

(2) 電線共同溝事業における本体工事後の進捗管理等の徹底

| 通 知 | 説明図表番号 |
|---|--------------------------|
| <p>道路管理者は、電共法第3条第1項に基づき電線共同溝を整備すべき路線として指定を行った場合、同法第9条に基づき当該指定に係る電線共同溝整備道路の地上における電線及びこれを支持する電柱による占有に関し、道路法第32条第1項若しくは第3項の規定による占有許可又は同法第35条の規定による占有協議を行ってはならないとされている。また、道路管理者は、電共法第4条第2項に基づき、同法第3条第1項の指定に係る道路又は道路の部分について、当該指定の日前になされた道路法第32条第2項若しくは第3項又は同法第35条の規定による許可又は協議に基づき当該道路の地上に設置された電線又は電柱（いまだ設置に至らないものを含む。）の設置及び管理を行う者に対し、電共法第4条第1項の規定による申請（電線共同溝の建設完了後の占有許可の申請）を勧告することができるとされている。</p> <p>一方、電共法第9条ただし書において、占有制限の例外規定があり、①整備道路の指定の日前になされた道路占有許可又は協議に基づき設置された電線又は電柱の維持修繕等を行う場合、②電線共同溝の建設若しくは増設が完了する以前等において緊急の必要に基づき当該電線共同溝の占有予定者が仮設の電線又は電柱を設置等を行う場合、③電気事業法又は電気通信事業法の規定に基づく電線について地下に埋設することが道路構造等に照らし困難であることその他やむを得ない事情があると認められる場合、④地上における電線又は電柱の占有について公益上やむを得ない事情があり、かつ、安全円滑な交通確保及び景観整備の支障が少ない場合は、占有制限の適用が除外される。</p> <p>このように、電線共同溝が整備された路線には、上記電共法第9条ただし書に該当する場合を除き、電線又は電柱の設置等は認められないこととなっている。</p> | <p>図表3－(2) －①</p> |
| <p>しかし、今回、当局が福岡国道事務所が実施した2電線共同溝事業について、事業実施後の状況を調査した結果、1事業において、架空線が残存している状況がみられた。</p> | <p>図表3－(2) －②</p> |
| <p>〔架空線が残存している事例：国道202号小田部地区〕</p> <p>福岡国道事務所は、国道202号小田部地区における入溝及び抜柱の工事を平成25年3月に完了したとしているが、当局が26年4月30日に現地を調査した結果、1交差点の2か所において、架空線等が残存している状況がみられた。</p> <p>この理由について、福岡国道事務所は、次のとおり説明している。</p> <p>① 小田部交差点（信号機と車両感知器間の架空線） 歩道に架空線の埋設工事を実施する予定であったが、当該歩道付近の住民から、施工の同意を得られなかったためである。</p> <p>② 小田部交差点（信号機と電柱間の架空線） 信号機の設置されている位置は無電柱化整備区間内であるが、整備区間外にある電柱との間に架空線（2本）が残存している理由は不明である。</p> | <p>図表3－(2) －③及び④</p> |

しかし、当局が電線共同溝平面図を確認したところ、①の事例については、架空線が残存している歩道に電力系及び通信系の管路が埋設してあり、当該工事と同時に当該住民に対して架空線の埋設工事の施工の同意調整を行うことは可能であると考えられることから、調整・協議不足がその原因と推測される。

また、②の事例については、今回の当局の調査により、電線管理者と信号機施工業者の間の連携不足のため撤去可能な架空線(1本)が残存していたことが判明し、電線管理者が平成26年6月に撤去工事を行っており、架空線を残置しておく特段の必要性はなかったものと考えられる。

(注) もう1本の架空線について、福岡国道事務所は、当該架空線は無電柱化整備区間に設置された信号機から市道に設置された車両感知器との間を結ぶものであり、信号機と車両感知器の連動のため必要なものであるとしている。

福岡国道事務所が実施する電線共同溝事業は、電線管理者も施工費用を負担する応分負担方式により行うこととされている。このため電線共同溝本体工事後の入溝及び抜柱の工事は、電線管理者が実施することとなるため、電線管理者は福岡国道事務所に対して工事の完了届により完了に係る内容を通知することとなっているが、施工箇所を十分に確認できる資料が添付される仕組みとなっていなかった。

このように、福岡国道事務所は、調査対象とした2事業に限らず電線共同溝工事が完了した事業において、架空線等が残存している箇所を把握し、その理由を整理して記録を残す仕組みを有しておらず、九州地方整備局もそのような仕組みはないとしている。

しかし、電線共同溝事業の実効性を確保するためには、道路管理者は、電線共同溝本体工事後の進捗状況、事業終了時の現況等を的確に把握することが重要と考えられる。

〔所見〕

したがって、九州地方整備局は、直轄国道における電線共同溝整備事業について、電線共同溝本体工事後の進捗状況、事業終了時の現況等を的確に把握するため、抜柱完了までの間に、電線共同溝整備計画等を活用するなどして、進捗管理及び電線管理者等との情報連携を徹底する方法を検討する必要がある。

図表 3 - (2) - ①

電線共同溝の整備後の管理等に関する法令

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年 3 月 23 日法律第 39 号）（抜粋）

（電線共同溝を整備すべき道路の指定）

第三条 道路管理者は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況等を勘案して、その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため、電線をその地下に埋設し、その地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去又は設置の制限をすることが特に必要であると認められる道路又は道路の部分について、区間を定めて、電線共同溝を整備すべき道路として指定することができる。

2～4（略）

（電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請）

第四条 前条第一項の規定による指定があったときは、電線共同溝の建設完了後における当該電線共同溝の占用を希望する者は、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者に当該電線共同溝の建設完了後の占用の許可を申請することができる。

2 道路管理者は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定に係る道路又は道路の部分（以下「電線共同溝整備道路」という。）について、当該指定の日前になされた道路法第三十二条第一項 若しくは第三項 又は同法第三十五条 の規定による許可又は協議に基づき当該道路の地上に設置された電線又は電柱（いまだ設置に至らないものを含む。）の設置及び管理を行う者に対し、前項の規定による申請を勧告することができる。

3～4（略）

（電線共同溝整備道路における道路占用の許可等の制限）

第九条 道路管理者は、第三条第一項の規定による指定をした場合においては、当該指定に係る電線共同溝整備道路の地上における電線及びこれを支持する電柱による占用に関し、道路法第三十二条第一項 若しくは第三項 の規定による許可をし、又は同法第三十五条 の規定による協議を成立させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一～四（略）

○道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）（抜粋）

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

六 露店、商品置場その他これらに類する施設

七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

2及び4.5(略)

(国の行う道路の占用の特例)

第三十五条 国の行う事業のための道路の占用については、第三十二条第一項及び第三項の規定にかかわらず、国が道路管理者に協議し、その同意を得れば足りる。この場合において、同条第二項各号に掲げる事項及び第三十九条に規定する占用料に関する事項については、政令でその基準を定めることができる。

(注) 本表中の下線は、当局が付した。

図表 3 - (2) - ②

福岡国道事務所の2事業における入溝、抜柱及び架空線等の残存の状況

| 路線名 | 道路 管理者 | 電線共同溝 本体工事完了日 | 入溝及び抜柱の 完了日 | 電線共同溝完成から入溝等までに時間を要している理由や架空線が残存している状況等 |
|--------------------|-------------|---------------------|----------------|---|
| 国道 202 号 原(2)地区 | 福岡国道 事務所 | 平成 22 年 8 月 30 日 | 平成 25 年 3 月 | <ul style="list-style-type: none">電線管理者による地中化切替(引込含む)の施工に期間を要している。1 交差点において、信号機と信号機の上に架空線が残存(平成 26 年 4 月 30 日現地確認)福岡国道事務所は、当該架空線は、埋設予定であった箇所に暗きよがあることから、技術的に埋設できなかったものであるとしている。 |
| 国道 202 号 小田部地区 | 福岡国道 事務所 | 平成 23 年 3 月 25 日 | 平成 25 年 3 月 | <ul style="list-style-type: none">電線管理者による地中化切替(引込含む)の施工に期間を要している。1 交差点において、信号機と電柱等、信号機と車両感知器の間にそれぞれ架空線が残存(平成 26 年 4 月 30 日現地確認) 残存理由等は、図表 3 - (2) - ③及び④参照 |

(注) 当局の調査結果による。

図表 3 - (2) - ③

調査対象事業において架空線が残存している事例〔1〕

| |
|---|
| 事業実施主体：九州地方整備局福岡国道事務所 |
| 事業実施期間：平成 19 年 8 月 30 日着工 25 年 3 月 25 日完成 25 年 3 月抜柱完了 |
| 路 線 名：国道 202 号線 |
| 整 備 方 式：電線共同溝方式 |
| 事 例 箇 所：小田部交差点 路線：下り |
| 事 例 の 内 容 |
| <p>国道 202 号線の小田部交差点の下り車線側の信号機から、国道沿いに設置された車両感知器までの間に架空線がみられる。</p> |
| <p>【事例の写真】</p>  |
| <p>【地図】</p>  |
| <p>(注) 上記地図中において、●は信号機、●は車両感知器、「—」は架空線を表す。</p> |

【福岡国道事務所による説明】

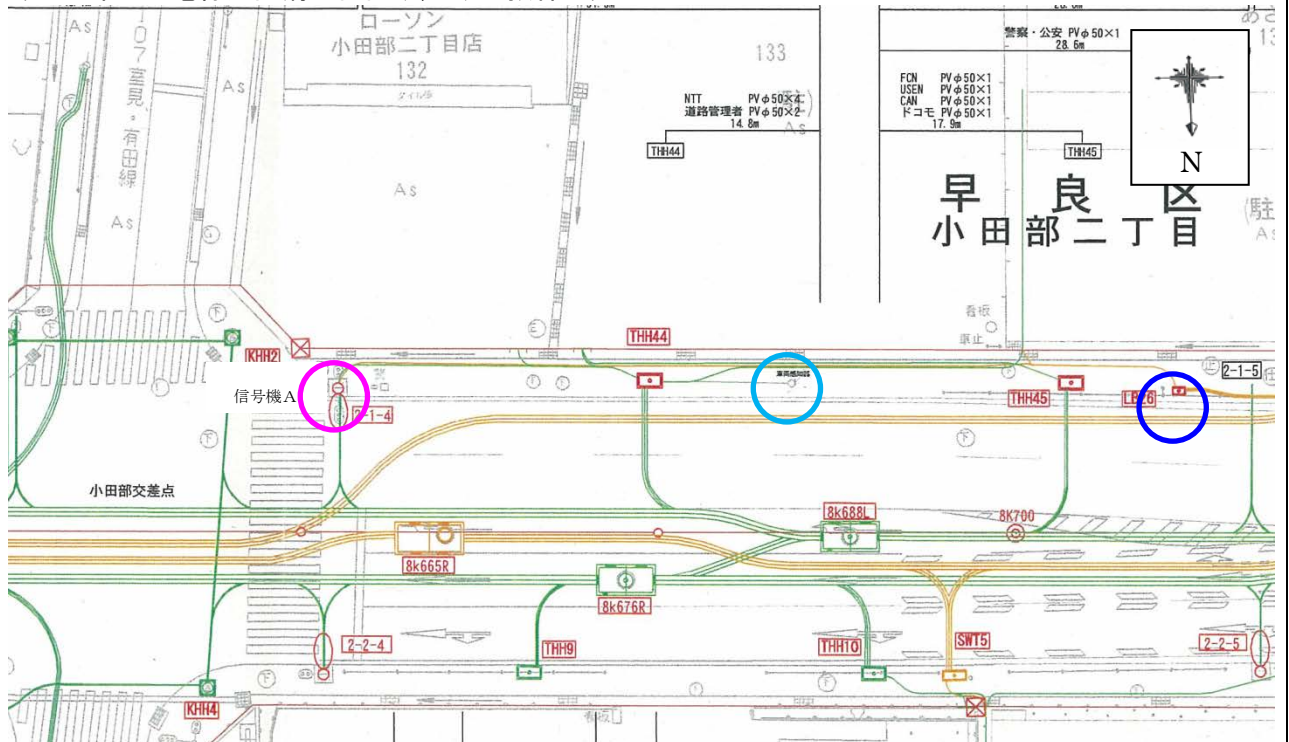
当該箇所については架空線を埋設予定であったが、沿線の住民から、電線共同溝本体工事の施工に関する苦情があり、当該架空線の歩道部への埋設工事の同意を得られなかった。



【C. C. BOX 凡例】

| 記号 | 名称 |
|----|------------------------------|
| | 電力系管路 (配電・QT) |
| | 通信系管路 (NTTなど) |
| | 電力・通信管路 (共同管路) |
| | LB |
| | TR |
| | SWT |
| | 1500×1800×3500 (1型) (電力・通信用) |
| | 950×1200×3000 (電力用) |
| | 1200×1800×3000 (電力用) |
| | 1500×1800×3500 (電力用) |
| | 1800×2100×4000 (電力用) |
| | 950×1200×3000 (通信用) |
| | 1400×1800×3000 (歩道通信用) |
| | 1400×1800×3000 (車道通信用) |
| | 600×900×1200 (通信引込み用HH) |
| | 600×900×600 (警備用HH) |

【小田部地区電線共同溝平面図(3/10)～抜粋～】



【当局の見解等】

信号機A(平面図中桃色で○囲み)と車両感知器(平面図中水色で○囲み)の間の歩道には、電力線及び通信線ともに埋設されていることが確認できる。当該工事と同時に当該住民に対して架空線の埋設工事の施工の同意調整を行うことは可能であったものと考えられる。

図表 3 - (2) - ④

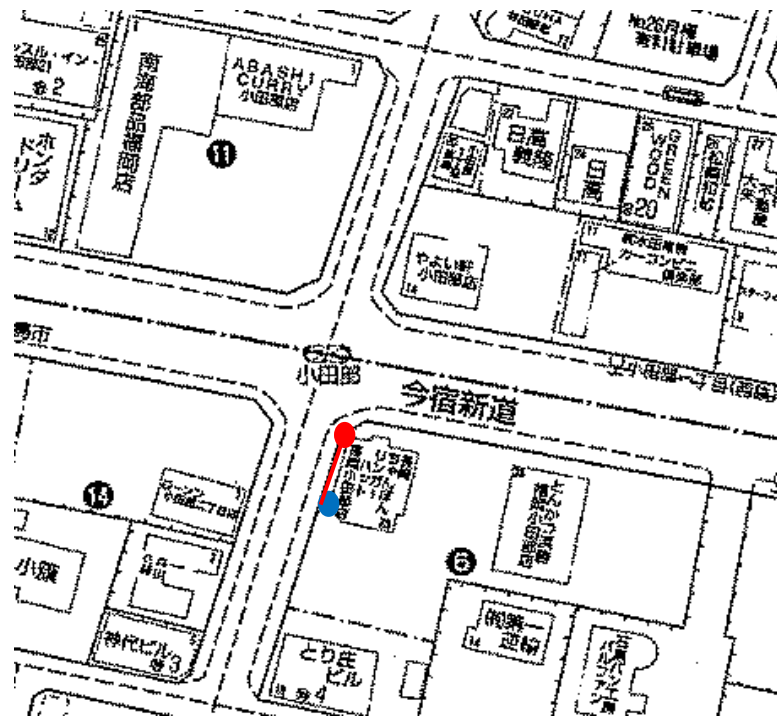
調査対象事業において架空線が残存している事例〔2〕

| |
|--|
| 事業実施主体：九州地方整備局福岡国道事務所 |
| 事業実施期間：平成 19 年 8 月 30 日着工 25 年 3 月 25 日完成 25 年 3 月抜柱完了 |
| 路 線 名：国道 202 号線 |
| 整 備 方 式：電線共同溝方式 |
| 事 例 箇 所：小田部交差点 路線：下り |
| 事 例 の 内 容 |
| 国道 202 号線の小田部交差点の下り車線側の信号機に、同国道と交わる道路から架空線がみられる。 |

【事例の写真】



【地図】



(注) 上記地図中において、●は信号機、●は電柱、「—」は架空線を表す。

【福岡国道事務所による説明】

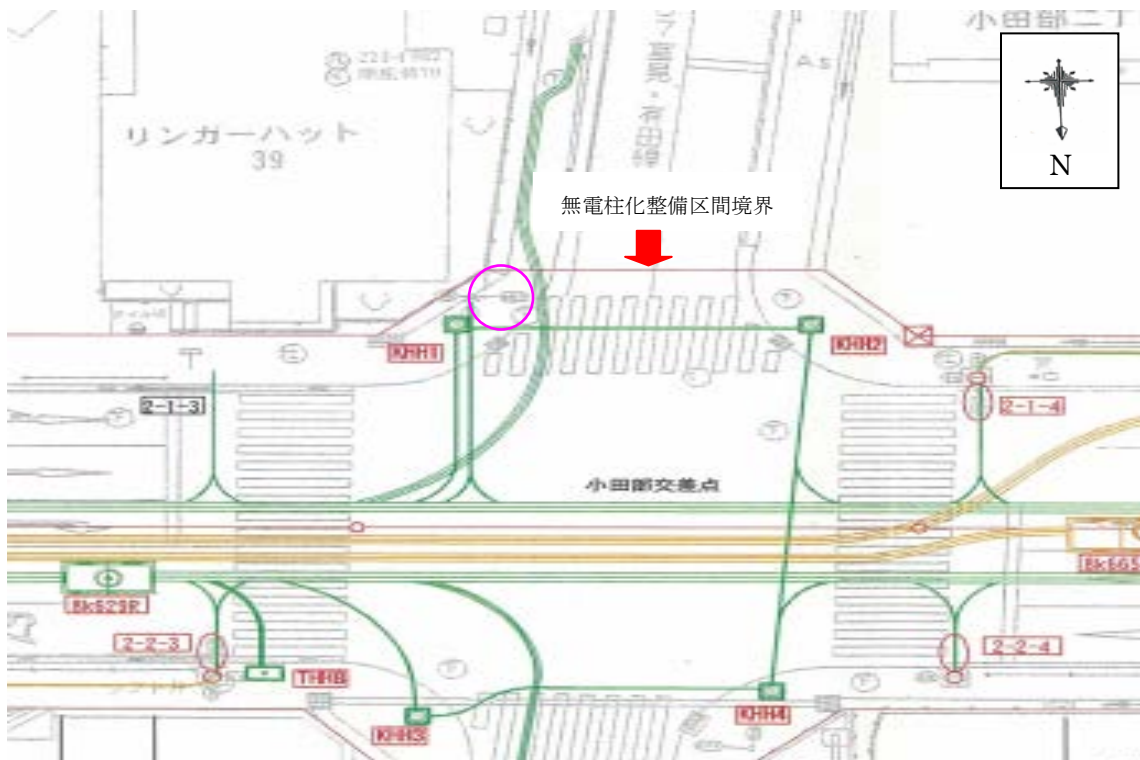
当該信号機は、無電柱化整備区間内に設置してある。過去の経緯等を調査したが、架空線処理とした理由は不明である。



【C. C. BOX 凡例】

| 記号 | 名称 |
|----|------------------------------|
| | 電力系管路 (配電・QT) |
| | 通信系管路 (NTTなど) |
| | 電力・通信管路 (共同管路) |
| | LB |
| | TR |
| | SWT |
| | 1500×1800×3500 (1型) (電力・通信用) |
| | 950×1200×3000 (電力用) |
| | 1200×1800×3000 (電力用) |
| | 1500×1800×3500 (電力用) |
| | 1800×2100×4000 (電力用) |
| | 950×1200×3000 (通信用) |
| | 1400×1800×3000 (歩道通信用) |
| | 1400×1800×3000 (車道通信用) |
| | 600×900×1200 (通信引込み用HH) |
| | 600×900×600 (警察用HH) |

〔小田部地区電線共同溝平面図(3/10)～抜粋～〕



【当局の見解等】

信号機(平面図注桃色で○囲み)は、無電柱化整備区間内に設置されていることは明らかであり、架空線の撤去を行う必要があったものと思われる。当局が電線管理者に確認したところ、電線管理者と施工業者の間の関係不足のため撤去可能な架空線が残存していたことが判明し、電線管理者が、平成26年6月に同事業者の管理に係る架空線(1本)の撤去工事を行っており、残置しておく特段の必要性はなかったもの考えられる。

なお、当該箇所には、もう 1 本架空線が見られるが、福岡国道事務所は、当該架空線は無電柱化整備区間内に設置された信号機から市道に設置された車両感知器との間を結ぶものであり、信号機と車両感知器の連動のため必要なものであるとしている。